岩倉市障がい者計画（第６期）

令和６年３月

岩倉市

は　じ　め　に

岩倉市では、2018 年度（平成 30 年度）に「第５期岩倉市障がい者計画」を策定し、「ともに生き、ともに創ろう　ずっと住みたい、生きがいのあるまち　いわくら」を基本理念として様々な障がい者施策を推進してまいりました。

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方の高齢化や重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に複雑化・多様化しているとともに、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

こうした状況を踏まえて、基本理念を引き継ぎ、継続して施策を推進するため、「第６期岩倉市障がい者計画」を策定し、一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができる地域共生社会の実現をめざします。そして、複雑化・多様化する地域の課題に対して、関係団体や市民の皆様、行政がともに力を合わせて重層的な支援体制を展開し、障がいのある方やそのご家族を地域全体で支えていきたいと思っております。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、ご審議をいただきました岩倉市障害者計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

2024 年（令和６年）３月

岩倉市長　　久保田　桂朗

目　次

第１章　計画策定の趣旨について..... 1

１　計画策定の趣旨・背景 ····· 1
２　国の障がい者施策の流れ ····· 2
３　計画の位置付け ····· 5
４　計画の期間 ····· 9
５　計画の策定体制 ····· 9

第２章　障がいのある人を取り巻く状況..... 10

１　人口の状況 ····· 10
２　障がいのある人の状況 ····· 12
３　アンケート調査結果からみた現状 ····· 18
４　サービス事業所及び関係団体アンケートからみた現状 ····· 61

第３章　計画の基本的な考え方..... 65

１　基本理念 ····· 65
２　基本目標 ····· 66
３　施策の方向 ····· 68
４　計画の体系 ····· 70

第４章　施策の展開..... 71

１　ともに生きる～理解と交流の推進 ····· 71
２　地域で生活する～生活支援の充実 ····· 76
３　健やかに生きる～保健・医療の充実 ····· 82
４　可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実 ····· 85
５　いきいきと活動する～社会参加の促進 ····· 88
６　安心して暮らす～安全・安心の整備 ····· 92

第５章　計画の推進 96
1　計画の推進体制 96
2　計画の進捗管理 97
資料編 98
1　岩倉市障害者計画推進委員会 98
2　計画の策定経緯 101
3　用語解説 102

計画策定の趣旨について

1　計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、障がいのある全ての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく意思決定と社会参画を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、2016年（平成28年）４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、2014年（平成26年）１月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、2023年（令和５年）には「第５次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

岩倉市（以下「本市」）では、2018年度（平成30年度）に「岩倉市障がい者計画（第５期）」、2021年度（令和３年度）に「岩倉市障がい福祉計画（第６期）及び障がい児福祉計画（第２期）」を策定し、障がい福祉を推進してきました。これらの計画期間が2023年度（令和５年度）をもって終了することから、計画の理念である「ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら」を念頭に、次期計画である「岩倉市障がい者計画（第６期）」及び「岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

２　国の障がい者施策の流れ

（１）障がい者計画にかかる動向

障がい者施策は、1970年（昭和45年）に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（1981年（昭和56年））等の国際的な動きを経て、1982年（昭和57年）に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、1993年（平成５年）にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は1993年（平成５年）に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の支援、精神障害者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、2003年度（平成15年度）には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、2012年度（平成24年度）までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進、自立に向けた地域基盤の整備などが盛り込まれました。「障害者基本法」は2004年（平成16年）に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

2003年（平成15年）から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。2005年（平成17年）10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

2011年（平成23年）には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が2012年（平成24年）に新たに制定されました。

また、2018年（平成30年）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

（２）近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が2012年（平成24年）に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が2013年（平成25年）に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、2014年（平成26年）に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、2016年（平成28年）４月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、2013年（平成25年）に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、2016年（平成28年）４月には、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等に関し、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が施行されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、2015年（平成27年）に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、2016年（平成28年）には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

2018年（平成30年）に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創

造するための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、2021年（令和３年）５月には、「障害者差別解消法」の施行後３年の見直しが行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどが定められ、2024年（令和６年）４月から施行されることとなりました。

2022年（令和４年）12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化し、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援をするものとして「就労選択支援」が追加されました。

3　計画の位置付け

（1）計画の性格

「岩倉市障がい者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関、団体、事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

また、関連する計画として「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」があり、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画として、別に定められます。

また、計画では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

（2）根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定しています。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	（第５次）障害者基本計画 （2023 年度（令和５年度） ～2027 年度（令和９年度））	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	あいち障害者福祉プラン 2021-2026		
岩倉市	岩倉市障がい者計画（第６期） 岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

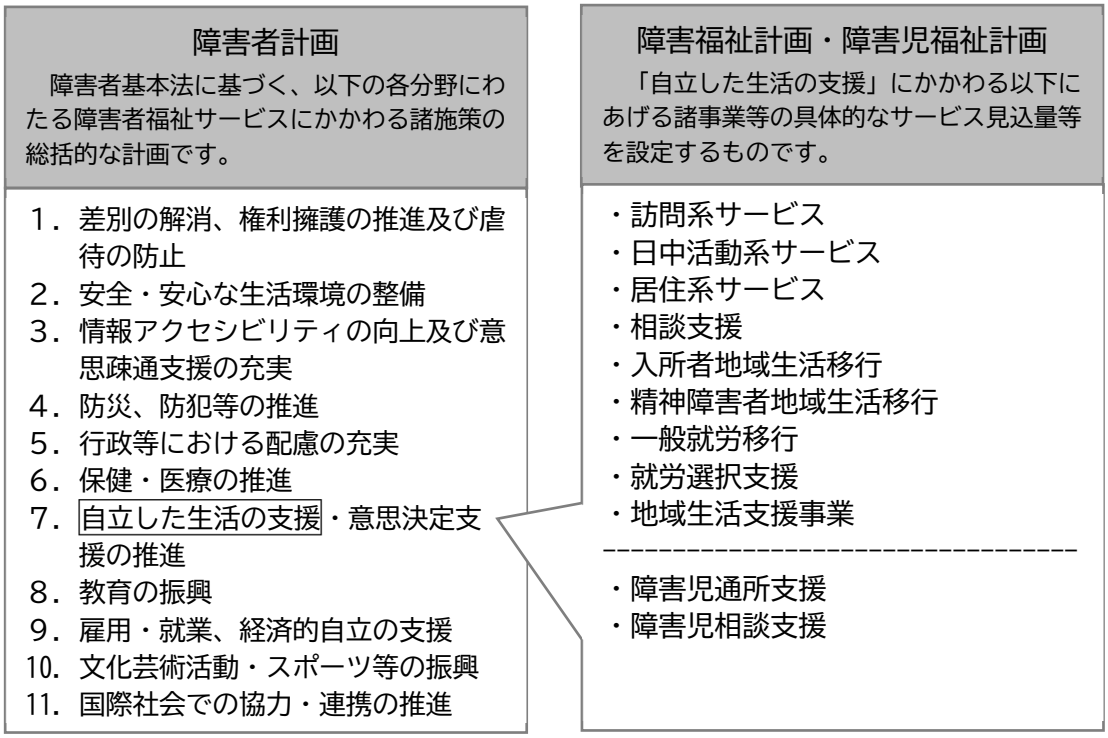

障害者基本計画（第５次）の基本的な考え

＜理念＞

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める

＜基本原則＞

〇地域社会における共生等
〇差別の禁止
〇国際的協調

＜各分野に共通する横断的視点＞

〇条約の理念の尊重及び整合性の確保
〇共生社会の実現に資する取組の推進
〇当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
〇障害特性等に配慮したきめ細かい支援
〇障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
〇ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（３）関連計画

岩倉市障がい者計画（第６期）並びに岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）は、市の最上位計画である「第５次岩倉市総合計画」における福祉部門上位計画である「第３期岩倉市地域福祉計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。これらの計画では、本市が策定した「岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画」、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画を踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

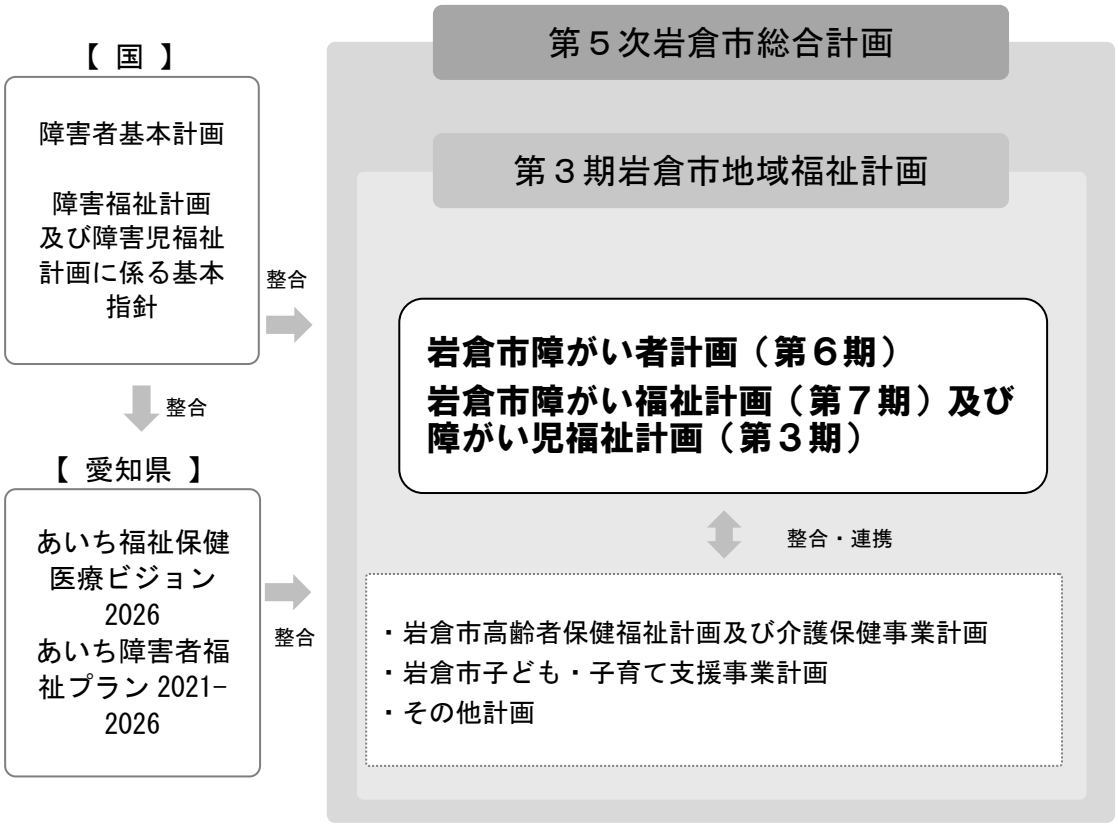

（４）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

ＳＤＧｓは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。ＳＤＧｓの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するにあたっては、ＳＤＧｓを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

4　計画の期間

今回策定する「岩倉市障がい者計画（第６期）」は、2024年度（令和６年度）から2029年度（令和11年度）までの６年間を計画の期間とします。「岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）」は、2024年度（令和６年度）から2026年度（令和８年度）までの３年間を計画の期間とします。

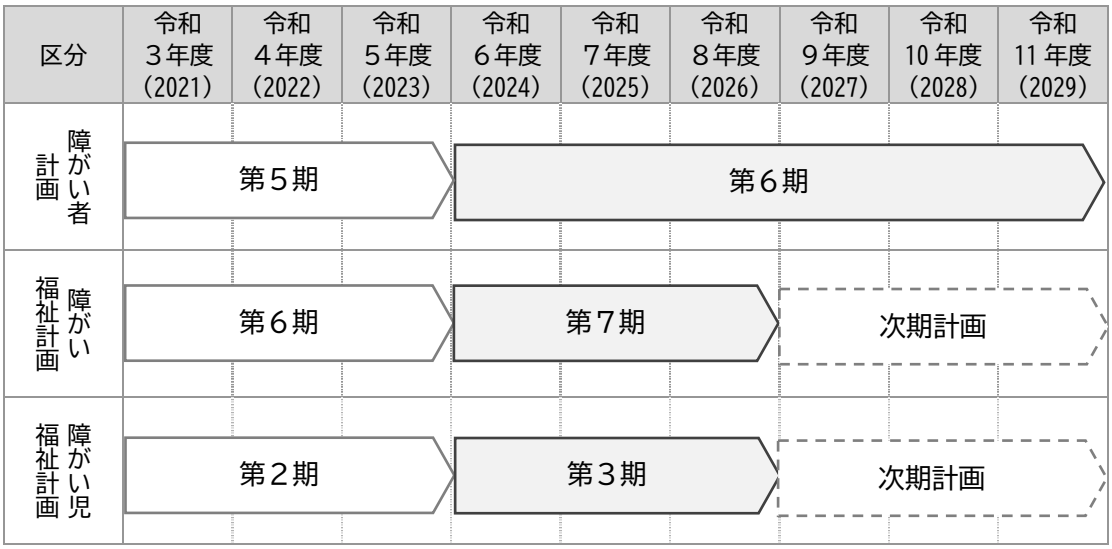

5　計画の策定体制

（１）計画策定の体制

障がい福祉に関する団体、障害福祉サービス事業者、関係機関の代表者及び学識経験者等で組織する「岩倉市障害者計画推進委員会」及び「岩倉市地域自立支援協議会」において、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら計画を策定しました。

（２）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

第２章　障がいのある人を取り巻く状況

１　人口の状況

（１）人口の推移

1990年（平成２年）から2023年（令和５年）までの総人口の推移をみると、2005年（平成17年）までは右肩上がりに増加していましたが、それ以降は増減を繰り返して推移し、2023年（令和５年）10月１日現在で、岩倉市の総人口は47,796人となっています。

年齢区分別にみると、1990年（平成２年）から2023年（令和５年）まで、年少人口（０～14歳）は減少し続け、生産年齢人口（15～64歳）も概ね減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しており、1990年（平成２年）から2020年（令和２年）までの30年間に8,634人増加し、3.6倍となっています。

図表Ⅱ－１　人口の推移

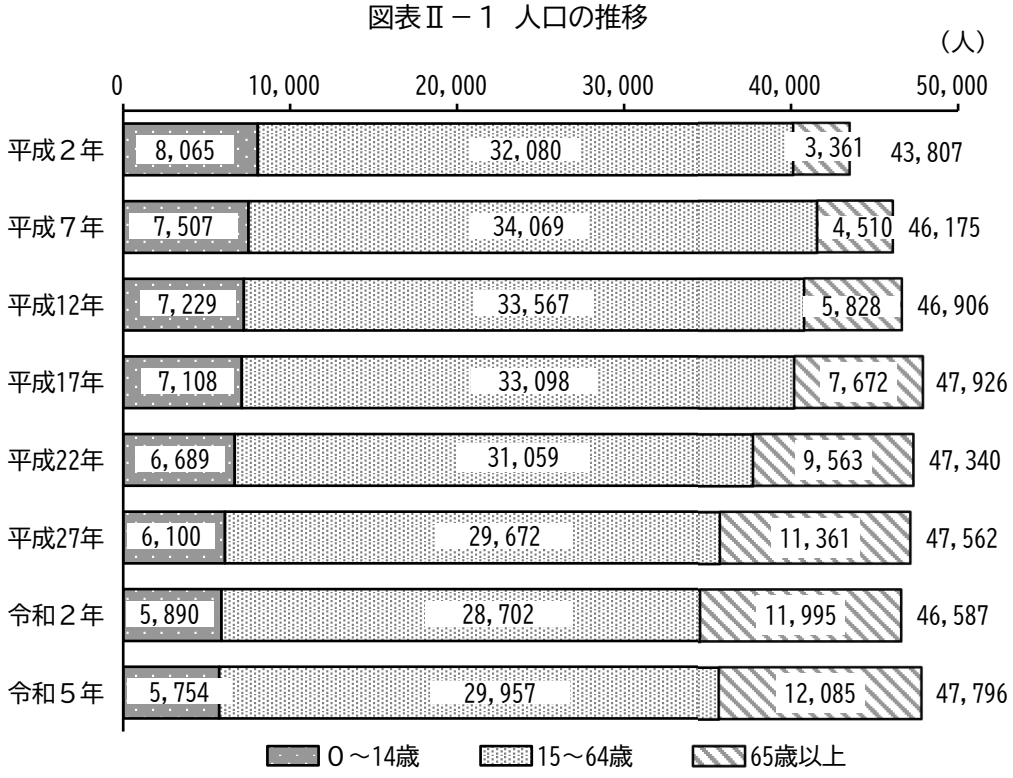

注：平成２～令和２年の総人口には年齢不詳が含まれます。

資料：国勢調査（令和２年まで）、住民基本台帳（令和５年10月１日）

（２）人口ピラミッド

図表Ⅱ－２は、1990年（平成２年）～2020年（令和２年）の岩倉市の男女別５歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみたものです。

団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに、少子高齢化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表Ⅱ－２ 人口ピラミッド

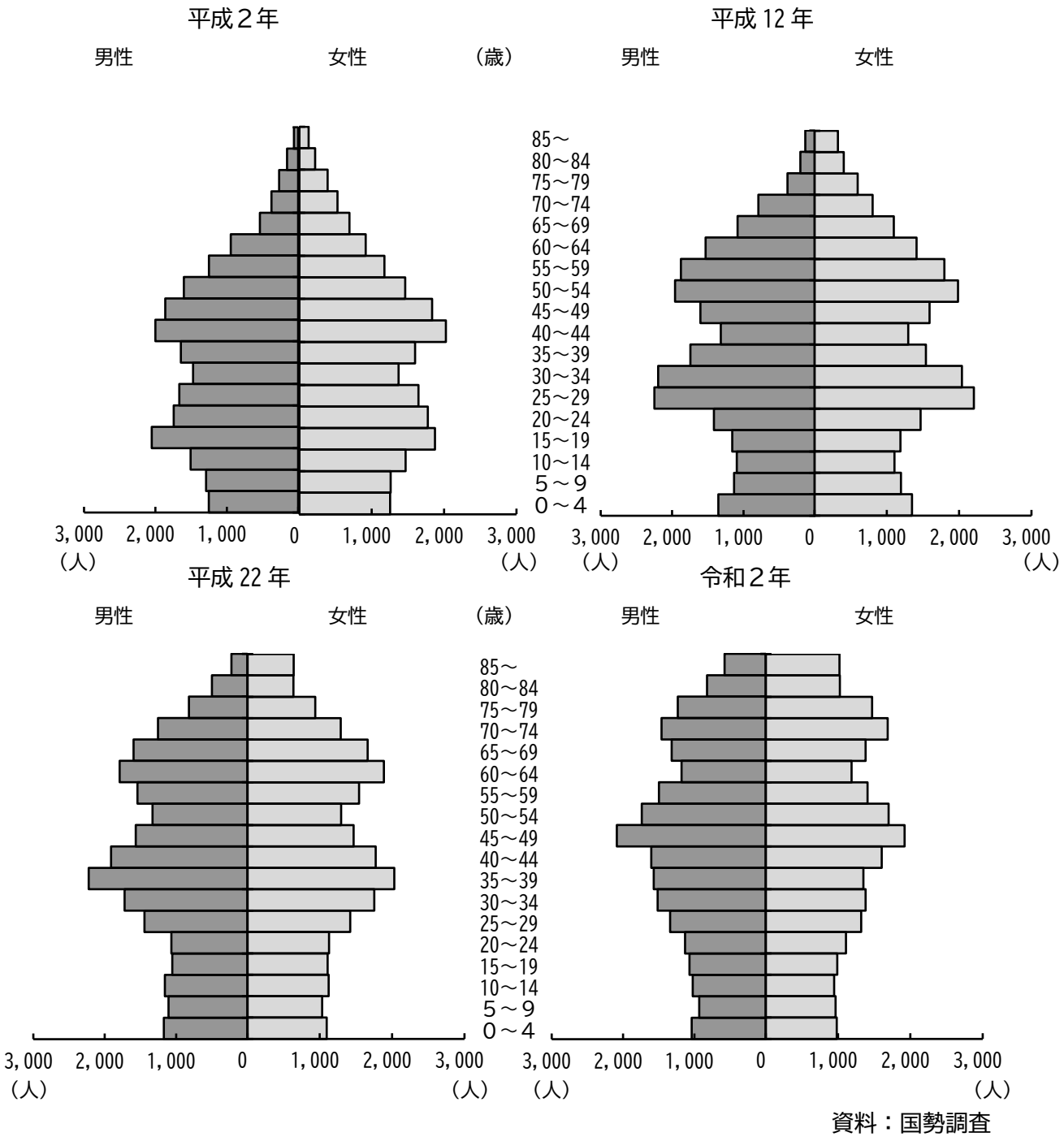

資料：国勢調査

２　障がいのある人の状況

（１）身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

2023年（令和５年）４月１日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,407人です。2018年（平成30年）以降、概ね減少傾向となっています（図表Ⅱ－３）。

障がいの種類別にみると、2018年（平成30年）から2023年（令和５年）にかけて、肢体不自由が約50%と最も多くなっています。内部障がいも約30～40%と多くを占めており、毎年増加しています（図表Ⅱ－４）。

図表Ⅱ－３　身体障害者手帳所持者数の推移

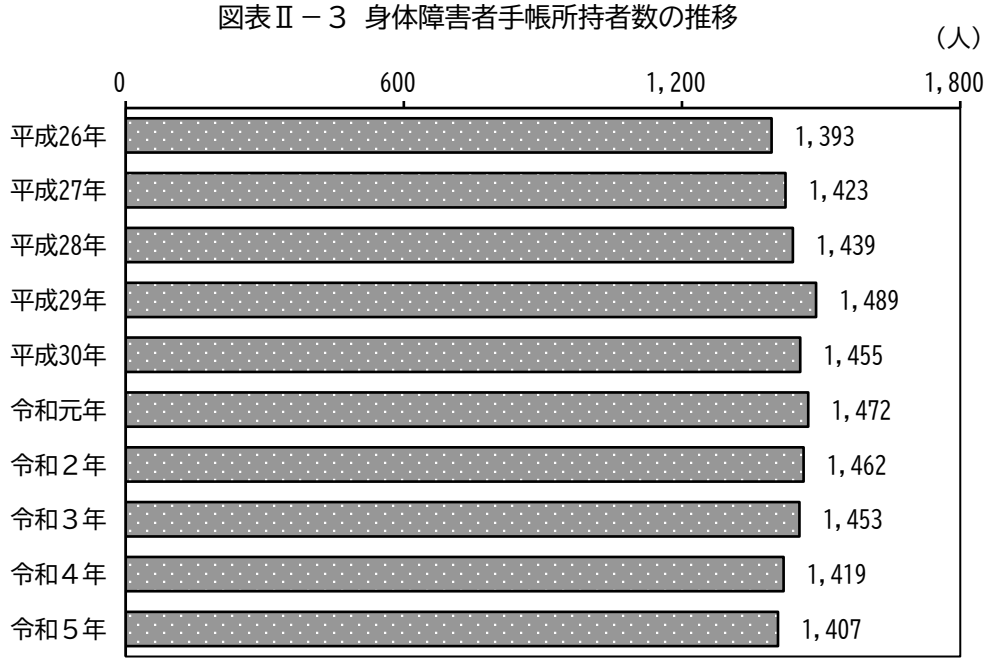

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－４　身体障がいの種類別に見た身体障害者手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：％

区　分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合　計
平成 30 年	76	112	12	768	487	1,455
	5.2	7.7	0.8	52.8	33.5	100.0
令和元年	73	107	11	770	511	1,472
	5.0	7.3	0.7	52.3	34.7	100.0
令和２年	74	112	15	739	522	1,462
	5.1	7.7	1.0	50.5	35.7	100.0
令和３年	75	108	16	712	542	1,453
	5.2	7.4	1.1	49.0	37.3	100.0
令和４年	64	105	18	687	545	1,419
	4.5	7.4	1.3	48.4	38.4	100.0
令和５年	61	106	18	680	542	1,407
	4.3	7.5	1.3	48.3	38.5	100.0

（各年４月１日現在）

障がい等級別にみると、2023年（令和５年）４月１日現在の１・２級で重度は557人（39.6%）、３～６級の中軽度が850人（60.4%）となっています。身体障がいの種類別にみると、１・２級では、肢体不自由及び内部障がいの割合が多くなっています（図表Ⅱ－5）。

障がい等級別に推移をみると、１・２級が40%前後、３～６級が60%前後で推移しています（図表Ⅱ－6）。

年齢別にみると、18歳以上が98.4%を占めています（図表Ⅱ－7）。

図表Ⅱ－５ 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

単位：上段：人、下段：%

区　分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合　計
１・２級	40	30	1	242	244	557
	7.2	5.4	0.2	43.4	43.8	100.0
３～６級	21	76	17	438	298	850
	2.5	8.9	2.0	51.5	35.1	100.0
合　計	61	106	18	680	542	1,407
	4.3	7.5	1.3	48.3	38.5	100.0

（令和５年４月１日現在）

図表Ⅱ－６ 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：%

区　分	１・２級	３～６級	合　計
平成 30 年	578	877	1,455
	39.7	60.3	100.0
令和元年	589	883	1,472
	40.0	60.0	100.0
令和２年	589	873	1,462
	40.3	59.7	100.0
令和３年	590	863	1,453
	40.6	59.4	100.0
令和４年	568	851	1,419
	40.0	60.0	100.0
令和５年	557	850	1,407
	40.0	60.0	100.0

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－７ 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：上段：人、下段：%

区　分	18 歳未満	18 歳以上	合　計
人数	22	1,385	1,407
率	1.6	98.4	100

（令和５年４月１日現在）

（２）知的障がいのある人（療育手帳所持者）

2023年（令和５年）４月１日現在、本市の療育手帳所持者は362人となっています。療育手帳所持者数の推移をみると、2017年（平成29年）は減少していますが、それ以降は再び増加し続けています（図表Ⅱ－８）。

障がいの程度別にみると、重度（Ａ判定）は2019年（令和元年）まで総数の30%台後半の割合で推移していましたが、近年は総数の30%台前半の割合となっています。中度（Ｂ判定）は総数の20%台前半の割合で推移しており、軽度（Ｃ判定）は、2019年（令和元年）まで総数の30%台後半の割合で推移していましたが、近年は総数の40%台の割合となっています（図表Ⅱ－９）。

年齢別にみると、18歳未満が36.7%、18歳以上が63.3%となっています（図表Ⅱ－10）。

図表Ⅱ－８ 療育手帳所持者数の推移

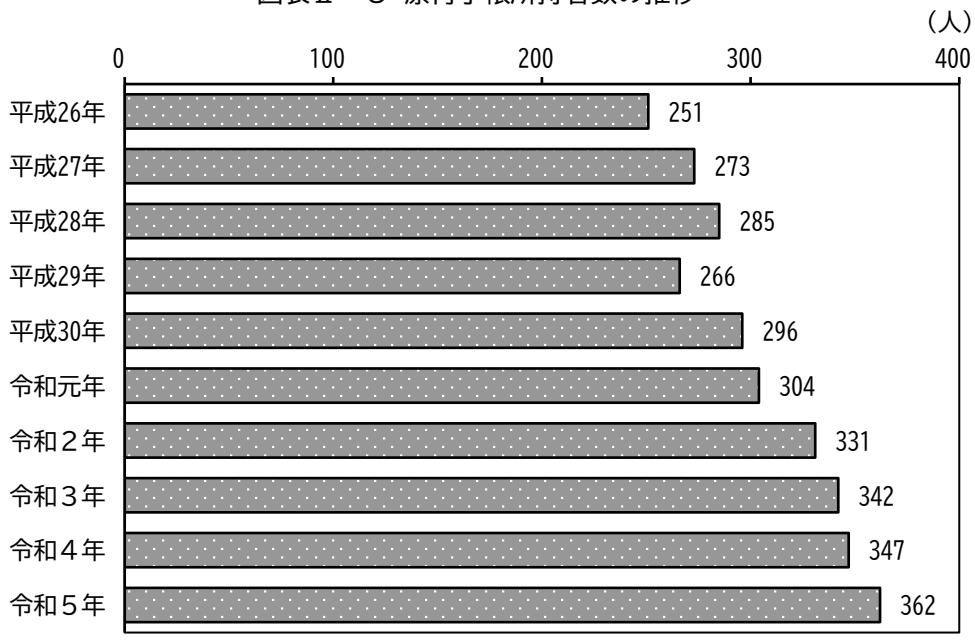

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－９ 障がいの程度別に見た療育手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：％

区　分	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）	合　計
平成 30 年	115	71	110	296
	38.9	24.0	37.2	100.0
令和元年	118	72	114	304
	38.8	23.7	37.5	100.0
令和２年	122	73	136	331
	36.9	22.1	41.1	100.0
令和３年	118	77	147	342
	34.5	22.5	43.0	100.0
令和４年	120	76	151	347
	34.6	21.9	43.5	100.0
令和５年	122	82	158	362
	33.7	22.7	43.6	100.0

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－10 年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：上段：人、下段：％

区　分	18 歳未満	18 歳以上	合　計
重　度（A判定）	25	97	122
	20.5	79.5	100.0
中　度（B判定）	22	60	82
	26.8	73.2	100.0
軽　度（C判定）	86	72	158
	54.4	45.6	100.0
合　計	133	229	362
	36.7	63.3	100.0

（令和５年４月１日現在）

（３）精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

2023年（令和５年）４月１日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は499人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加を続けています（図表Ⅱ－11）。

等級別にみると、２級が約60%を占めています（図表Ⅱ－12）。

年齢別にみると、18歳以上が90%以上を占めています（図表Ⅱ－13）。

図表Ⅱ－11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

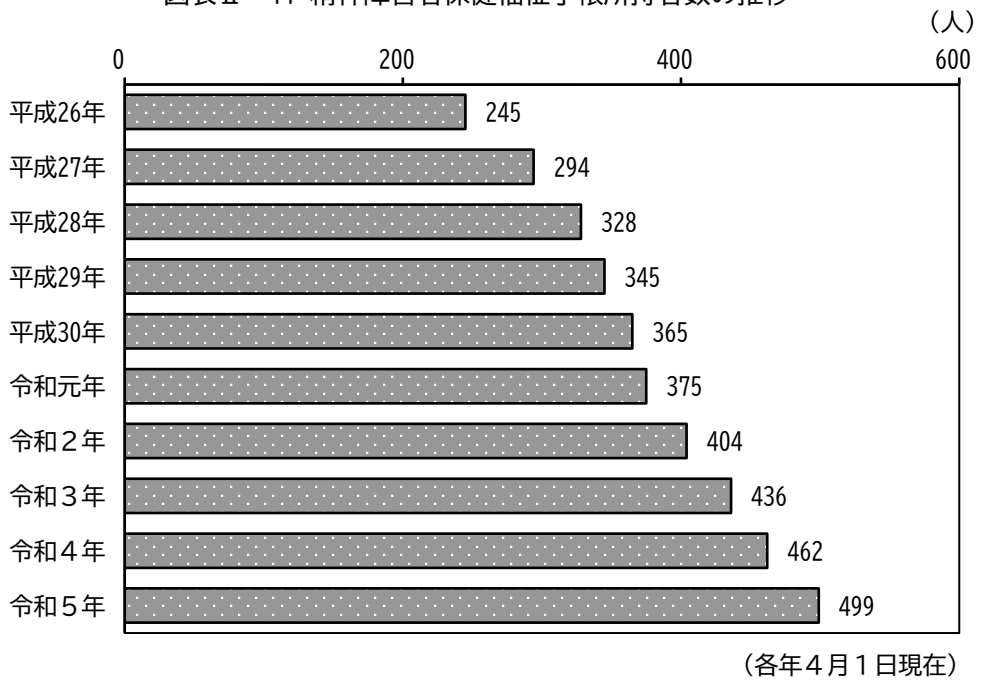

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－12 障害等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：％

区　分	１級	２級	３級	合　計
平成 30 年	38	241	86	365
	10.4	66.0	23.6	100.0
令和元年	47	250	78	375
	12.5	66.7	20.8	100.0
令和２年	55	262	87	404
	13.6	64.9	21.5	100.0
令和３年	58	274	104	436
	13.3	62.8	23.9	100.0
令和４年	68	292	102	462
	14.7	63.2	22.1	100.0
令和５年	81	312	106	499
	16.2	62.5	21.2	100.0

（各年４月１日現在）

注：端数処理のため、割合の和は必ずしも 100%にならない。

図表Ⅱ－13 年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：上段：人、下段：％

区分	18 歳未満	18 歳以上	合　計
１　級	0	81	81
	0.0	100.0	100.0
２　級	9	303	312
	2.9	97.1	100.0
３　級	5	101	106
	4.7	95.3	100.0
合　計	14	485	499
	2.8	97.2	100.0

（令和５年４月１日現在）

3　アンケート調査結果からみた現状

（1）調査の概要

①　調査の目的

岩倉市障がい者計画（第６期）（計画期間：2024年度（令和６年度）～2029年度（令和11年度））、岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（計画期間：2024年度（令和６年度）～2026年度（令和８年度））の策定にあたり、障がい児・者の現況及びニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするものです。

②　調査対象

障がい者（18歳以上）：18歳以上の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

障がい児（18歳未満）：18歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または障害児通所支援利用者

③　調査期間

2022年（令和４年）12月25日～2023年（令和５年）１月13日

④　調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤　回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者（18 歳以上）	2,128 通	980 通	46.1%
障がい児（18 歳未満）	229 通	113 通	49.3%

（２）調査の結果

（２）－１　障がい者（18歳以上）調査

①　介助や支援してくれる人のことについて

ア　どのような介助や支援が必要か

「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」の割合が40.6%と最も高く、次いで「炊事掃除などの家事援助」の割合が30.0%、「金銭管理や生活の見守り」の割合が27.3%となっています。

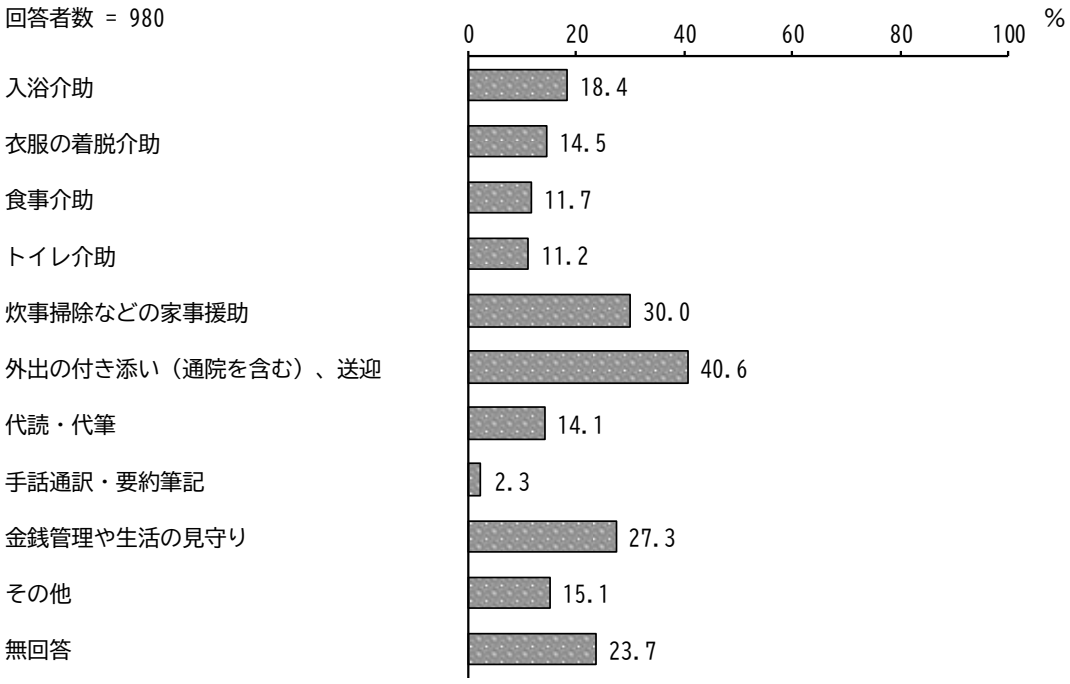

② 医療について

ア 病院などで治療を受けているか

「通院している」の割合が81.0%と最も高くなっています。

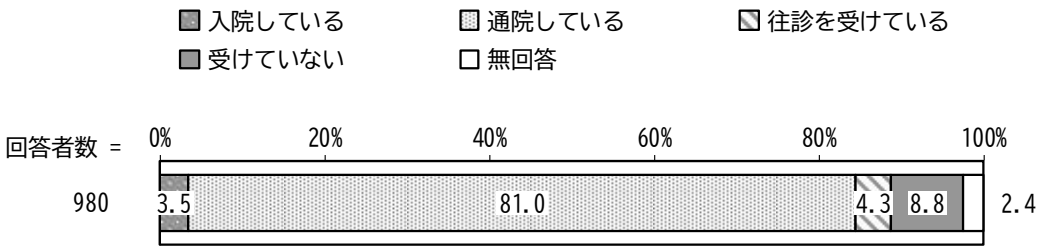

イ 医療のことで困っていること

「特に困っていることはない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」の割合が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」の割合が12.1%となっています。

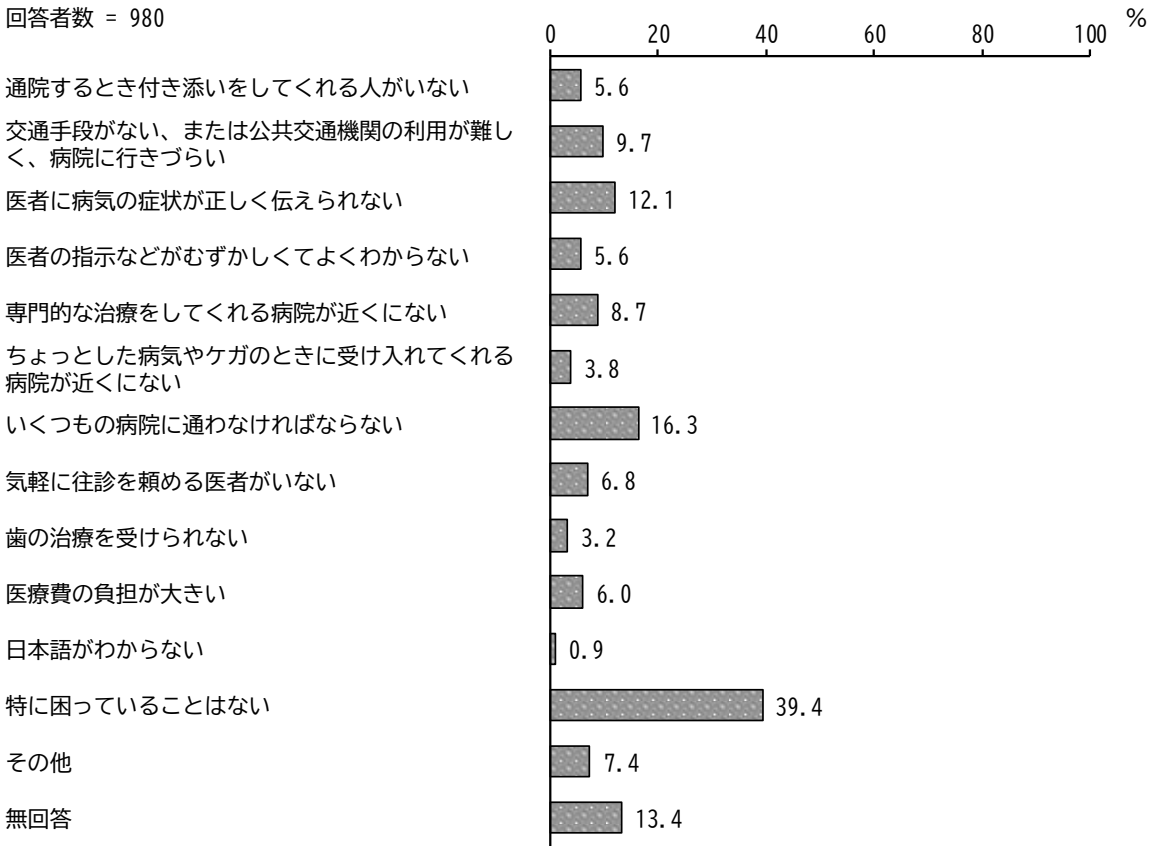

ウ　医療的ケアの必要性

「必要である」の割合が20.8%、「必要ない」の割合が70.9%となっています。

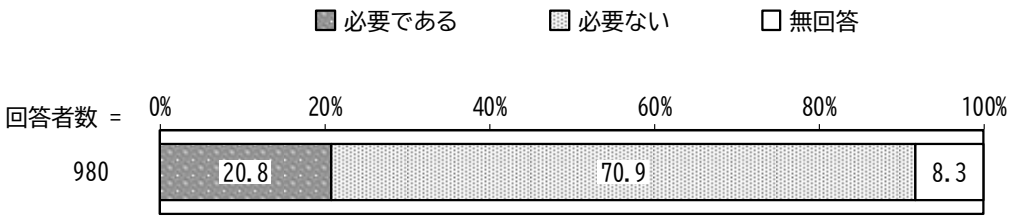

エ　医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要か

「特にない」の割合が29.9%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保、育成」の割合が19.1%、「医療的ケア者が利用できる生活介護の整備」の割合が18.1%となっています。

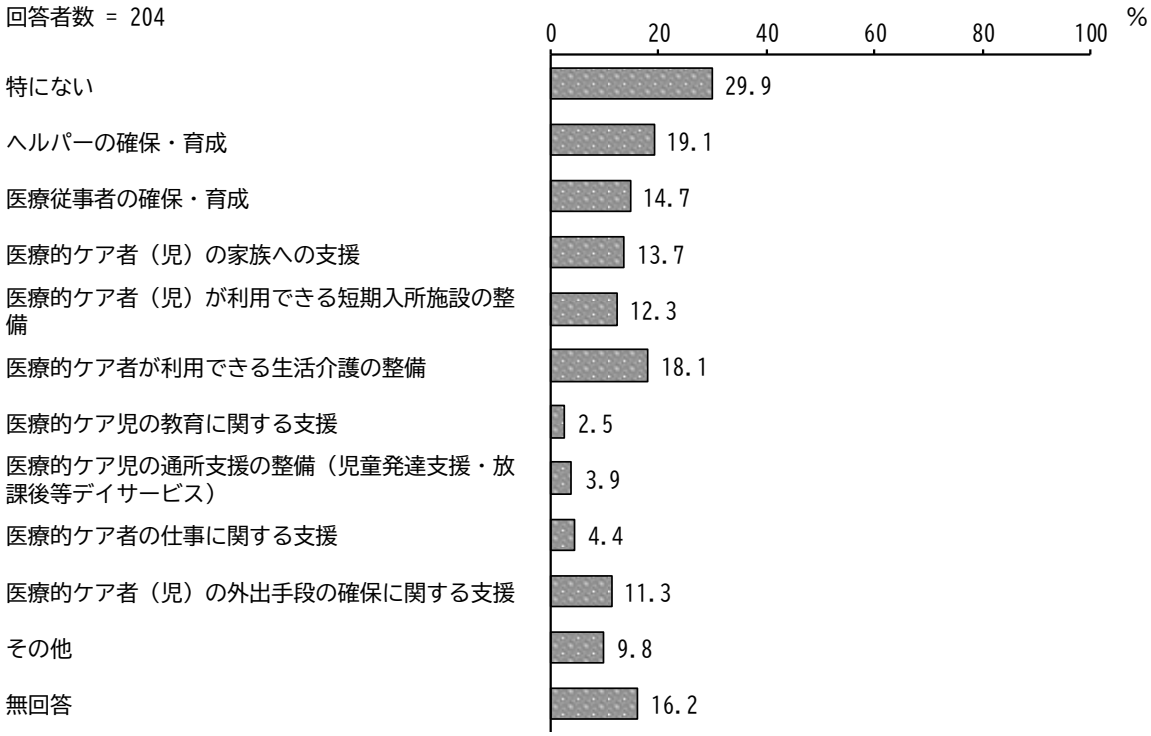

③　日中の活動について

ア　日中は主にどのように過ごしているか

「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合が55.5%と最も高く、次いで「仕事をしている」の割合が19.8%となっています。

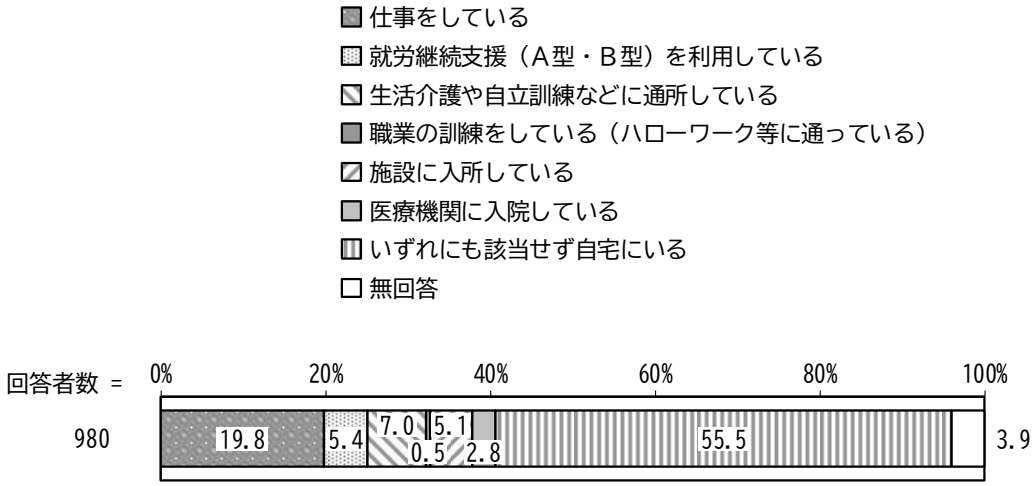

【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、身体障害者手帳で「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合が、療育手帳で「仕事をしている」の割合が高くなっています。

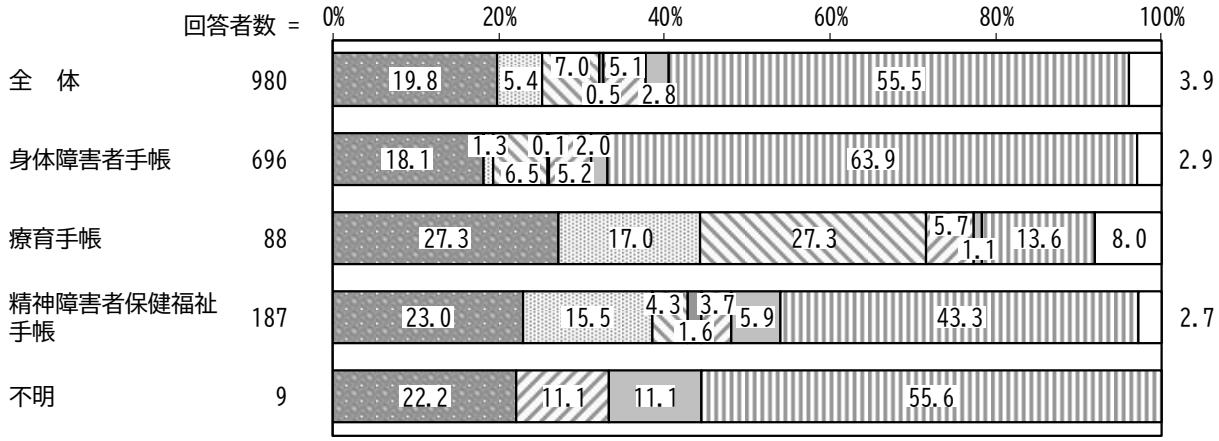

イ　職場への不安や不満

「特にない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」の割合が15.4%となっています。

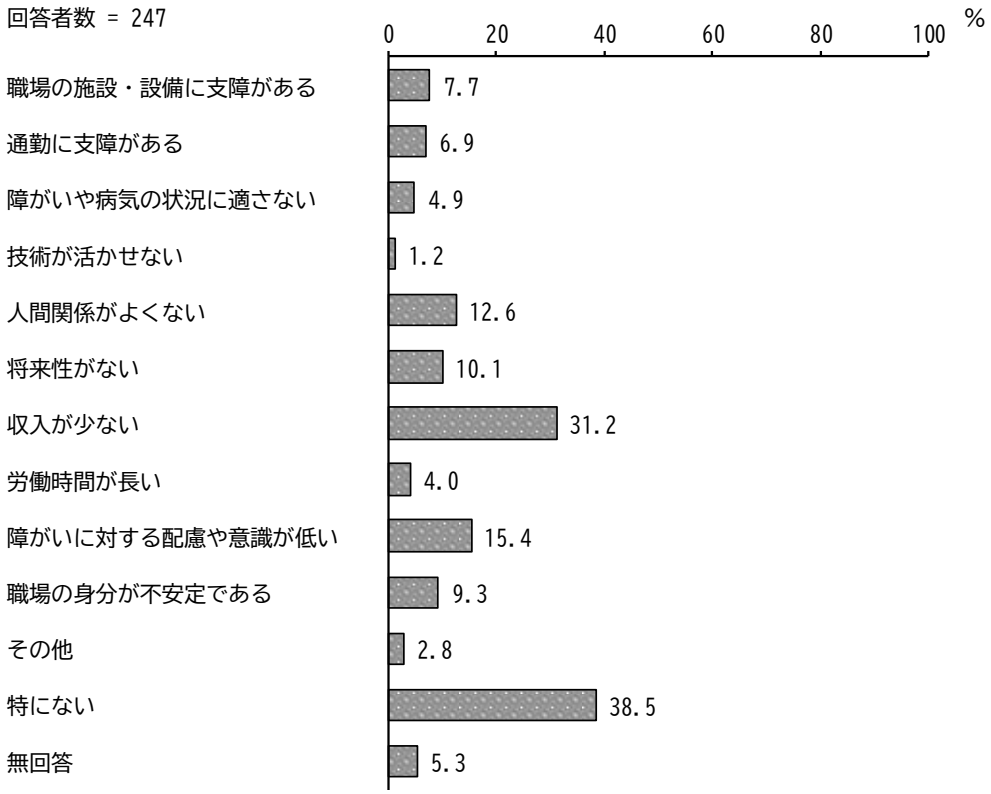

ウ　就労を促進するために必要な支援

「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」の割合が27.0%と最も高く、次いで「就労に関する総合相談」の割合が25.4%、「就職後の支援」の割合が22.6%となっています。

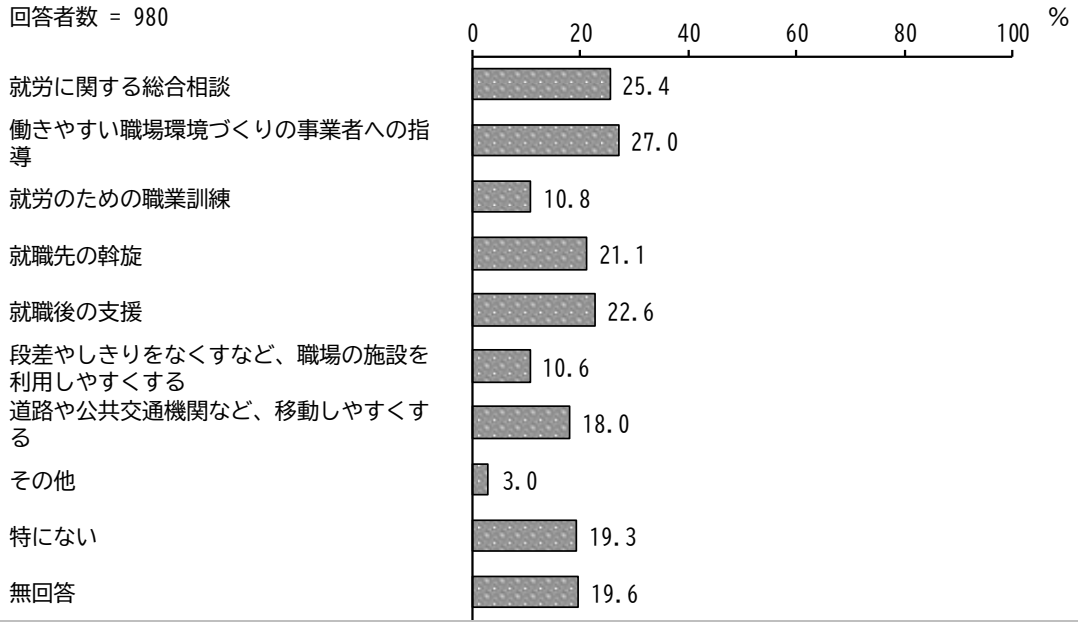

④　これからの生活について

ア　今後の暮らし方

「現在の家族と一緒に暮らしたい」の割合が59.3%と最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」の割合が15.7%となっています。

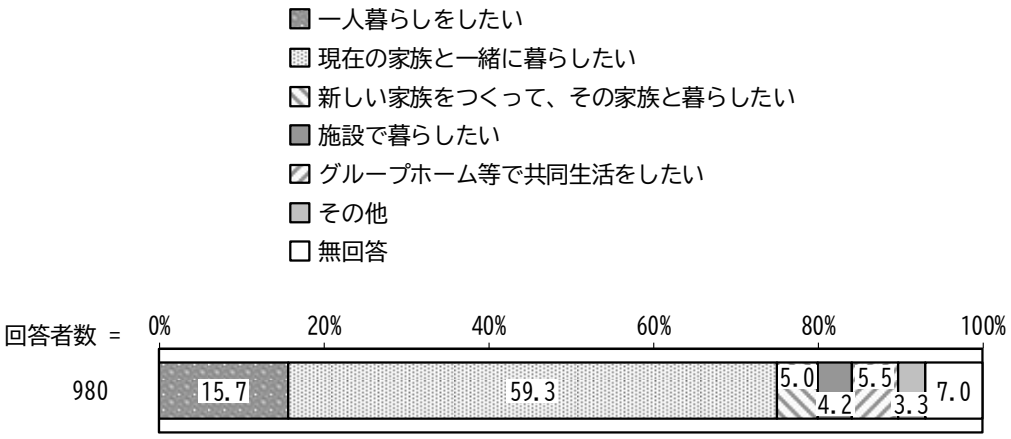

【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、療育手帳で「グループホーム等で共同生活をしたい」の割合が高くなっています。

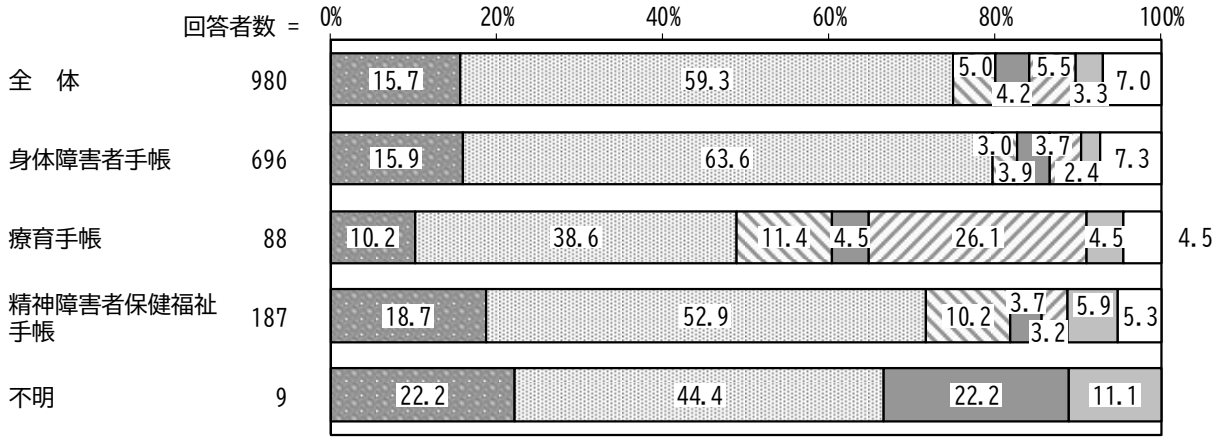

⑤　外出について

ア　外出時の困りごと

「介助者などがいないと外出が困難である」の割合が23.5%と最も高く、次いで「外出するのにお金がかかる」の割合が17.4%、「必要なときに手助けが得られない」の割合が14.2%となっています。

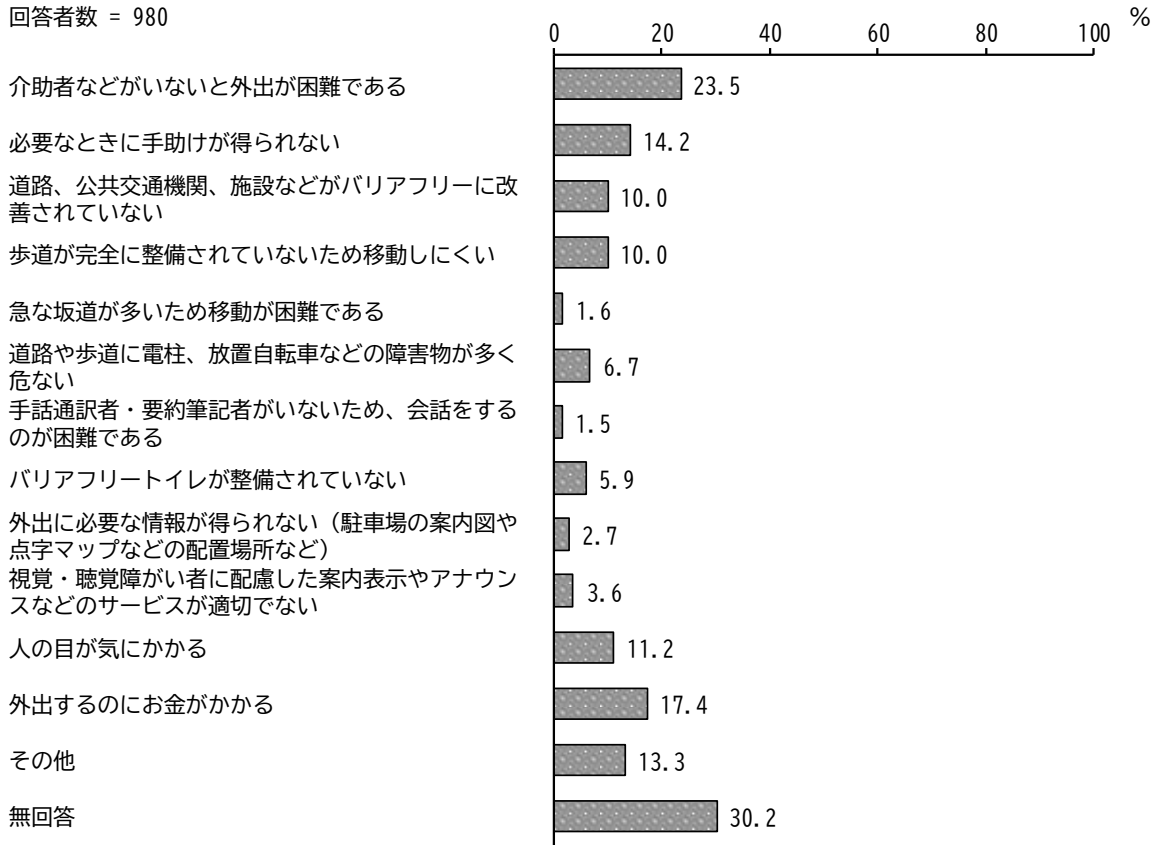

イ　公共施設におけるバリアフリーの推進状況

「変わらない」の割合が58.1%と最も高く、次いで「遅れている」の割合が15.6%、「進んできている」の割合が14.5%となっています。

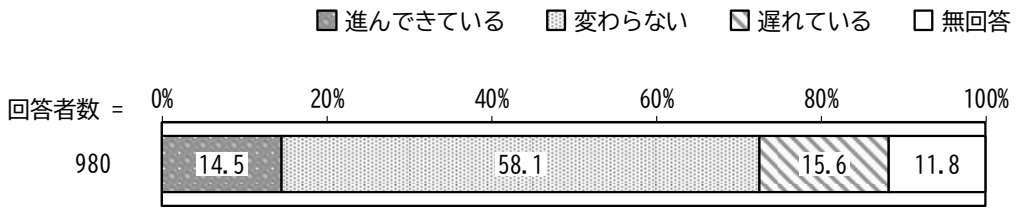

⑥　コミュニケーション手段について

ア　障がい福祉に関する情報の入手方法で希望するもの

「市の広報紙」の割合が48.9%と最も高く、次いで「特にない」の割合が25.0%、「市のホームページ」の割合が21.9%となっています。

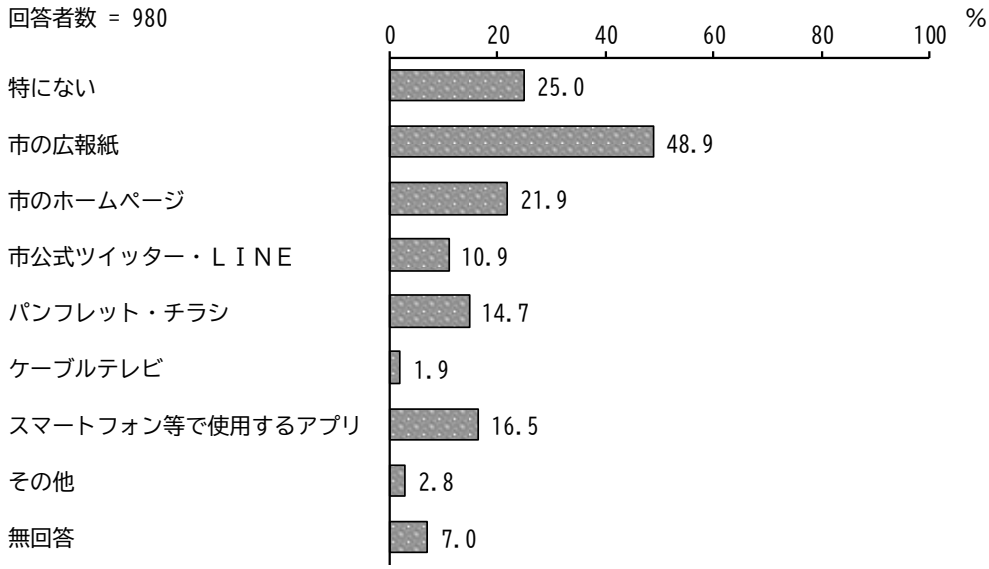

⑦　スポーツ・文化活動などについて

ア　１年間にしたこと

「特にない」の割合が22.1%と最も高く、次いで「趣味の活動」の割合が20.4%、「旅行」の割合が19.3%となっています。

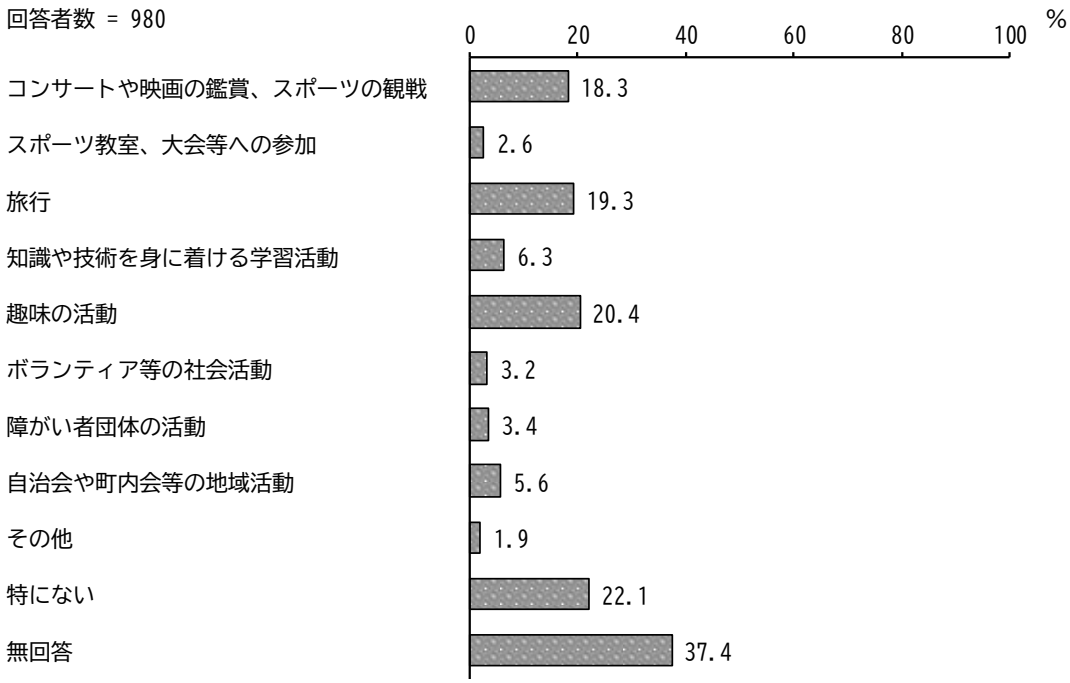

イ　今後したいこと

「旅行」の割合が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」の割合が24.7%、「趣味の活動」の割合が23.0%となっています。

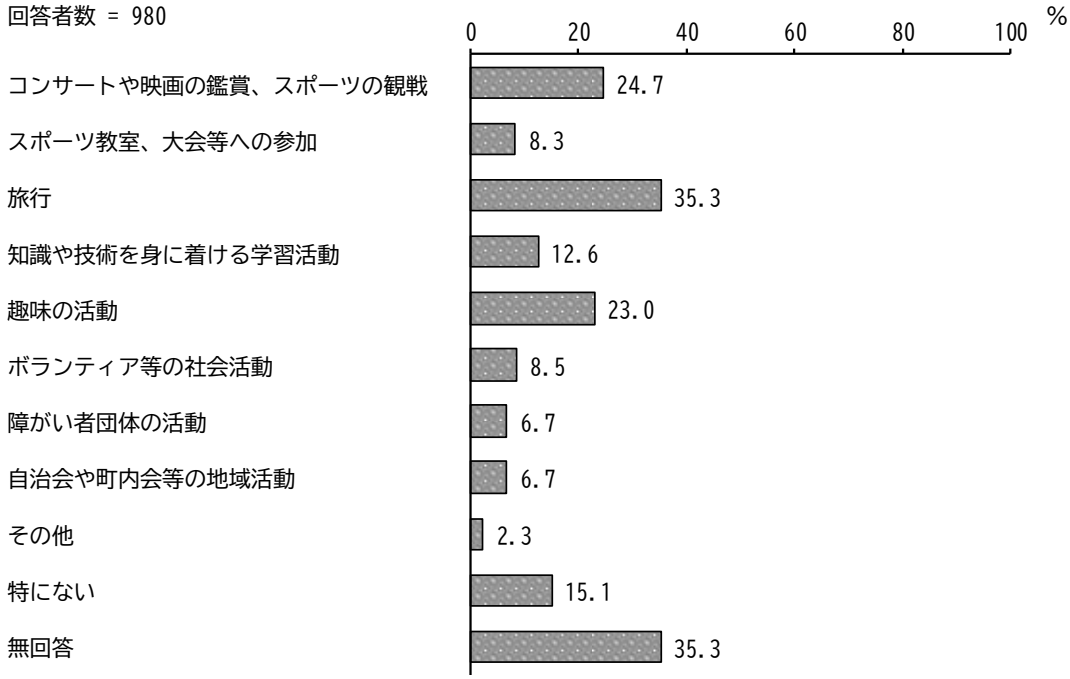

⑧　地域活動について

ア　近隣でつきあいのある人の有無

「いる」の割合が74.8%、「いない」の割合が17.2%となっています。

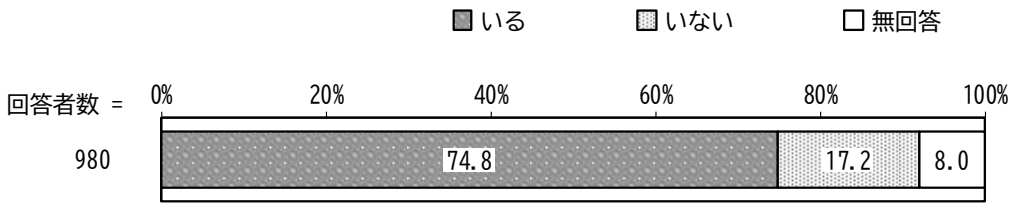

イ　困ったときに相談できる人

「いる」の割合が32.8%、「いない」の割合が53.4%となっています。

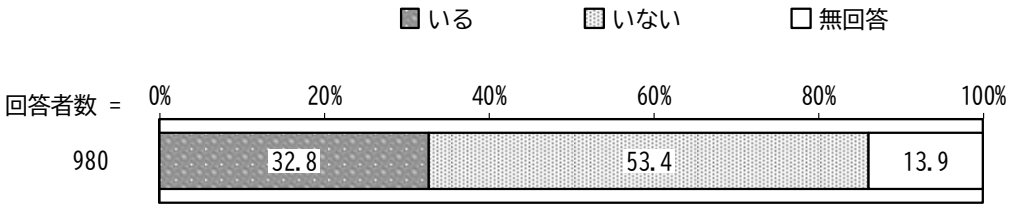

【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳で「いない」の割合が高くなっています。

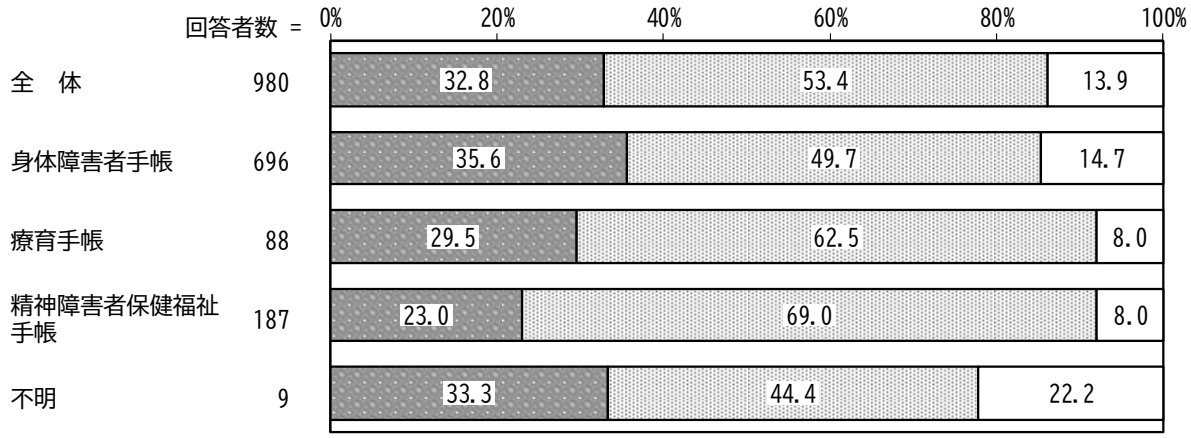

ウ　地域の活動や行事の参加状況

「参加していない」の割合が 67.2%と最も高く、次いで「あまり参加していない」の割合が 13.2%、「ときどき参加している」の割合が 12.1%となっています。

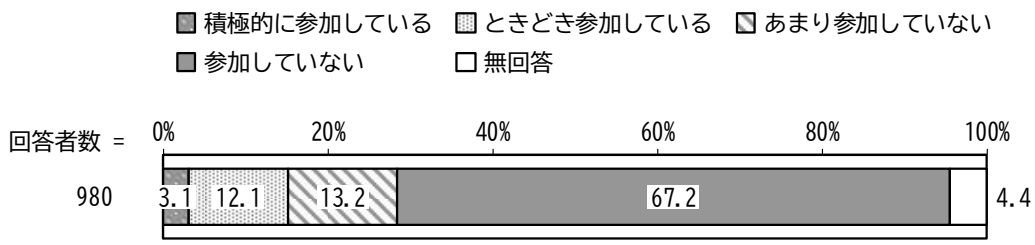

⑨　災害時に困ることについて

ア　災害時の避難状況

「一人でできると思う」の割合が 39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」の割合が 30.6%、「できないと思う」の割合が 14.0%となっています。

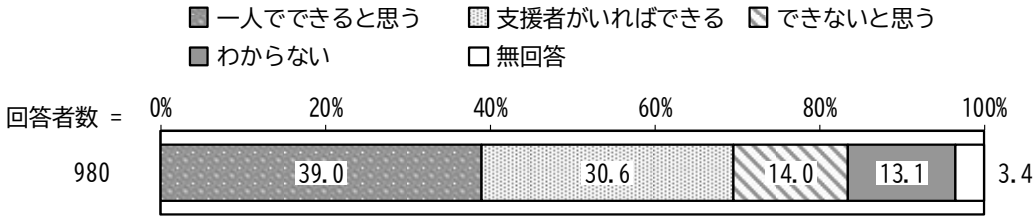

イ　災害時に困ることや不安に思うこと

「災害の状況がわからないこと」の割合が 45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」の割合が 32.7%、「特にない」の割合が 21.1%となっています。

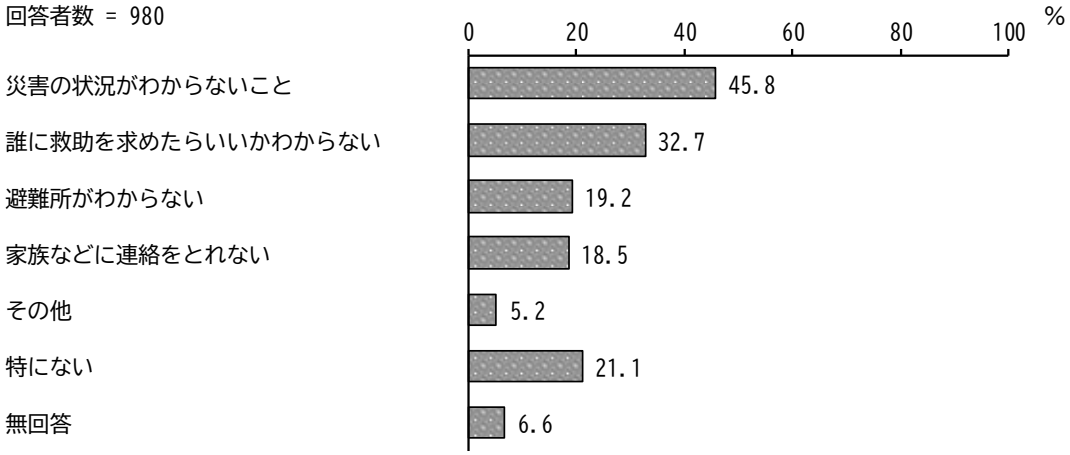

ウ　災害時の避難所等で困ること

「トイレのこと」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「薬や医療のこと」の割合が 56.5%、「プライバシー保護のこと」の割合が 34.6%となっています。

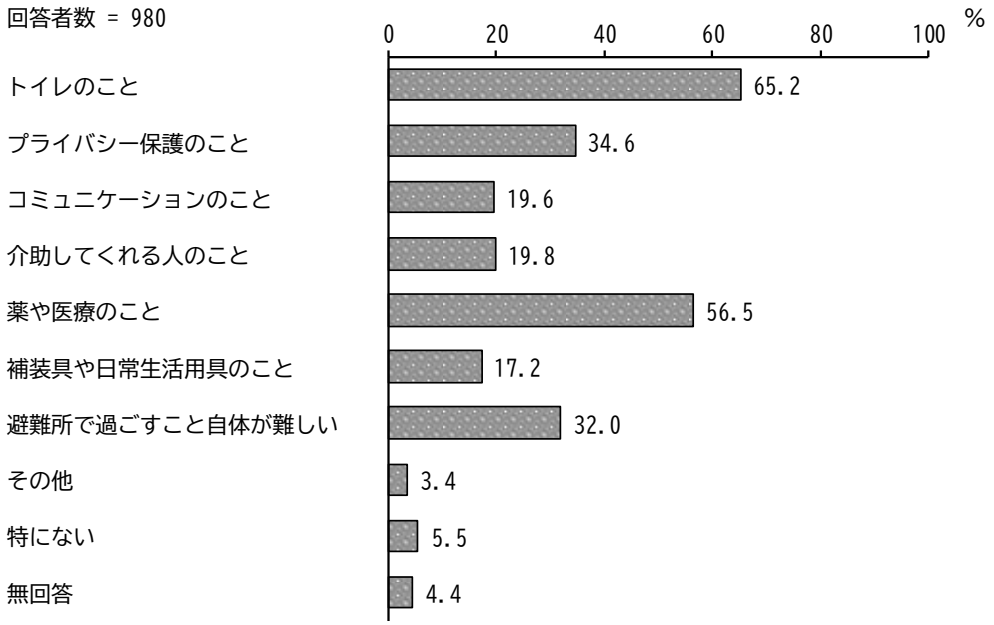

エ　災害時に備えて力を入れてほしいこと

「避難先での医療、治療体制の整備」の割合が 40.4%と最も高く、次いで「病気、障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」の割合が 34.3%、「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」の割合が 30.3%となっています。

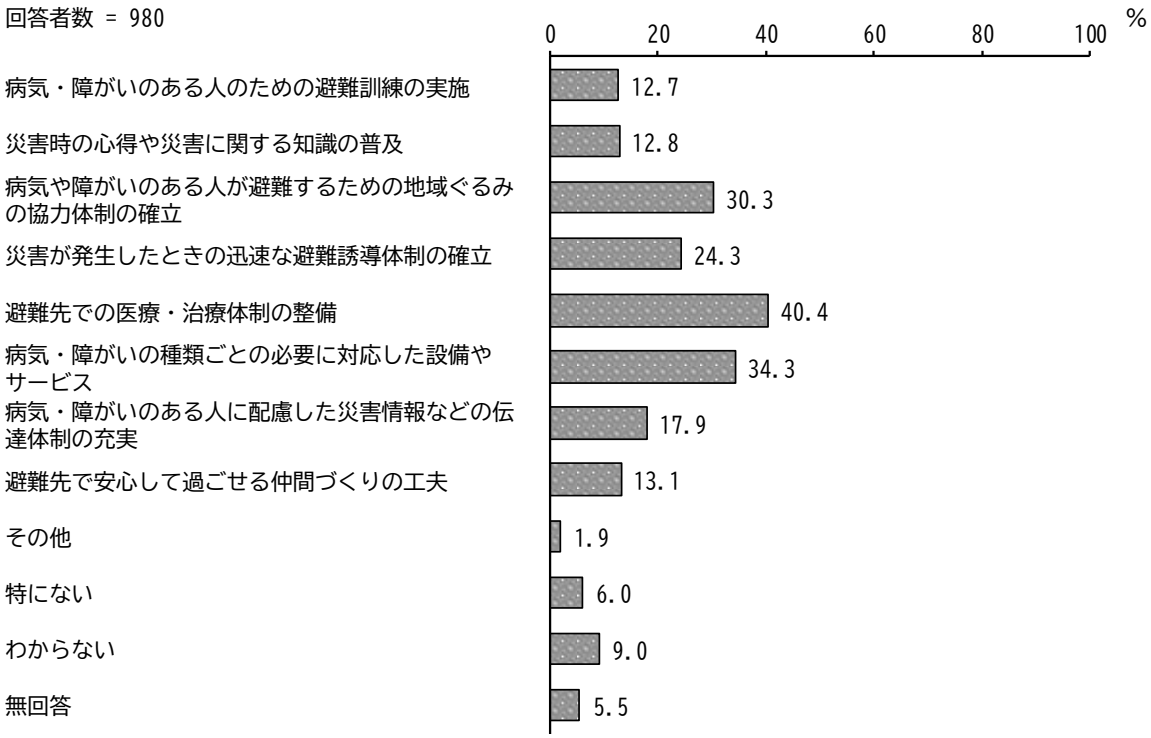

オ　避難行動要支援者制度の認知度

「知らない」の割合が 75.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が 11.4%となっています。

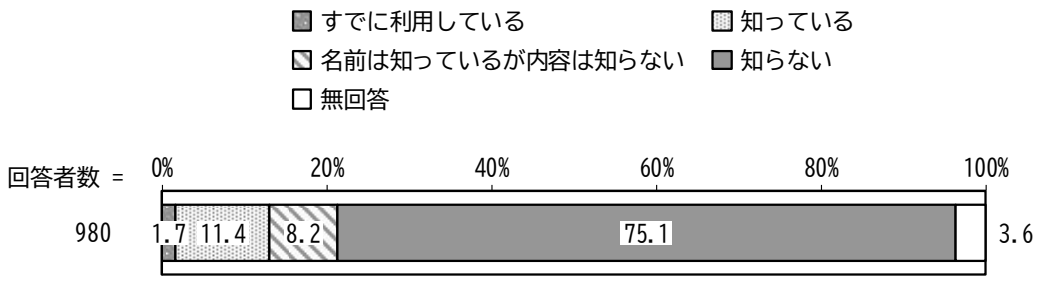

⑩　相談や権利擁護の制度などについて

ア　生活上の困りごとなどの相談先

「市役所」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が 20.9%、「どこに相談に行ったらよいかわからない」の割合が 15.5%となっています。

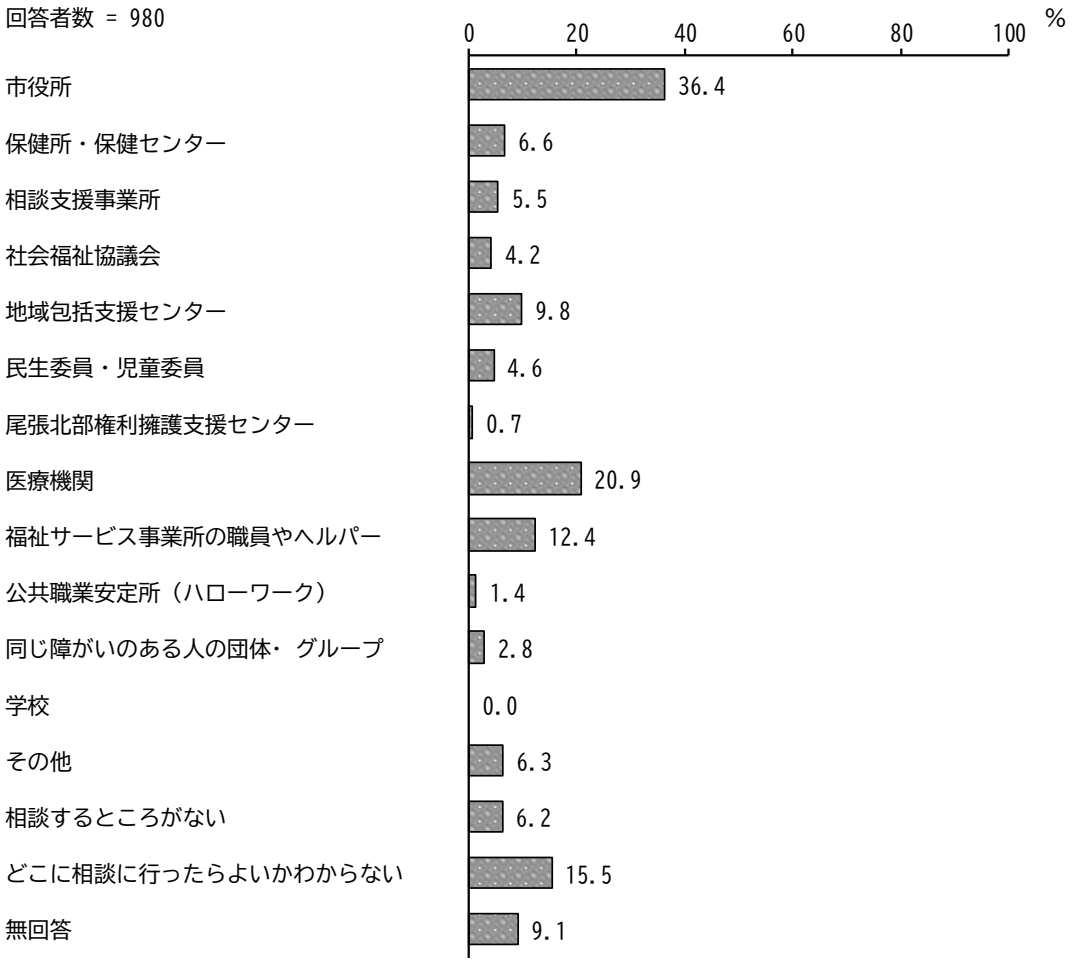

イ　日常生活自立支援事業の認知度

「制度を知らない」の割合が 74.0%と最も高く、次いで「知っているが利用していない」の割合が 17.9%となっています。

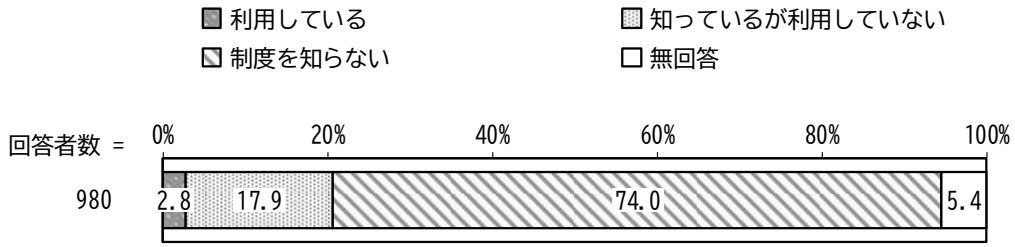

ウ　今後の日常生活自立支援事業の利用について

「わからない」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が 18.4%、「利用したい」の割合が 10.8%となっています。

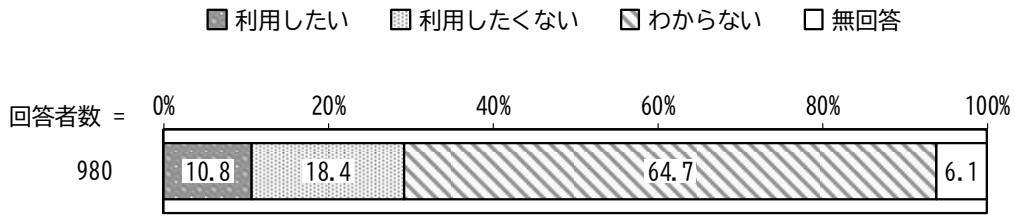

【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳で「利用したい」の割合が高くなっています。

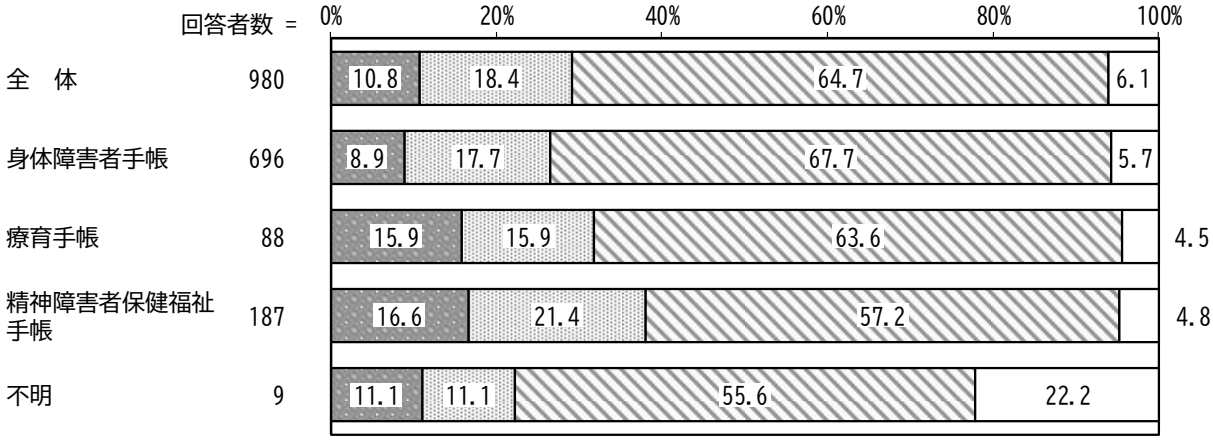

エ　成年後見制の認知度

「知っているが利用していない」の割合が 48.7%と最も高く、次いで「制度を知らない」の割合が 44.4%となっています。

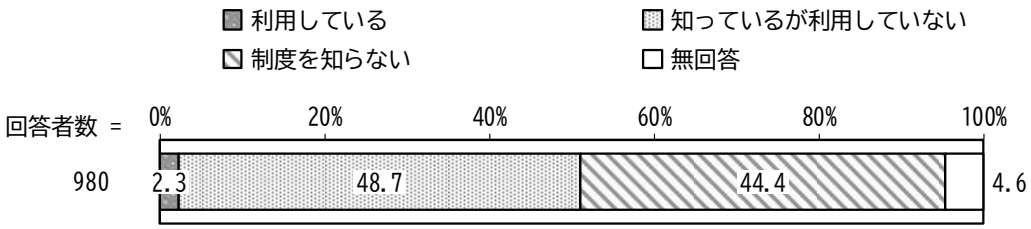

オ　今後の成年後見制度の利用について

「わからない」の割合が 60.8%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が 27.9%となっています。

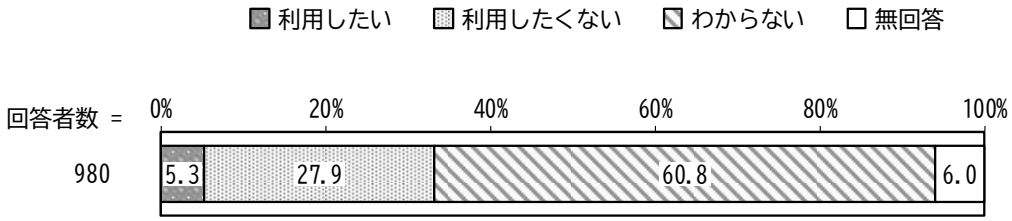

カ　虐待された経験

「ある」の割合が 15.3%、「ない」の割合が 79.9%となっています。

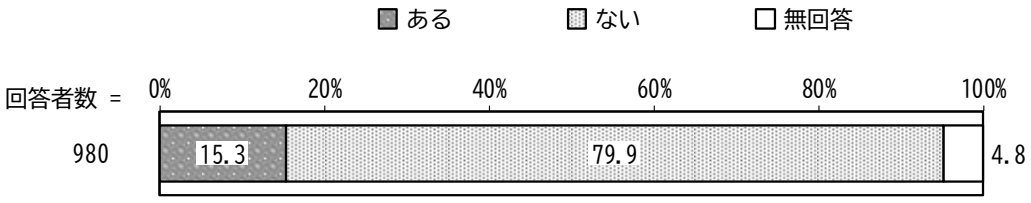

キ　虐待の内容

「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待)」の割合が 79.3%と最も高く、次いで「殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める、必要のない薬を飲ませる等（身体的虐待)」の割合が 34.7%、「必要なお金を与えない、勝手にあなたのお金を使う等（経済的虐待)」の割合が 15.3%となっています。

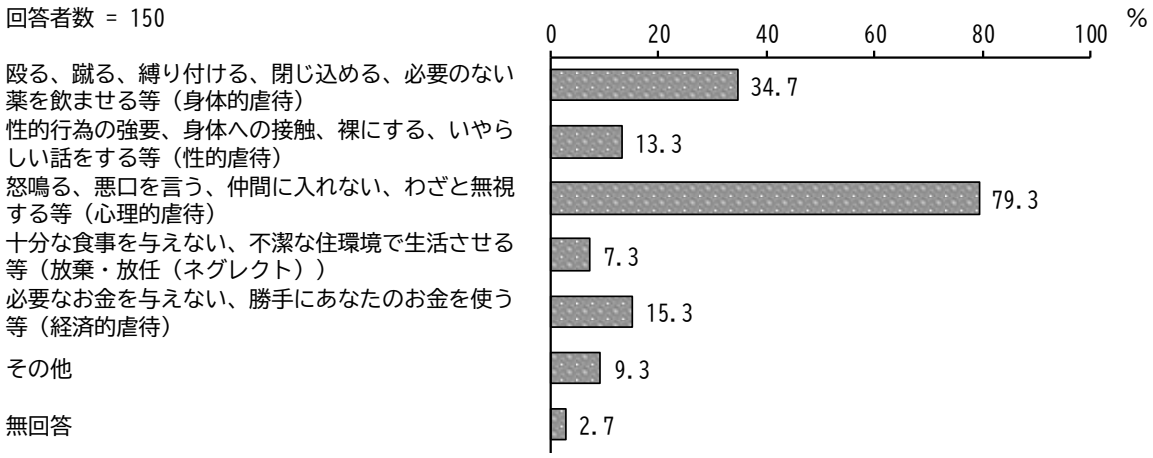

ク　虐待された相手

「家族、親族、一緒に住んでいる人等」の割合が 42.7%と最も高く、次いで「働いている場所の人等」の割合が 25.3%、「学校の職員」の割合が 12.0%となっています。

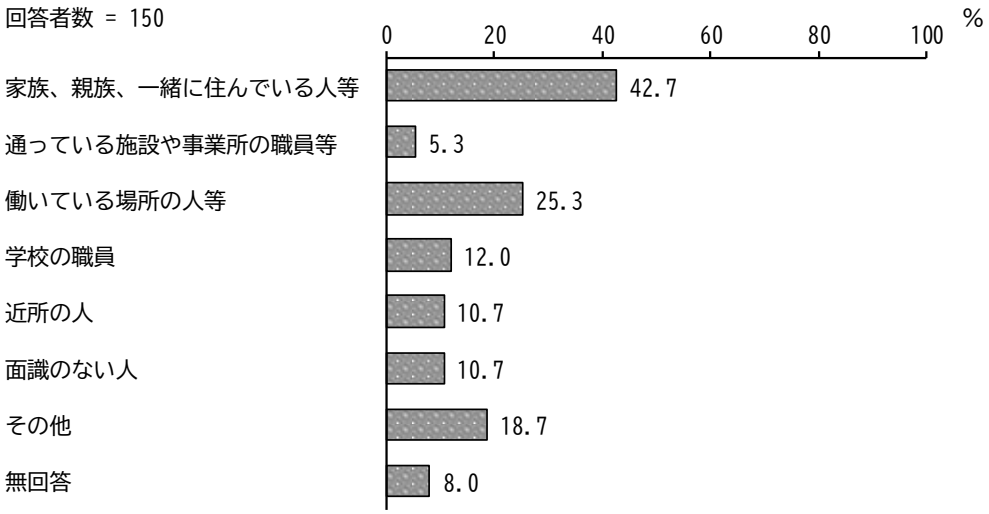

ケ　虐待を受けた際の相談先

「家族、親族」の割合が 35.3%と最も高く、次いで「相談できる人がいない」の割合が 22.7%、「医師、看護師、ソーシャルワーカー等」の割合が 16.7%となっています。

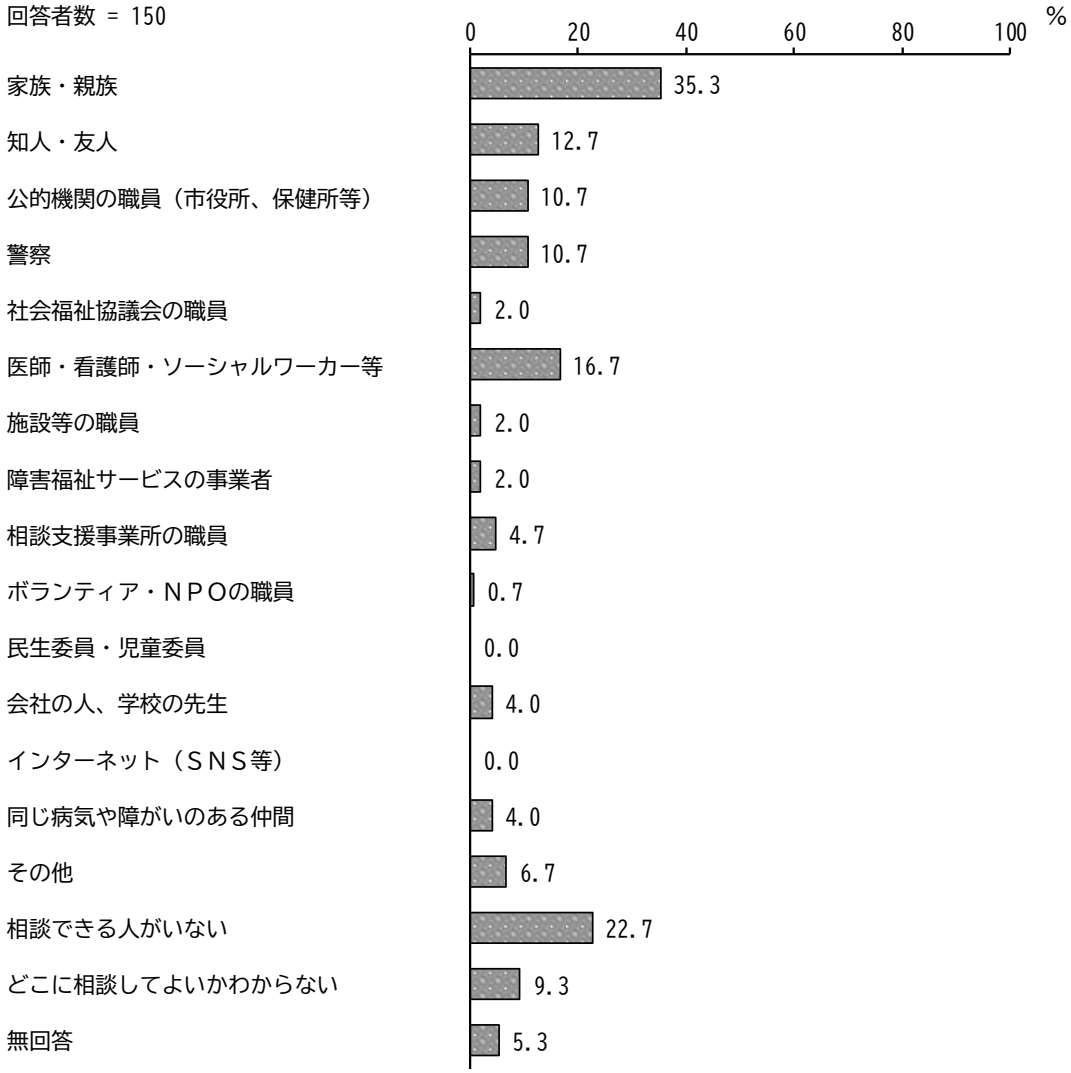

コ　不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた経験

「ない」の割合が 63.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 15.0%となっています。

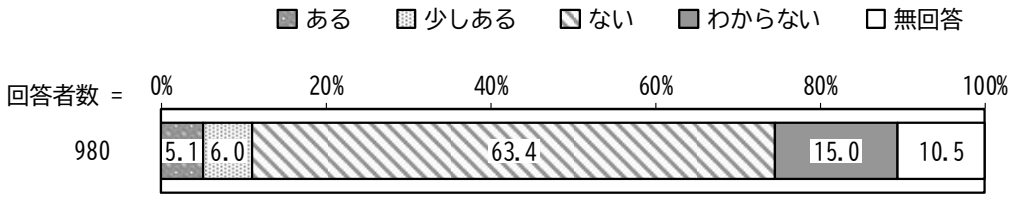

【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、身体障害者手帳で「ない」の割合が、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳で「わからない」の割合が高くなっています。

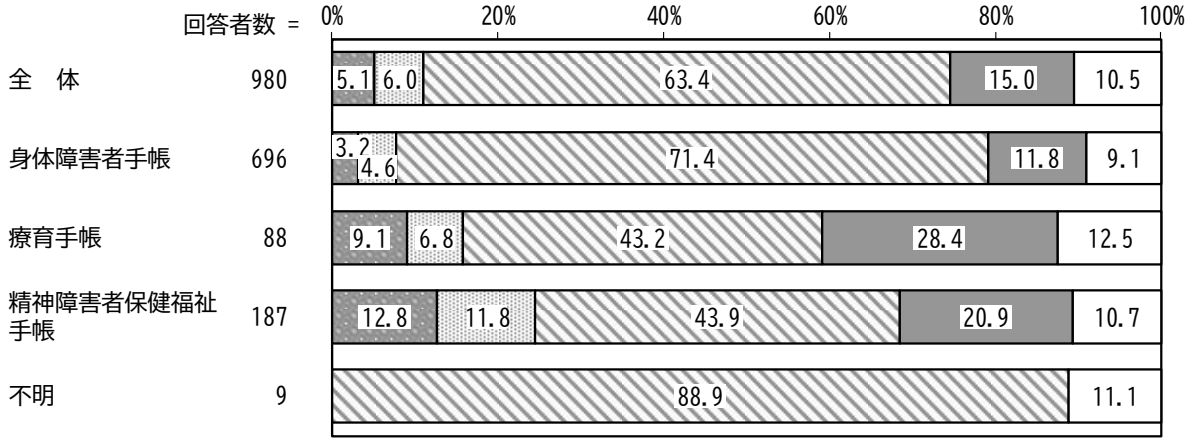

サ　不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた時

「働きたいとき、働くとき」の割合が 51.4%と最も高く、次いで「公共施設や交通機関を利用するとき」の割合が 31.2%、「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」の割合が 23.9%となっています。

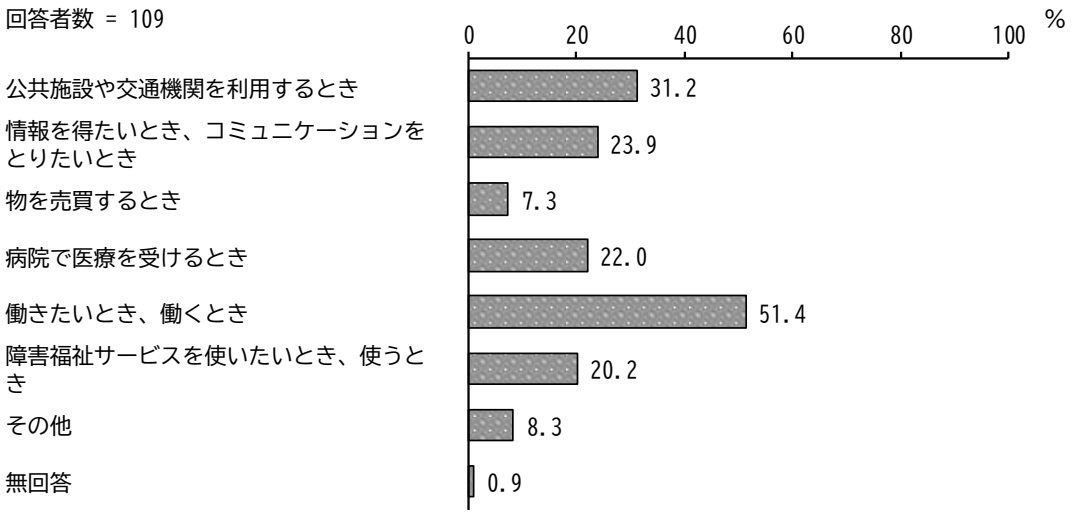

シ　不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた時の相談先

「相談していない」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」の割合が 14.7%、「岩倉市役所（福祉課）」の割合が 11.9%となっています。

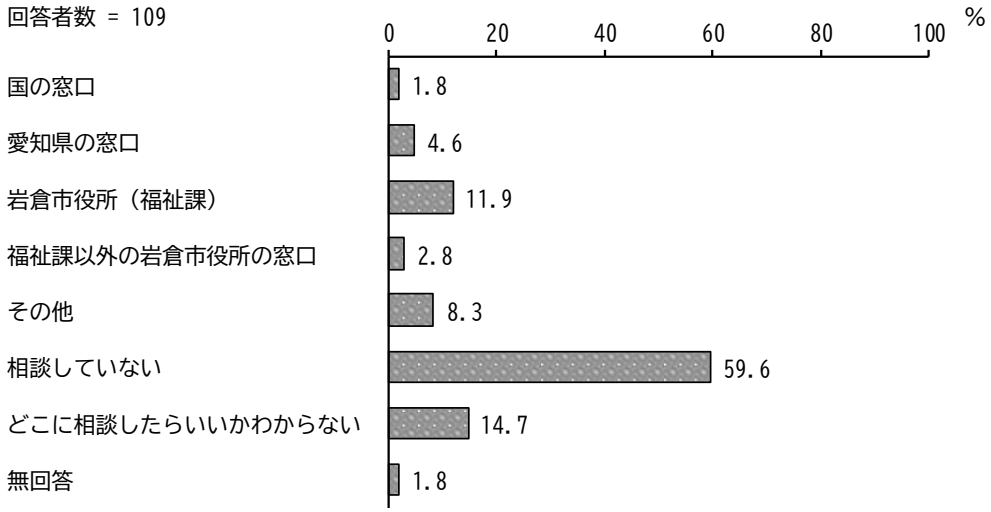

⑪　障害福祉サービスなどについて

ア　サービスの認知度

『１　居宅介護（ホームヘルプ)』『12　短期入所（ショートステイ)』『25　心身障がい者福祉タクシー料金助成事業』で「知っている」の割合が高くなっています。

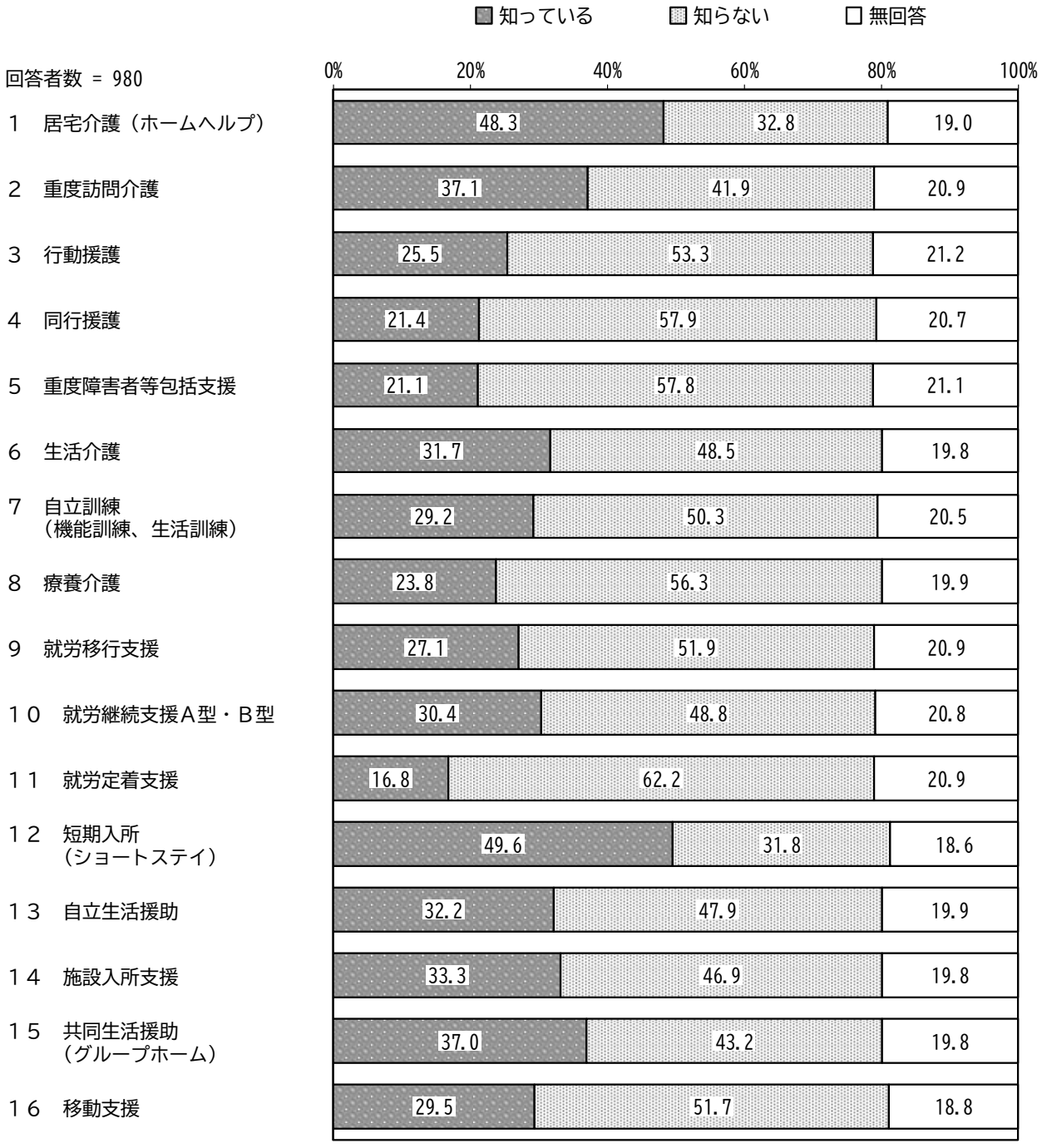

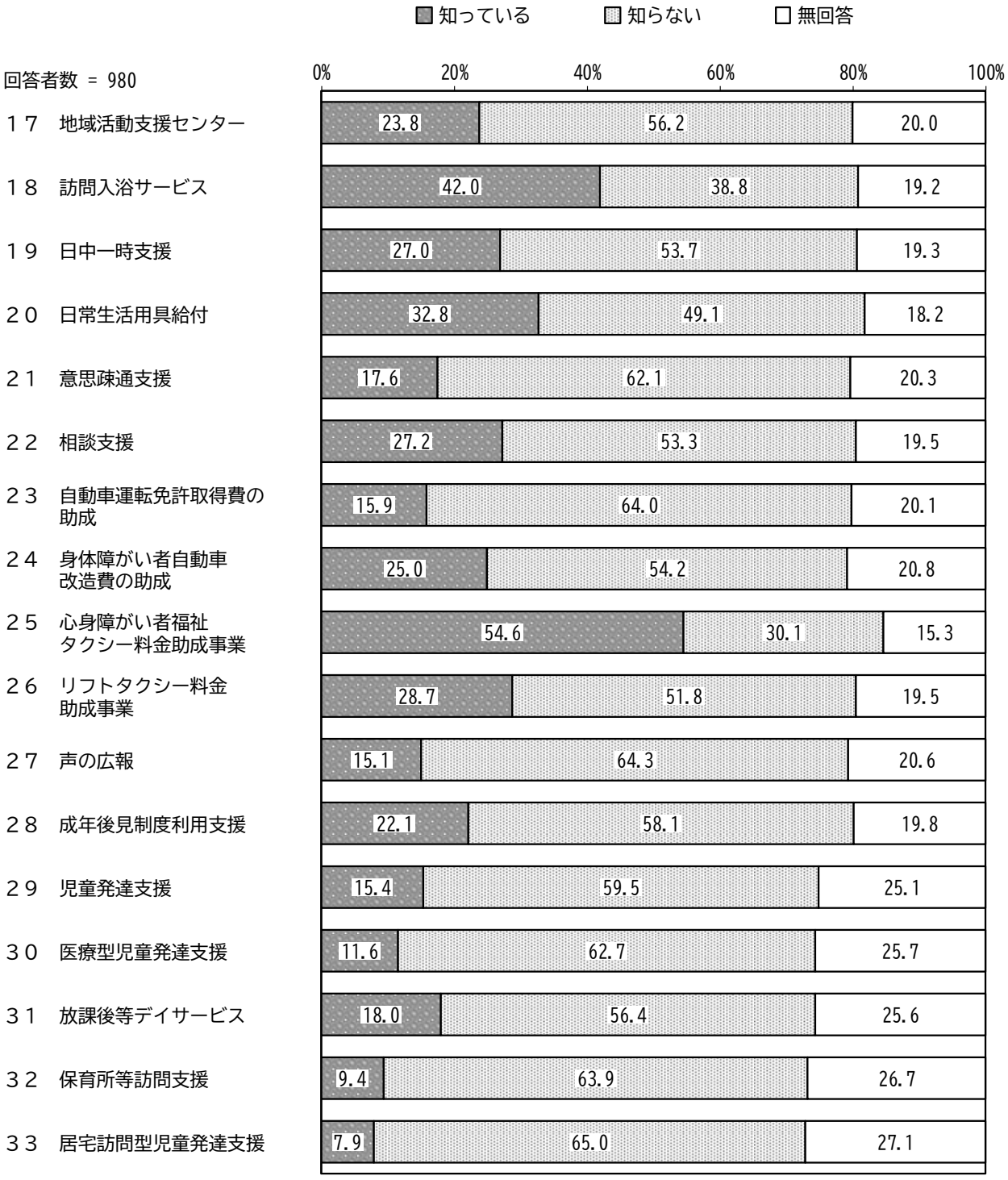
知っている
知らない
無回答
回答者数 = 980
0%
20%
40%
60%
80%
100%
１７　地域活動支援センター
23.8
56.2
20.0
１８　訪問入浴サービス
42.0
38.8
19.2
１９　日中一時支援
27.0
53.7
19.3
２０　日常生活用具給付
32.8
49.1
18.2
２１　意思疎通支援
17.6
62.1
20.3
２２　相談支援
27.2
53.3
19.5
２３　自動車運転免許取得費の助成
15.9
64.0
20.1
２４　身体障がい者自動車改造費の助成
25.0
54.2
20.8
２５　心身障がい者福祉タクシー料金助成事業
54.6
30.1
15.3
２６　リフトタクシー料金助成事業
28.7
51.8
19.5
２７　声の広報
15.1
64.3
20.6
２８　成年後見制度利用支援
22.1
58.1
19.8
２９　児童発達支援
15.4
59.5
25.1
３０　医療型児童発達支援
11.6
62.7
25.7
３１　放課後等デイサービス
18.0
56.4
25.6
３２　保育所等訪問支援
9.4
63.9
26.7
３３　居宅訪問型児童発達支援
7.9
65.0
27.1

前ページのグラフ　続き

イ　サービスの利用状況

『20　日常生活用具給付』『25　心身障がい者福祉タクシー料金助成事業』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。

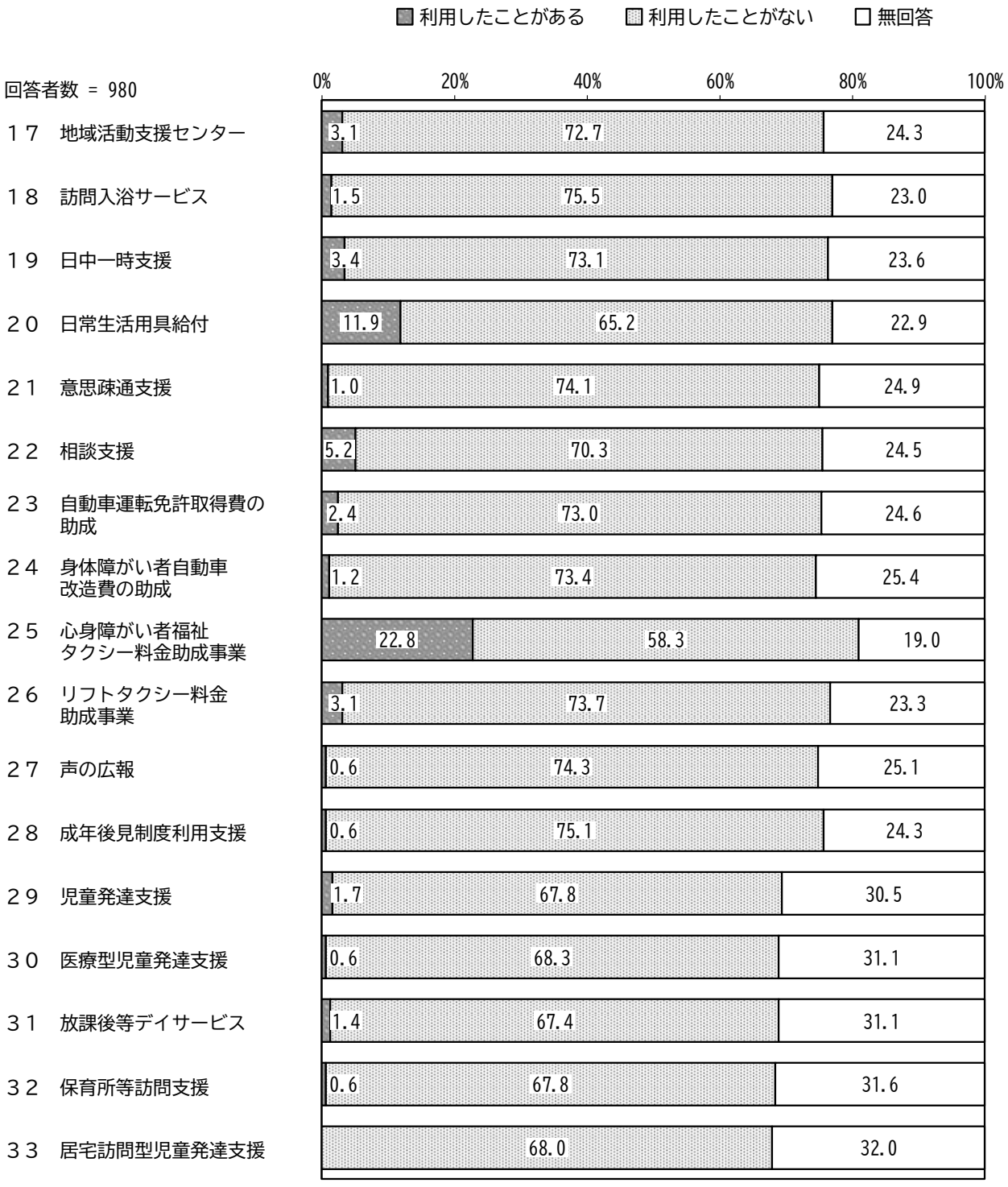
利用したことがある
利用したことがない
無回答
回答者数 = 980
0%
20%
40%
60%
80%
100%
１７　地域活動支援センター
3.1
72.7
24.3
１８　訪問入浴サービス
1.5
75.5
23.0
１９　日中一時支援
3.4
73.1
23.6
２０　日常生活用具給付
11.9
65.2
22.9
２１　意思疎通支援
1.0
74.1
24.9
２２　相談支援
5.2
70.3
24.5
２３　自動車運転免許取得費の助成
2.4
73.0
24.6
２４　身体障がい者自動車改造費の助成
1.2
73.4
25.4
２５　心身障がい者福祉タクシー料金助成事業
22.8
58.3
19.0
２６　リフトタクシー料金助成事業
3.1
73.7
23.3
２７　声の広報
0.6
74.3
25.1
２８　成年後見制度利用支援
0.6
75.1
24.3
２９　児童発達支援
1.7
67.8
30.5
３０　医療型児童発達支援
0.6
68.3
31.1
３１　放課後等デイサービス
1.4
67.4
31.1
３２　保育所等訪問支援
0.6
67.8
31.6
３３　居宅訪問型児童発達支援
68.0
32.0

前ページのグラフ　続き

⑫　暮らしやすくなるためにしてほしいことについて

ア　今後、充実すべきだと考える項目

「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」の割合が 34.6%と最も高く、次いで「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」の割合が 25.2%、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」の割合が 24.2%となっています。

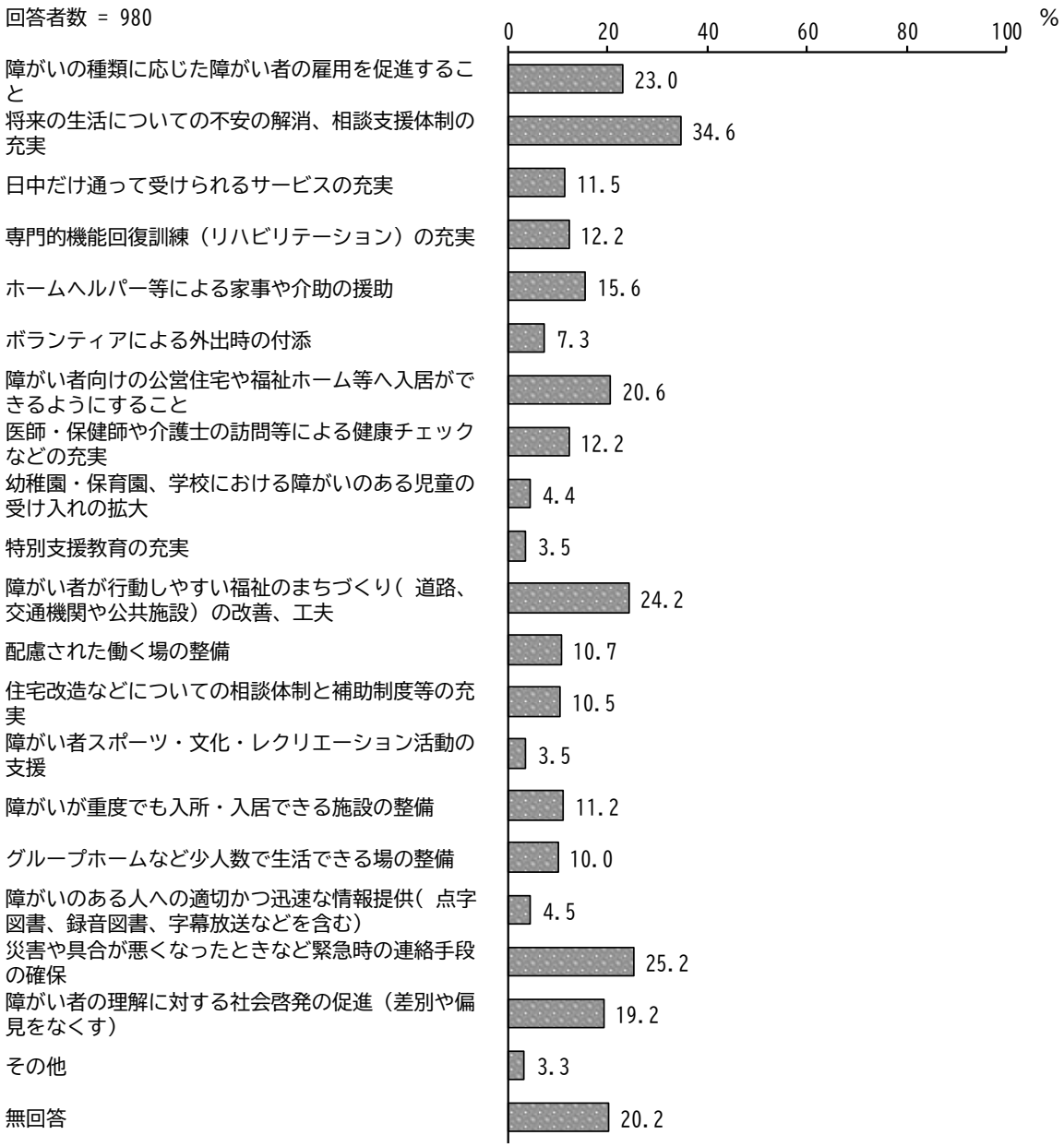

（２）－２　障がい児（18歳未満）調査

①　お子さんの障がいの種類、等級（程度）などについて

ア　お子さんの育児をする際の悩みや不安

「こどもの成長や発達について」の割合が68.1%と最も高く、次いで「こどもの就学や進路について」の割合が67.3%、「学校等での生活に関すること」の割合が48.7%となっています。

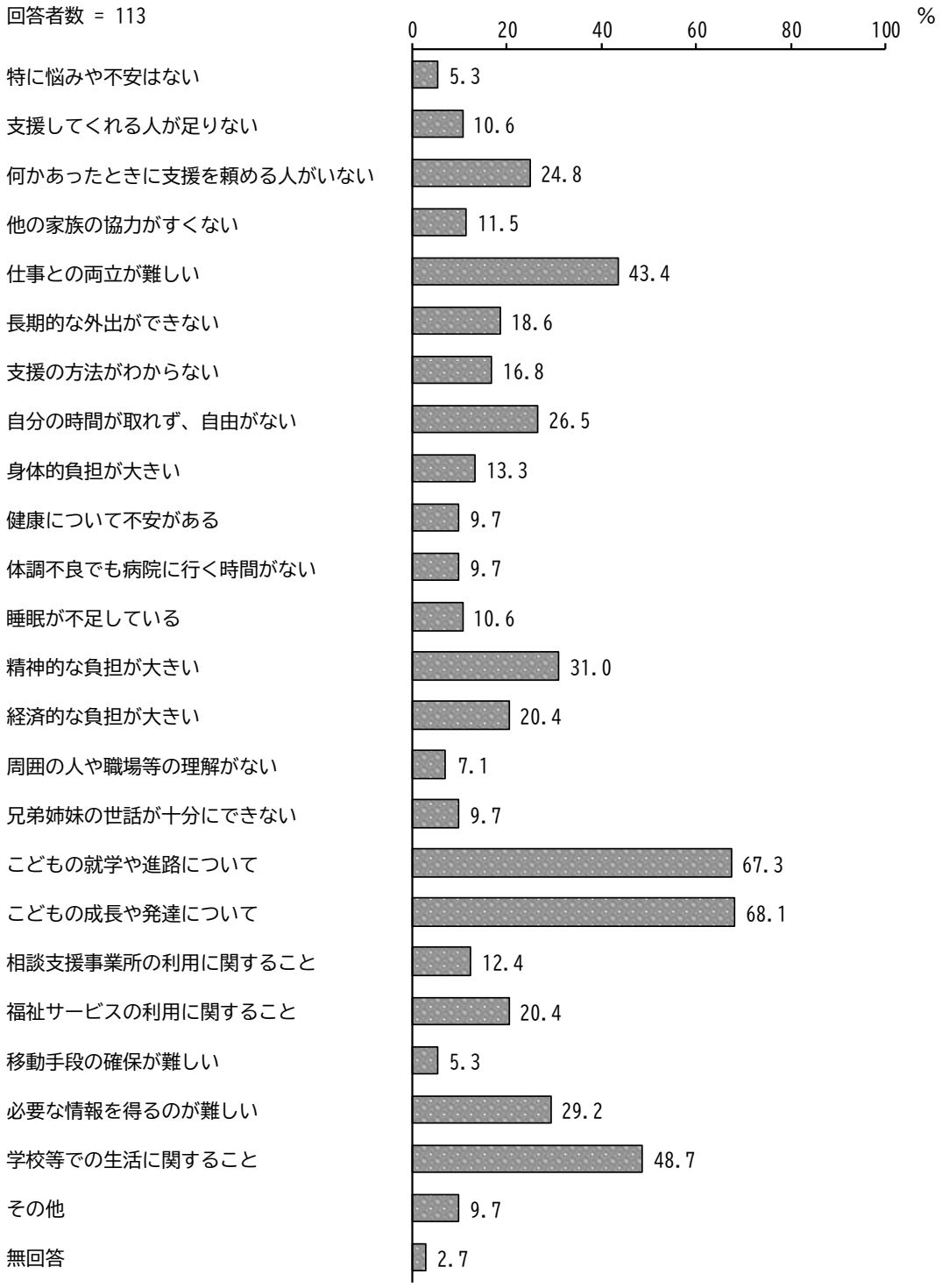

イ　お子さんの育児に関する悩みや困りごとの相談相手

「家族、親族」の割合が45.1%と最も高く、次いで「医師、看護師、ソーシャルワーカー等」の割合が10.6%となっています。

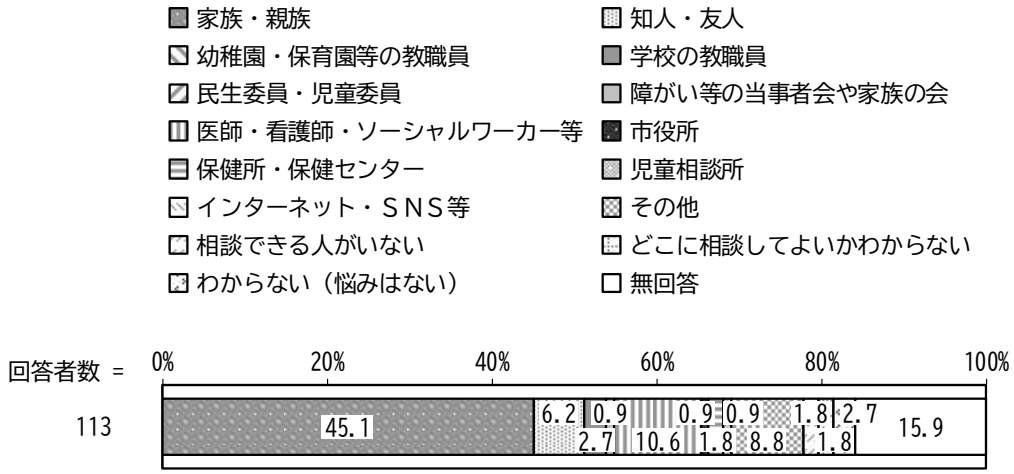

②介助や支援してくれる人のことについて

ア　必要な介助や支援

「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」の割合が55.8%と最も高く、次いで「金銭管理や生活の見守り」の割合が52.2%、「入浴介助」の割合が38.1%となっています。

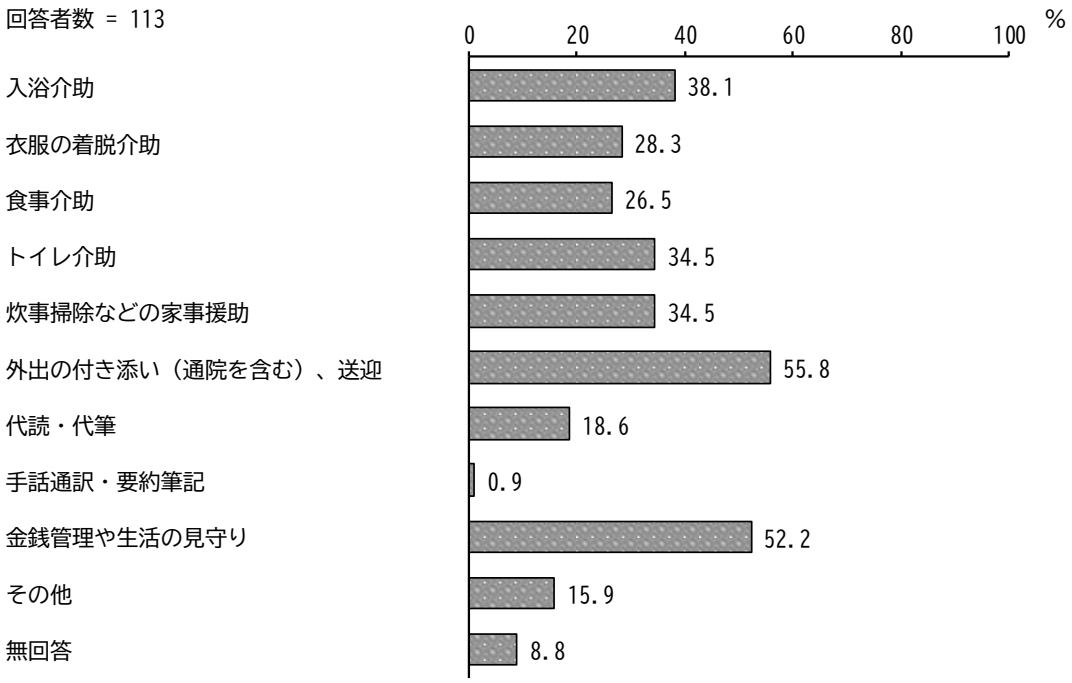

③　医療について

ア　お子さんは現在、病院などで治療を受けているか

「通院している」の割合が69.9%と最も高く、次いで「受けていない」の割合が22.1%となっています。

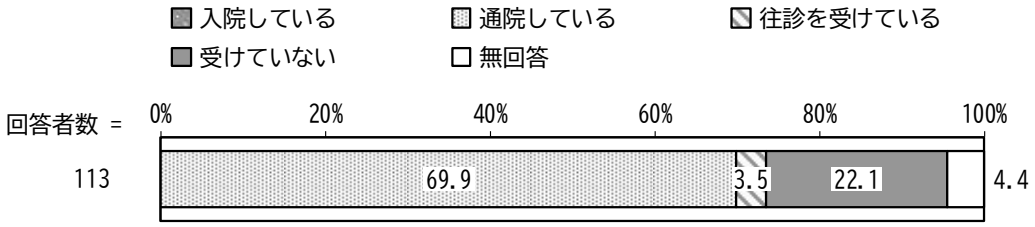

イ　お子さんの医療のことで、困っていること

「とくに困っていることはない」の割合が31.0%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」の割合が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」の割合が27.4%となっています。

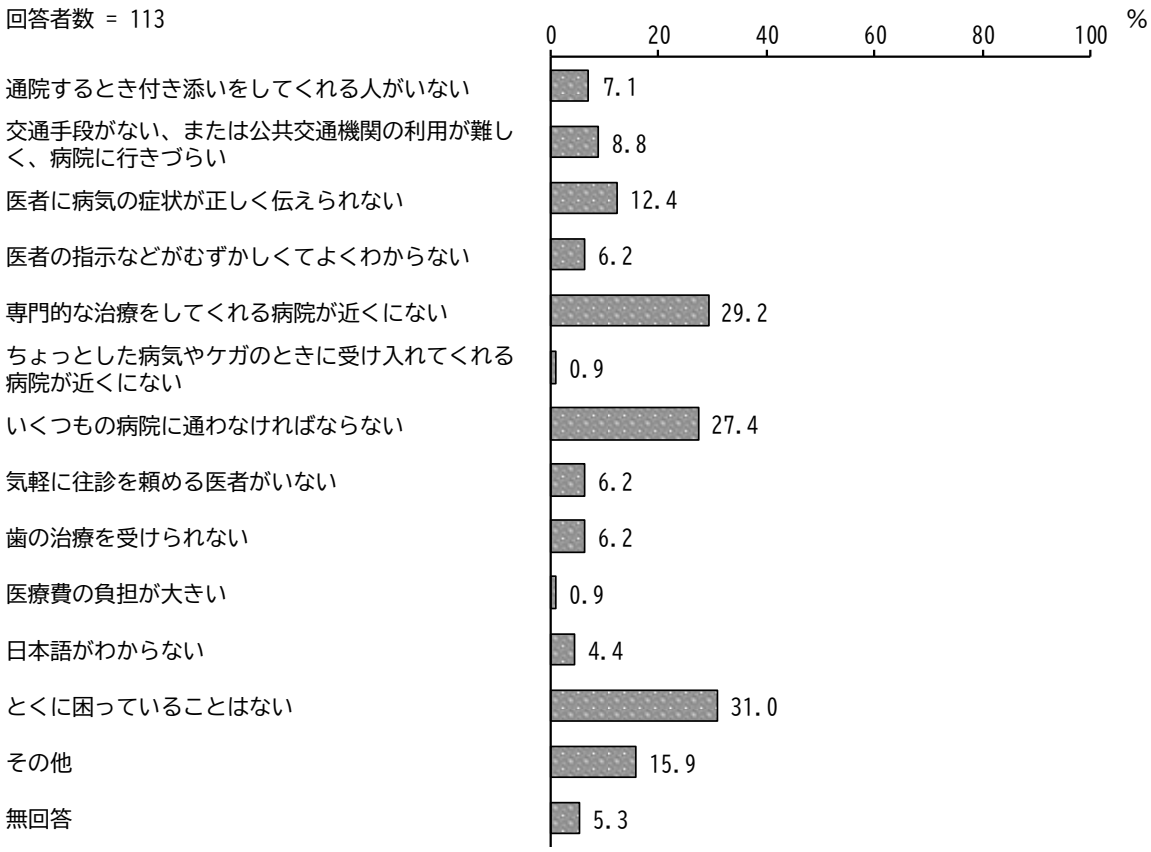

④　日中の活動について

ア　お子さんの主な日中の過ごし方

「幼稚園、保育園等、学校に通園、通学している」の割合が82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園、通所している」の割合が12.4%となっています。

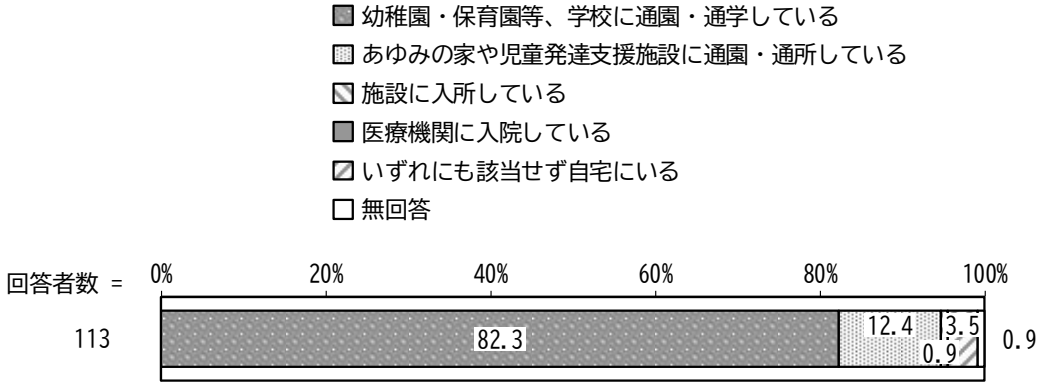

⑤　これからの生活について

ア　お子さんは、今後どのような暮らし方をしたいか

「現在の家族と一緒に暮らしたい」の割合が73.5%と最も高くなっています。

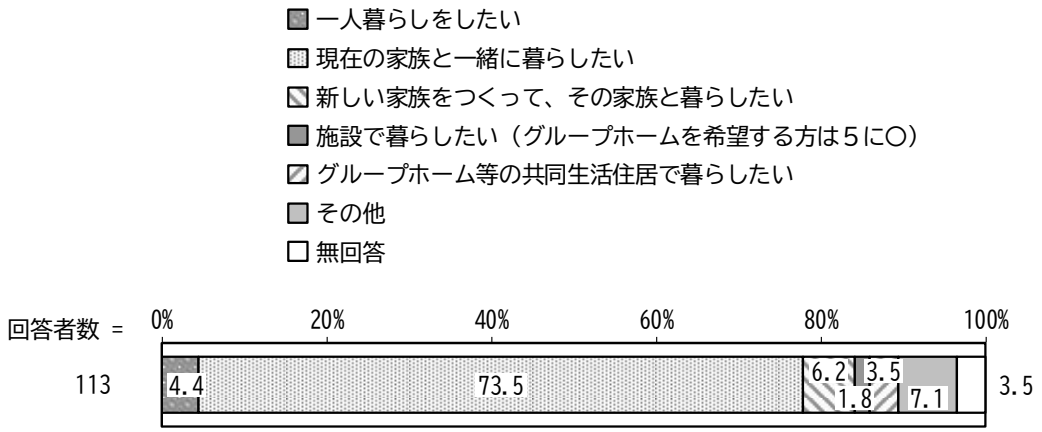

⑥　外出について

ア　外出するうえで困ること

「介助者などがいないと外出が困難である」の割合が38.9%と最も高く、次いで「人の目が気にかかる」の割合が13.3%、「必要なときに手助けが得られない」の割合が11.5%となっています。

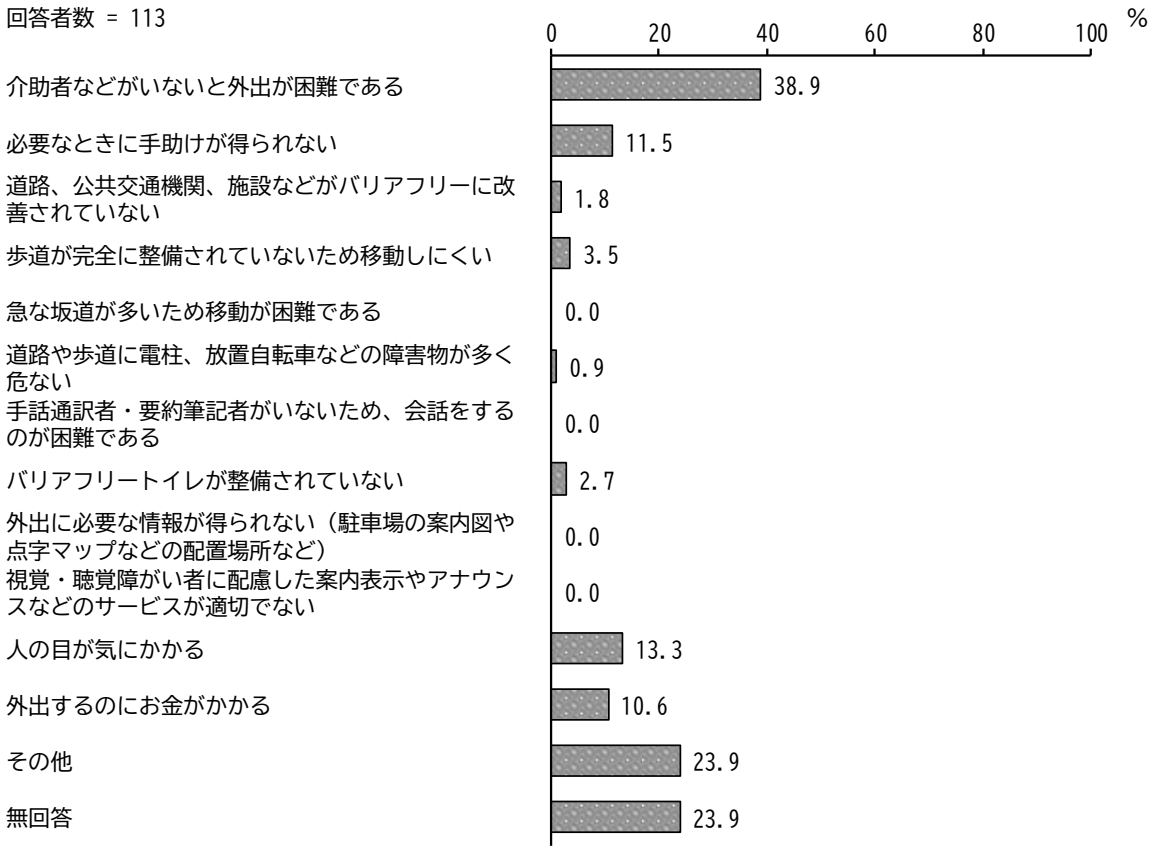

イ　公共施設におけるバリアフリーの推進状況

「変わらない」の割合が63.7%と最も高く、次いで「遅れている」の割合が19.5%、「進んできている」の割合が11.5%となっています。

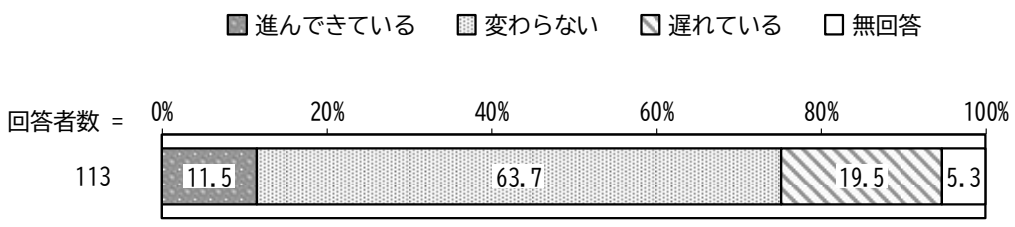

⑦　コミュニケーション手段について

ア　障がい福祉に関する情報の入手方法で、充実を希望するもの

「市の広報紙」の割合が50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター、ＬＩＮＥ」の割合が36.3%、「市のホームページ」の割合が35.4%となっています。

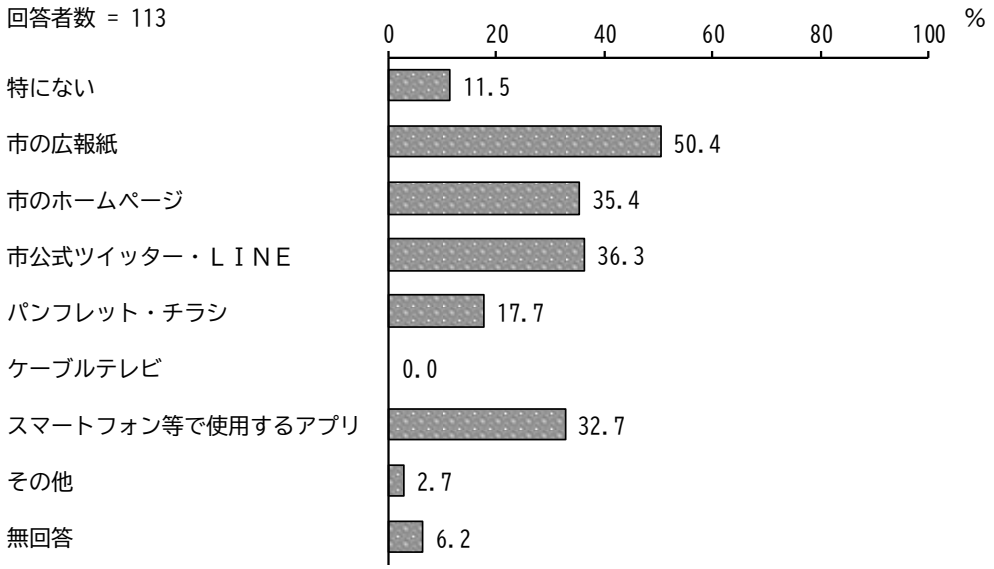

⑧　地域活動について

ア　お子さんの地域活動や行事への参加状況

「参加していない」の割合が54.0%と最も高く、次いで「あまり参加していない」の割合が18.6%、「ときどき参加している」の割合が15.9%となっています。

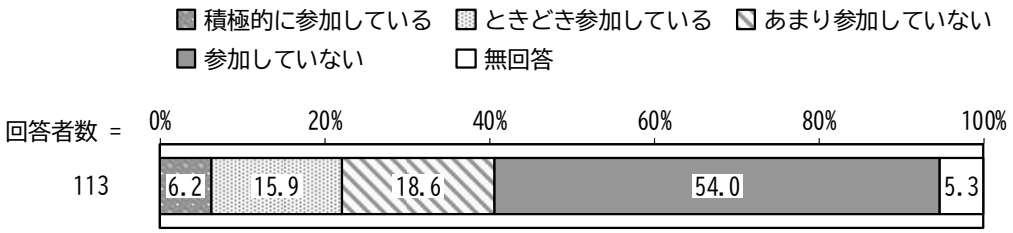

⑨　災害時に困ることについて

ア　お子さんは、地震などの災害時に避難できるか

「支援者がいればできる」の割合が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」の割合が13.3%、「一人でできると思う」の割合が10.6%となっています。

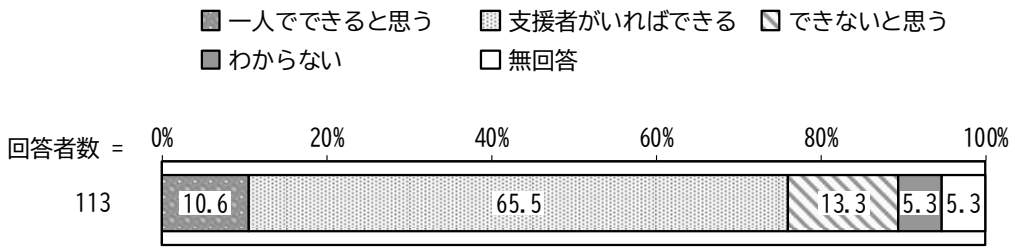

イ　災害時にお子さんが困ることや不安に思うこと

「家族などに連絡をとれない」の割合が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」の割合が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」の割合が56.6%となっています。

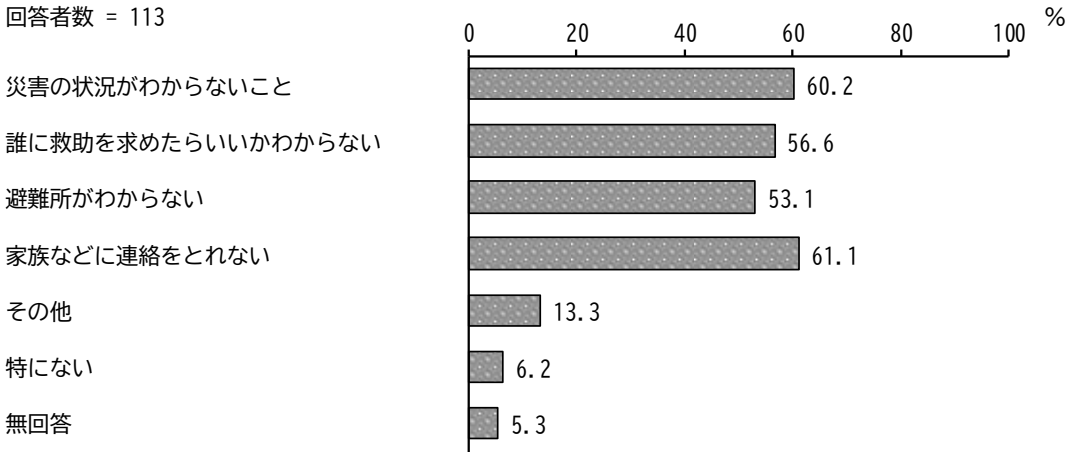

ウ　避難所等でお子さんが困ると思われること

「コミュニケーションのこと」の割合が57.5%と最も高く、次いで「トイレのこと」、「避難所で過ごすこと自体が難しい」の割合が46.9%となっています。

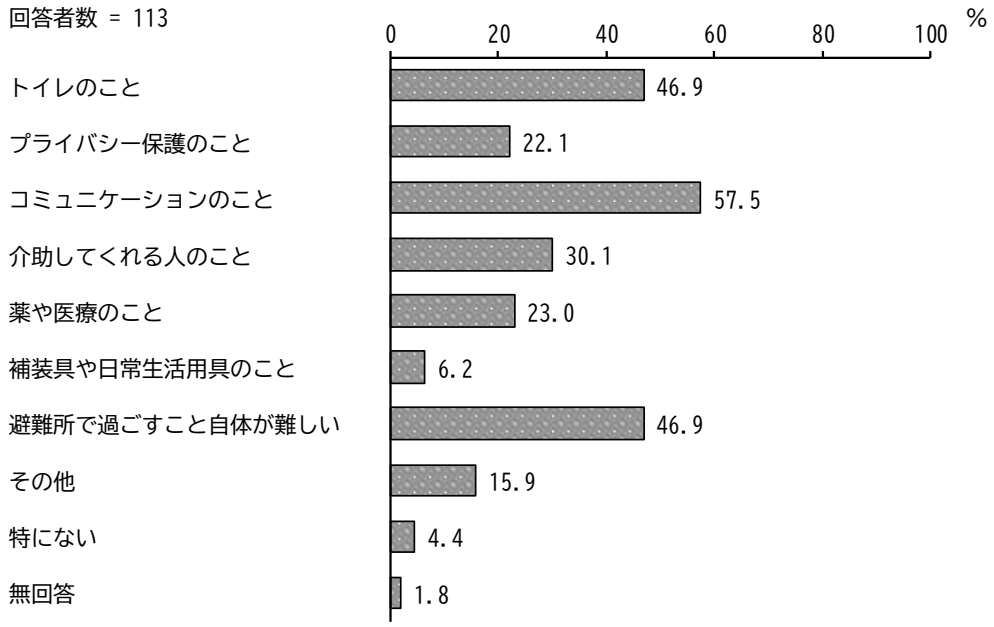

エ　災害時に備えて力を入れてほしいこと

「病気、障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」の割合が57.5%と最も高く、次いで「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」の割合が35.4%、「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」の割合が28.3%となっています。

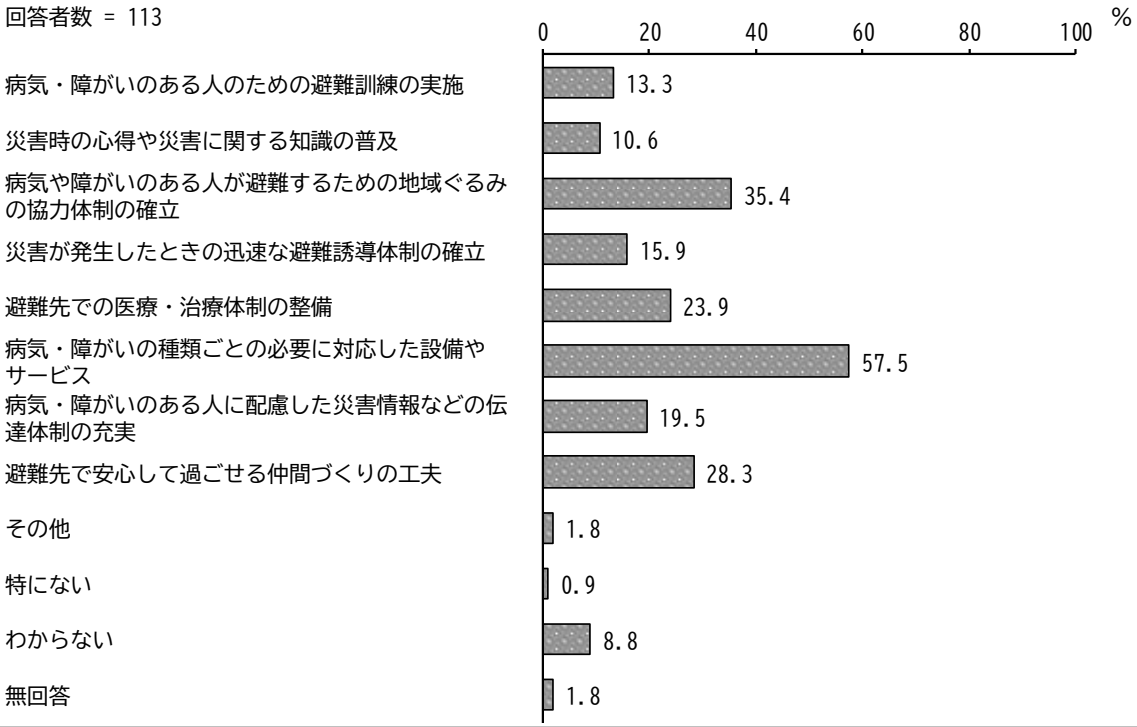

オ　避難行動要支援者制度の認知度

「知らない」の割合が76.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が15.9%となっています。

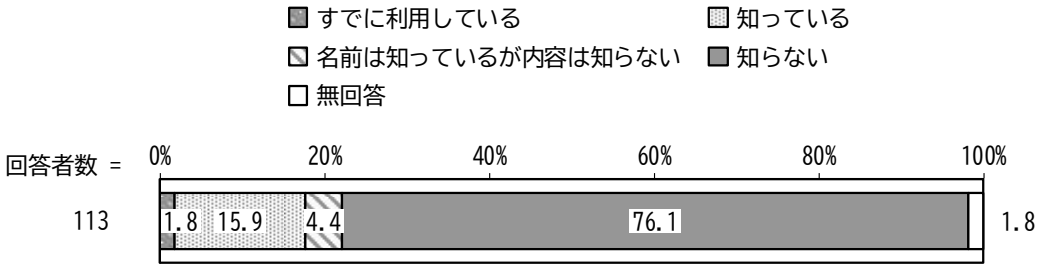

⑩　権利擁護の制度などについて

ア　成年後見制度の認知度

「知っている」の割合が58.4%、「知らない」の割合が38.1%となっています。

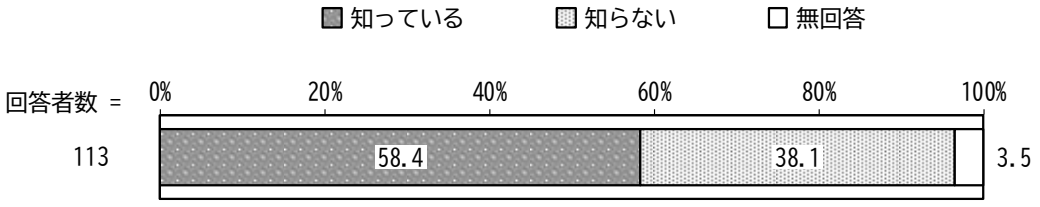

イ　成年後見制度の利用について

「わからない」の割合が72.6%と最も高く、次いで「利用したい」の割合が14.2%、「利用したくない」の割合が10.6%となっています。

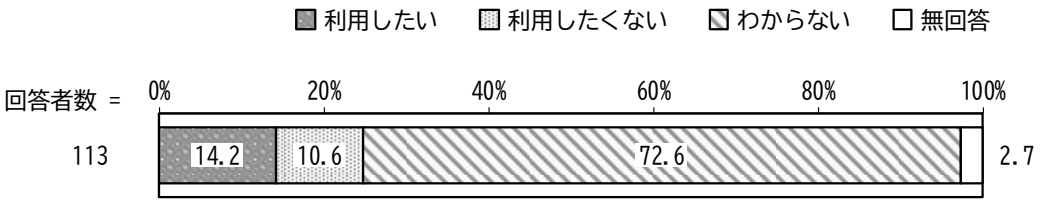

ウ　虐待された経験

「ある」の割合が15.9%、「ない」の割合が83.2%となっています。

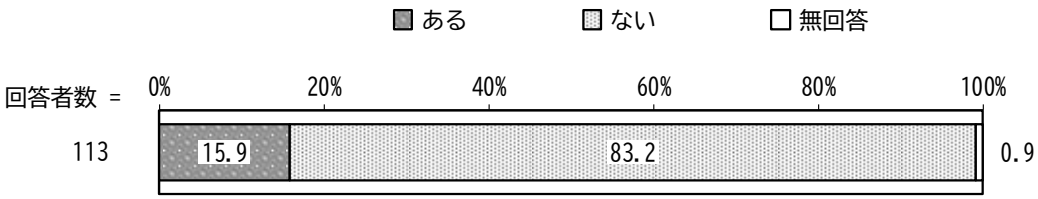

【障がいの種類別】

障がいの種類別にみると、全体と比較して、他に比べ、身体障がいで「ない」の割合が高くなっています。

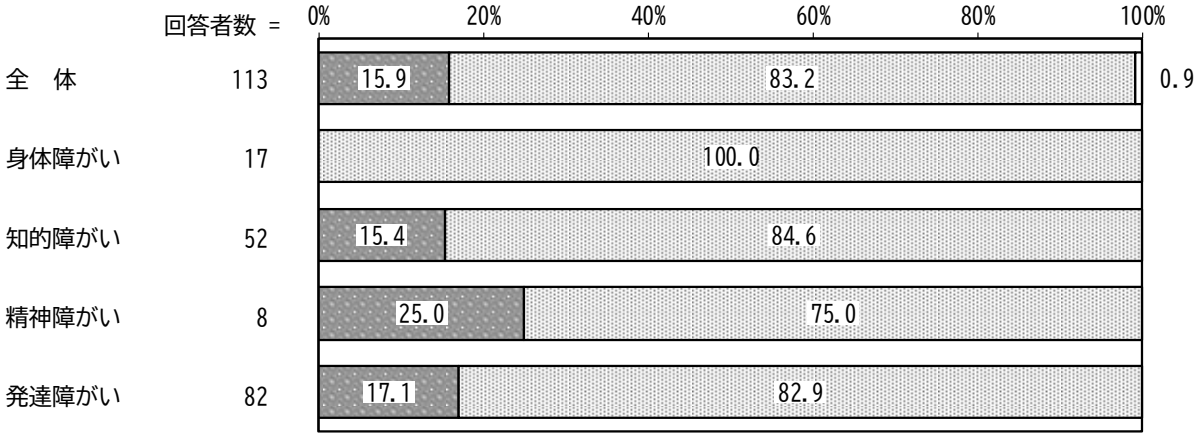

エ　虐待された際の相談先

「家族、親族」の割合が50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」の割合が38.9%、「知人、友人」の割合が27.8%となっています。

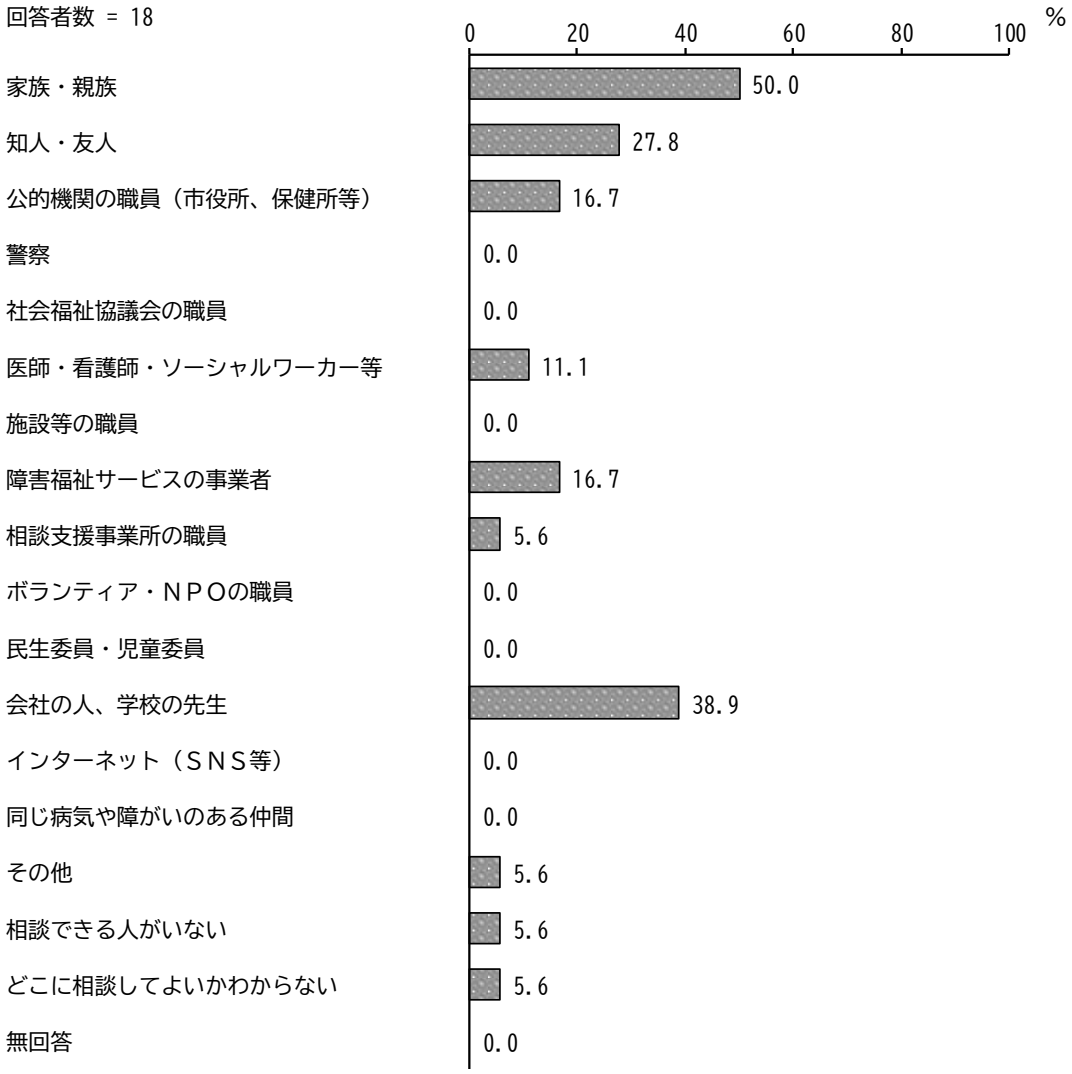

オ　不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた経験

「ない」の割合が51.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.2%、「少しある」の割合が13.3%となっています。

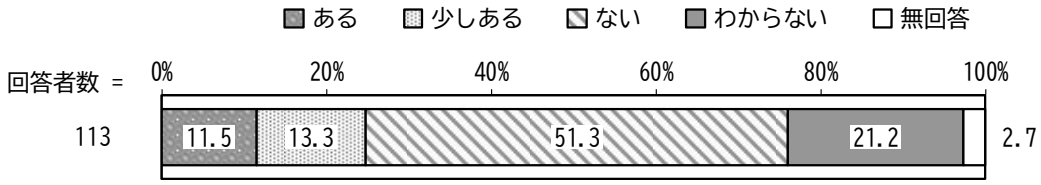

【障がいの種類別】

障がいの種類別にみると、全体と比較して、他に比べ、身体障がいで「少しある」の割合が高くなっています。

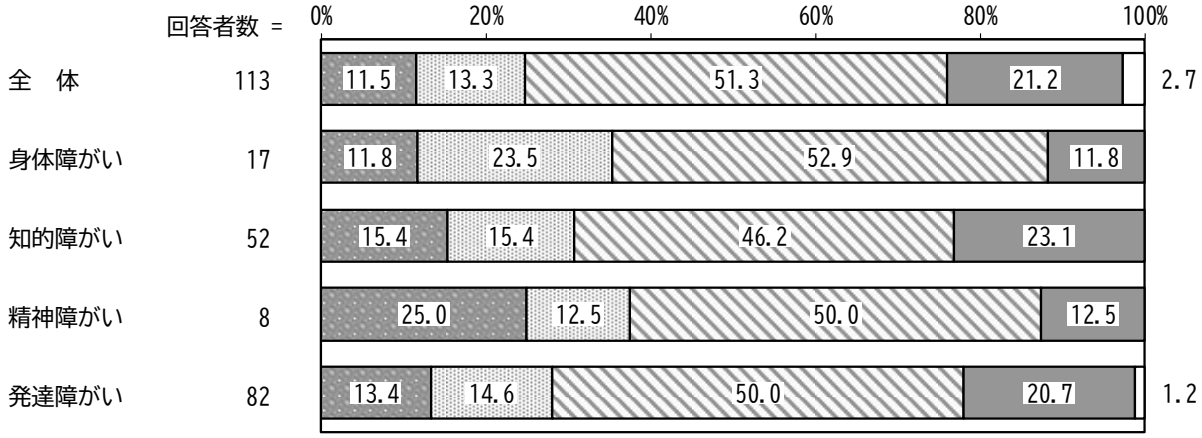

カ　不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた場面

「公共施設や交通機関を利用するとき」、「病院で医療を受けるとき」の割合が25.0%と最も高く、次いで「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」の割合が21.4%となっています。

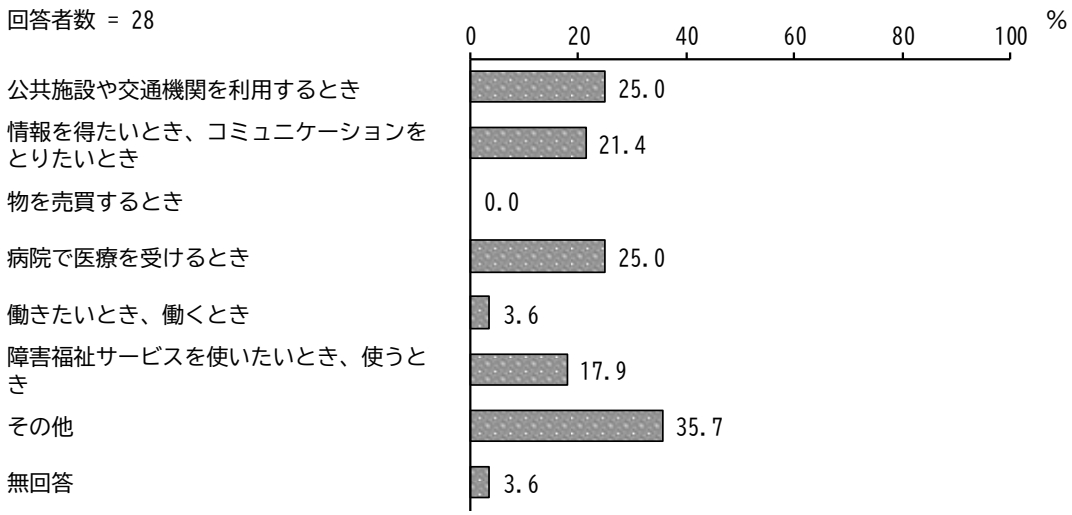

キ　不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた際の相談先

「相談していない」の割合が39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」の割合が21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」の割合が10.7%となっています。

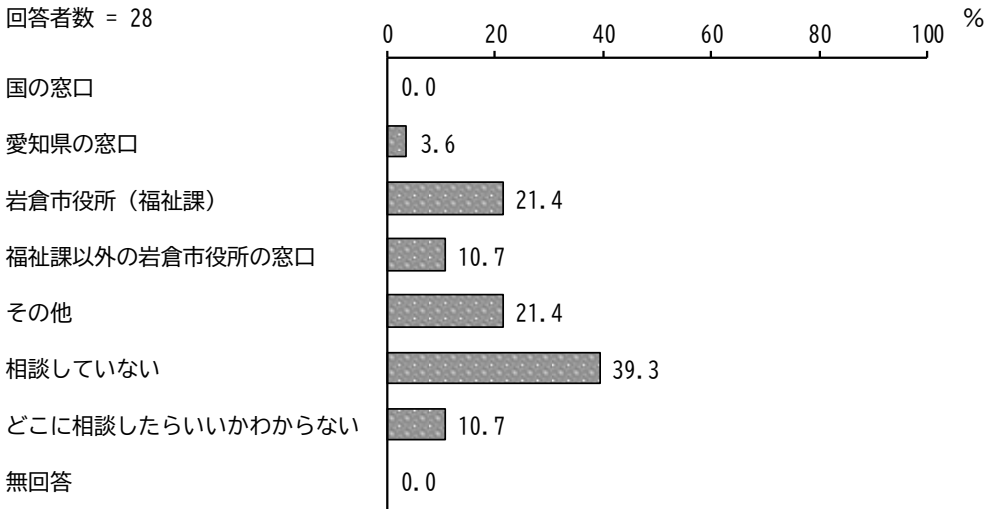

⑪　障害福祉サービスなどについて

ア　サービスの認知度

『29　児童発達支援』『31　放課後等デイサービス』で「知っている」の割合が高くなっています。一方、『23　自動車運転免許取得費の助成』で「知らない」の割合が高くなっています。

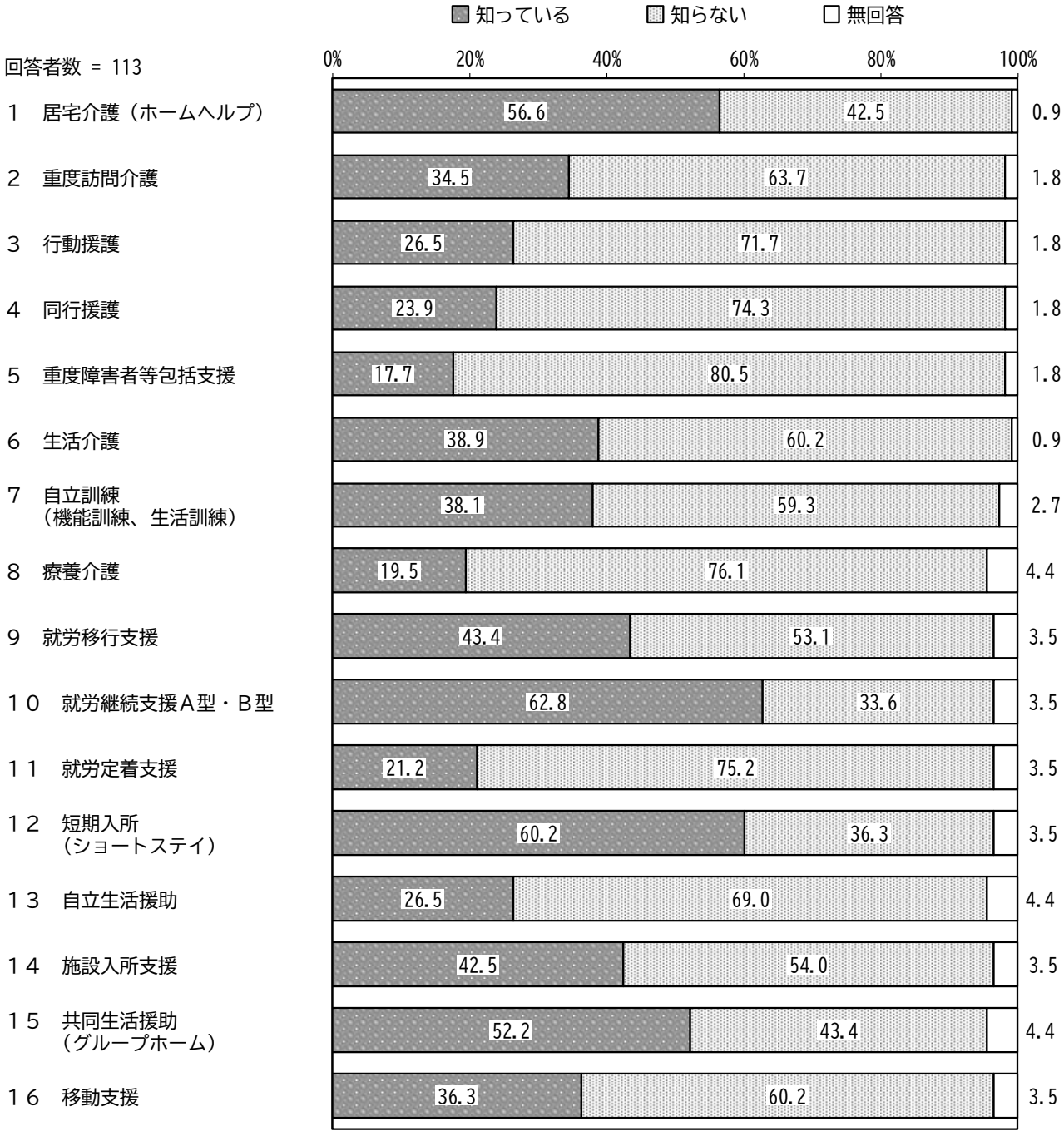

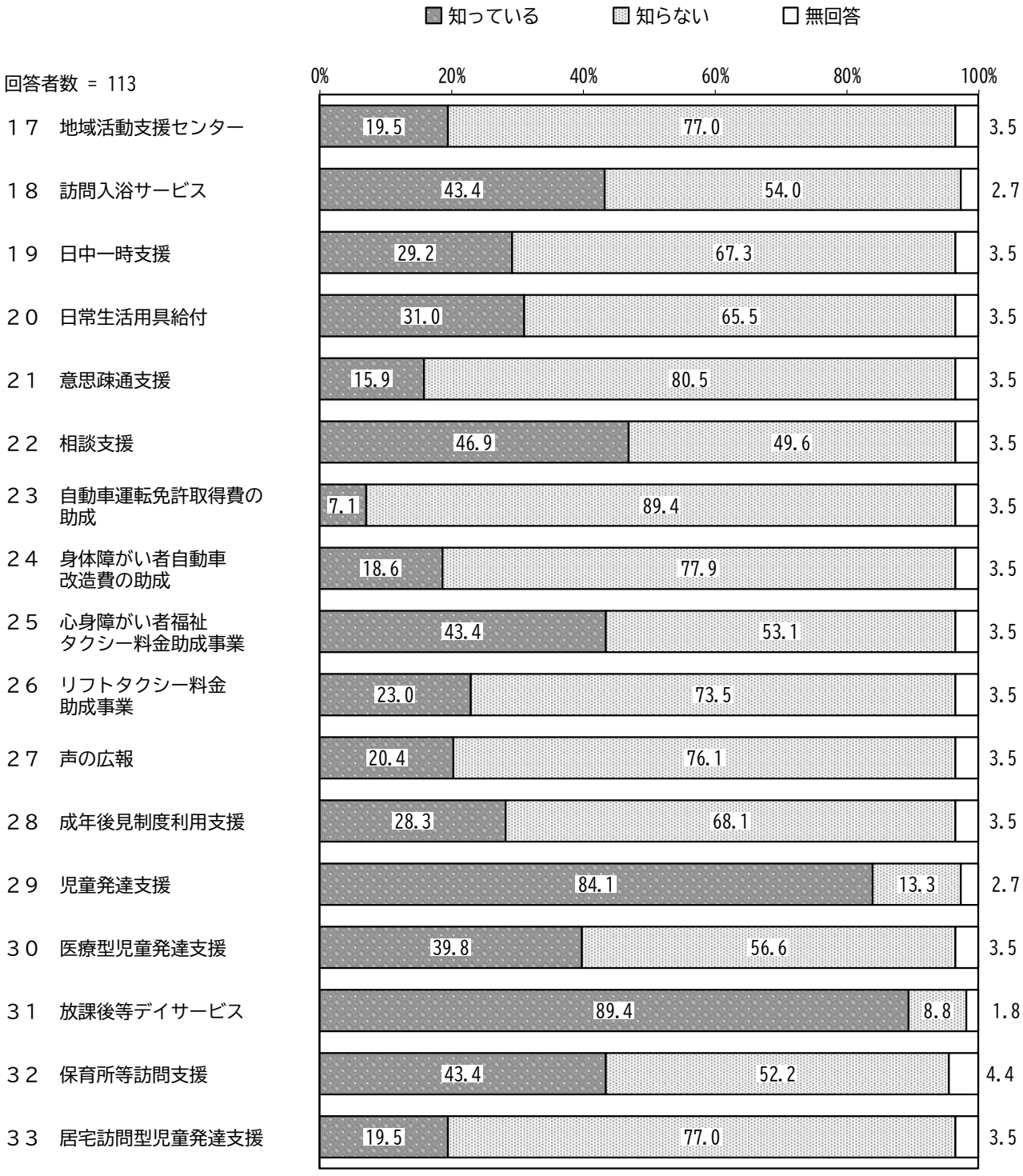
知っている
知らない
無回答
回答者数 = 113
0%
20%
40%
60%
80%
100%
１７ 地域活動支援センター 19.5 77.0 3.5
１８ 訪問入浴サービス 43.4 54.0 2.7
１９ 日中一時支援 29.2 67.3 3.5
２０ 日常生活用具給付 31.0 65.5 3.5
２１ 意思疎通支援 15.9 80.5 3.5
２２ 相談支援 46.9 49.6 3.5
２３ 自動車運転免許取得費の助成 7.1 89.4 3.5
２４ 身体障がい者自動車改造費の助成 18.6 77.9 3.5
２５ 心身障がい者福祉タクシー料金助成事業 43.4 53.1 3.5
２６ リフトタクシー料金助成事業 23.0 73.5 3.5
２７ 声の広報 20.4 76.1 3.5
２８ 成年後見制度利用支援 28.3 68.1 3.5
２９ 児童発達支援 84.1 13.3 2.7
３０ 医療型児童発達支援 39.8 56.6 3.5
３１ 放課後等デイサービス 89.4 8.8 1.8
３２ 保育所等訪問支援 43.4 52.2 4.4
３３ 居宅訪問型児童発達支援 19.5 77.0 3.5

前ページのグラフ　続き

イ　サービスの利用状況

『29　児童発達支援』『31　放課後等デイサービス』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。

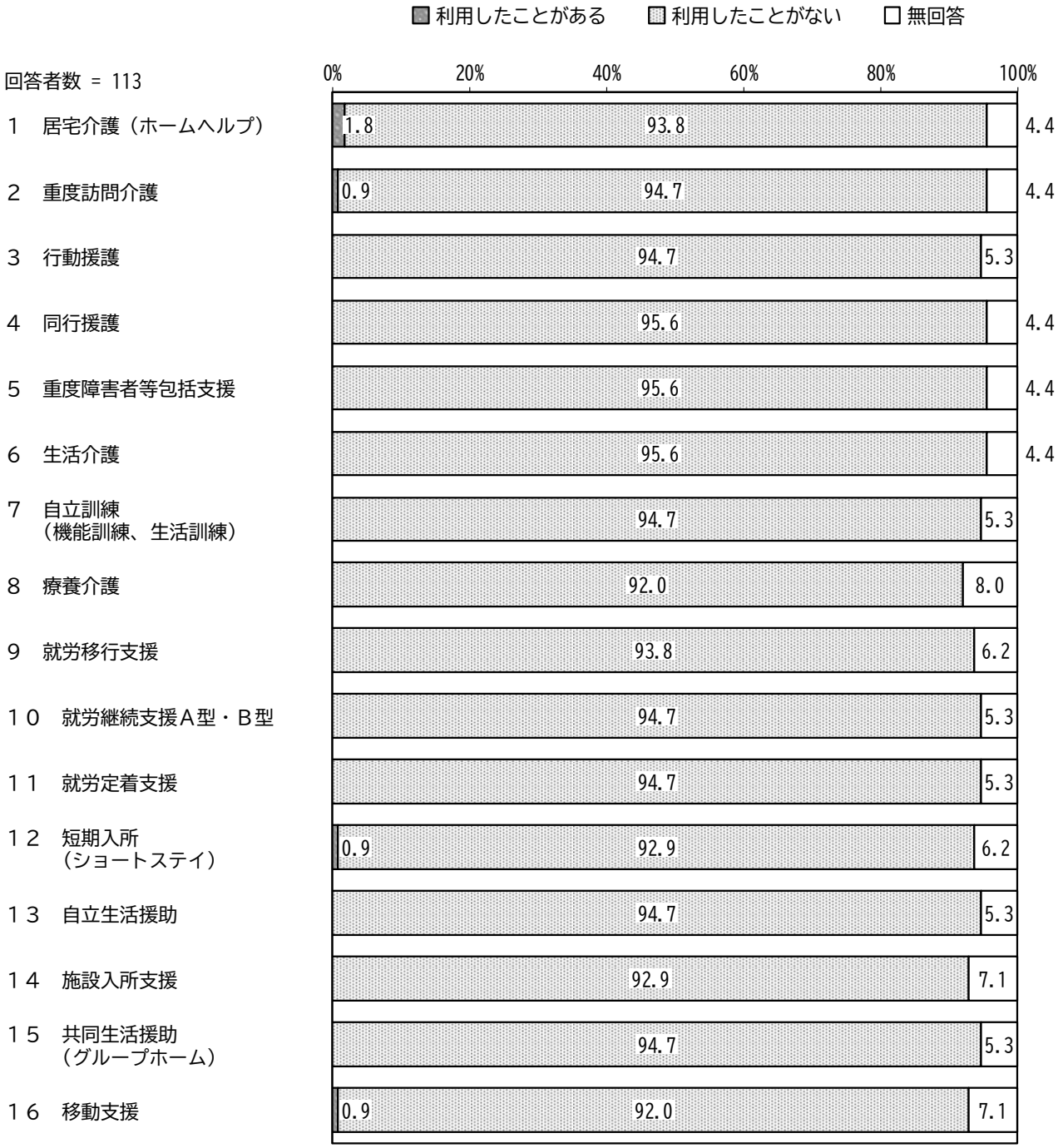

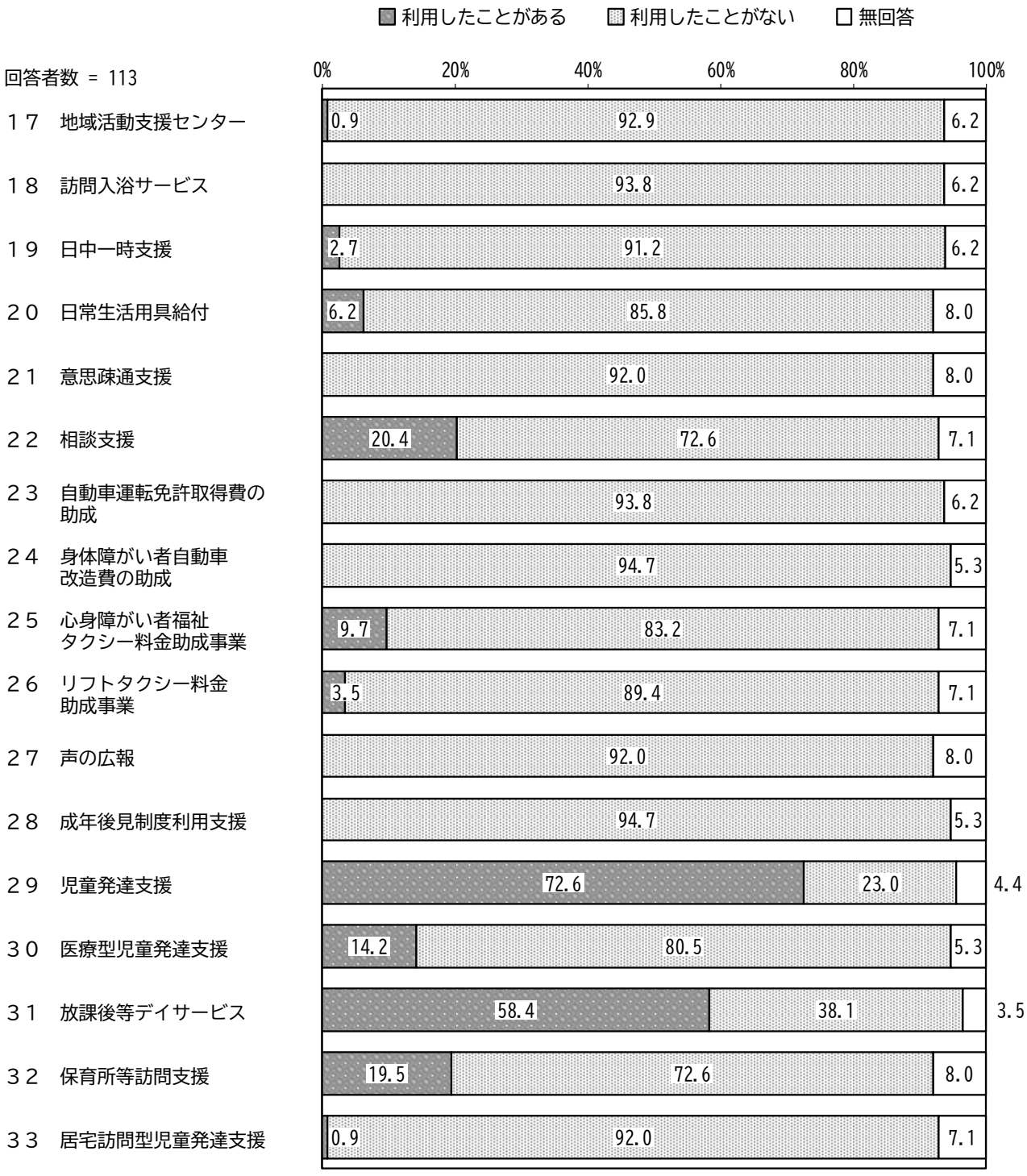
利用したことがある
利用したことがない
無回答
回答者数 = 113
0%
20%
40%
60%
80%
100%
１７　地域活動支援センター
0.9
92.9
6.2
１８　訪問入浴サービス
93.8
6.2
１９　日中一時支援
2.7
91.2
6.2
２０　日常生活用具給付
6.2
85.8
8.0
２１　意思疎通支援
92.0
8.0
２２　相談支援
20.4
72.6
7.1
２３　自動車運転免許取得費の助成
93.8
6.2
２４　身体障がい者自動車改造費の助成
94.7
5.3
２５　心身障がい者福祉タクシー料金助成事業
9.7
83.2
7.1
２６　リフトタクシー料金助成事業
3.5
89.4
7.1
２７　声の広報
92.0
8.0
２８　成年後見制度利用支援
94.7
5.3
２９　児童発達支援
72.6
23.0
4.4
３０　医療型児童発達支援
14.2
80.5
5.3
３１　放課後等デイサービス
58.4
38.1
3.5
３２　保育所等訪問支援
19.5
72.6
8.0
３３　居宅訪問型児童発達支援
0.9
92.0
7.1

前ページのグラフ　続き

⑫　暮らしやすくなるためにしてほしいことについて

ア　今後、充実すべきだと考える項目

「特別支援教育の充実」の割合が54.9%と最も高く、次いで「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」の割合が48.7%、「幼稚園、保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」の割合が46.9%となっています。

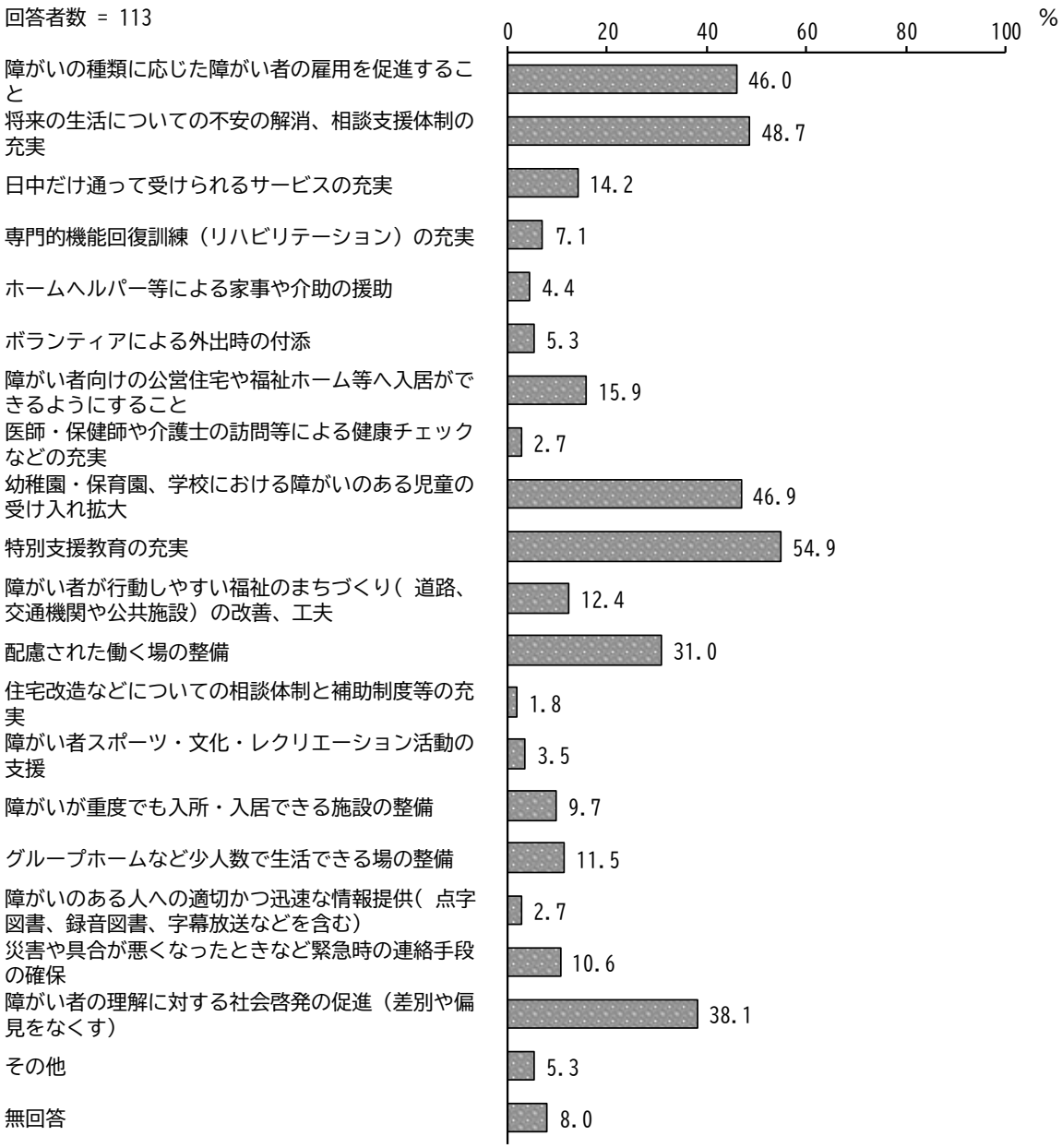

4　サービス事業所及び関係団体アンケートからみた現状

（1）調査の概要

①　調査対象

サービス事業所：2023年（令和５年）９月１日現在、岩倉市内を対象として
障害福祉サービス等を提供している事業所（37事業所）
関係団体　　：岩倉市の障がい者に関わる団体（５団体）

②　調査期間

サービス事業所：2023年（令和５年）９月８日から22日まで
関係団体　　：2023年（令和５年）10月18日から11月６日まで

③　調査方法

郵送配付・郵送回収方式

（2）主な意見

①　サービス事業所

ア　事業運営を進めていく上での課題

■従事者（職員）の確保が難しい。
■従業者（職員）の高齢化。
■利用者の工賃の確保が難しい。
■安定した利益の確保が難しい。

イ　岩倉市全体をみたときに不足していると思われるサービスや支援

■生活支援型グループホーム
■相談支援事業所
■移動支援事業所
■就労移行支援事業所
■行動援護事業所

ウ　障がいの理解と交流について求める障がい者施策

■障がい理解に対する啓発が足りていない。
■障がい者と地域の人達との交流の場を増やして頂きたい。

エ　相談・情報提供について求める障がい者施策

■情報共有できるように、ケア会議の開催、のんぼりネットの活用をしていく。
■障がい分野に限らず、地域福祉として、介護や児童分野との情報交流ができる場づくりを引き続き行ってほしい。
■民生委員や地域の自治会等に対して、単身の障がい者への理解・配慮を深めて頂く活動をお願いしたい。

オ　雇用・就労について求める障がい者施策

■就労系のサービスの知名度が低い。
■Ｂ型は増えたが、Ａ型や就労移行が少なく、市外を選ばれる方が多い。
■Ｂ型就労について、相談機関や医療だけでなく、他から繋がる仕組みがあると良い。

カ　社会参加や生きがいづくりについて求める障がい者施策

■高齢者介護、福祉サービスの連携が弱い。
■引きこもり対策、当事者に対するサービスなどの情報提供。
■家族全体を伴走支援できる専門職チームの創設。
■8050 までいかずとも、親 60 代、子 30 代などで幅広く対策が必要。
■障害福祉サービス、就労支援の強化、生活困窮者について。新型コロナウイルス感染症により対応すべき人が増えている。経済的な問題だけでなく、様々な要素が絡んでいる。他市より誇れるような事、取り組みがあると良い。

② 関係団体

ア 現在の活動上の課題

■新規の会員の加入が少ない。
■会員が高齢化している。若い会員の加入がない。

イ 岩倉市全体をみたときに不足していると思われるサービスや支援

■フリースペースへの参加機関の充実。
■ショートステイできる施設
■手話通訳の派遣

ウ 相談支援・自立支援体制について求める障がい者施策

■相談体制は市役所に基幹相談支援センターが設置され充実した。
■民生委員等地域における支援体制はほとんど機能していない。
■地域ネットワークは近隣地区の支援体制の整備が必要。
■相談体制は充実している。

エ 市民の福祉意識について求める障がい者施策

■障害者連絡協議会の活動として地域共生社会を目指し市民・ボランティアと共同でイベント等を開催している。

オ 地域での暮らしについて求める障がい者施策

■電気屋や喫茶店に手話のできる人が少ない。
■訪ねてくる人の素性が判らずに困ることがある。

カ 保健・医療の充実について求める障がい者施策

■早期発見、前兆の早期発見、アウトリーチの充実
■運動したいが、運動する場所がわからない。場所がわかっても説明等が判らない点があるため、できるか不安である。

キ 療育・教育について求める障がい者施策

■障害にも個人差があり、成人に達したとき自立及び支援体制の充実、確立が必要。

ク　地域生活支援について求める障がい者施策

■いつか親が亡くなり、１人きりになっても生活保護を受ける以外の体制の確立を希望する。

ケ　社会参加について求める障がい者施策

■スポーツイベント、コンサート等可能な限り一般市民との交流の機会づくりに配慮している。
■全国大会であるみんなネットに参加、フリースペースの開催、イベントへの参加。
■様々に参加したいが、手話通訳がないものは参加できない。

コ　雇用・就労について求める障がい者施策

■障がいにも個人差があり、画一的には決められない。能力に見合った職場の開発が必要。
■大半がＢ型就労で、症状の回復した人はＡ型を希望している。
■市内における働く場が少ない。近隣市町へ働きに行く働き方が必要と思う。

サ　施設・情報のバリアフリーについて求める障がい者施策

■公共施設は完備しているが、区の会館等では整備施設が少ない。
■対応する人が手話ができないので、文字盤等で対応できる人がいると良い。コンビニはコミュニケーションボードが設置してあるところもあり、助かる。

シ　災害時支援体制について求める障がい者施策

■民生委員の方々はそれぞれに把握されているが、各障がい者は災害が起きた場合の避難場所の教示が必要ではないか。
■とても不安である。情報が入らない。放送があっても聞こえない。近所で手話ができる人から教えてもらえることがあるが、大抵は分からない。

ス　所得保障について求める障がい者施策

■障がい者で無年金の人が見受けられる。基幹相談支援センターの活動、役割に期待する。

計画の基本的な考え方

1　基本理念

本市は、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像に掲げ、「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」を第５次岩倉市総合計画の基本理念とし、その実現をめざしています。

障がい者（児）福祉分野では、障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しているまち、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がいのある人と交流し支え合える環境が整っているまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉の取り組みとの連続性、整合性から第５期岩倉市障がい者計画の理念「ともに生き、ともに創ろう　ずっと住みたい、生きがいのあるまち　いわくら」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、誰もが健康で、住みなれた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができるまちづくりをめざします。

【　基　本　理　念　】

ともに生き、ともに創ろう
ずっと住みたい、生きがいのあるまち　いわくら

２　基本目標

（１）ライフステージに対応した包括的な支援体制の構築をめざします

障がいのある人が、たとえ家族の支えがなくとも、地域で自立した生活を続けられるよう、ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わることで、それまでの支援が途切れてしまわないように、障がいの特性とライフステージに応じて切れ目ない支援のできる仕組みづくりを関係機関で連携して推進します。

また、ライフステージごとに変化する状況やニーズに即した支援に対応するためにも、関係機関が各々の役割を果たしながらも重層的に支援する仕組みづくりを進めます。

（２）誰もが役割を持った真の地域共生社会の実現をめざします

障がいのある人が、自身の個性や能力を最大限に発揮し、社会活動に自分らしく参加できる地域社会の構築を図ります。また、働きたいという意欲を持つ人が、自分に合った働き方で生きがいを感じられる環境を整え、就労に向けた支援や就労定着のための支援を充実します。

障がいのある人もない人も、様々な交流機会を通じ、生きがいをともにつくり、高め合いながら、また支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を推進します。

（３）障がいを理由とする差別の解消と権利擁護をめざします

障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、適切な支援を提供し、障がいの有無に関係なく、ともに安心して生活できるまちづくりを進めます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止や、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。

（４）人材の確保・育成をめざします

障がいのある人が地域で暮らす上で、住まいの確保や生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範での支援が求められます。

地域での生活支援の維持向上を図り、障がいのある人の生活の質を高めるためにも、介護福祉人材や専門職、ボランティアなどの福祉の担い手の確保・育成を進めます。

３　施策の方向

（１）ともに生きる～理解と交流の推進

○障がいと障がいのある人への理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育など学校での福祉教育を継続します。また、相互理解を図るため、障がいのある人と地域住民との交流機会の創出に努めます。

○障がいの有無にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、支え合いながら暮らせる地域を目指して、ボランティアの育成や、関連団体の活動を支援し、地域住民が主体的に取り組める体制の充実を図ります。

（２）地域で生活する～生活支援の充実

○障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、住まい、生活支援、就労支援、相談・情報提供など、それぞれのサービスの充実を図ります。

○障がいにより判断能力が不十分な人に対して、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護体制の確立に努めます。

○障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むために、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の施策を推進します。

（３）健やかに生きる～保健・医療の充実

○障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導に努めるとともに、生活習慣病予防の健康教育や健康相談などを通じて障がいの原因となる疾病の予防に努めます。

○障がいのある人に、在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供できるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

○近年の新型コロナウイルスなどの感染症の流行を踏まえ、感染症対策についての周知啓発、研修などに取り組んでいきます。

（４）可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実

○障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

○学校教育においては、個別の教育的ニーズに応じ、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めていきます。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

（５）いきいきと活動する～社会参加の促進

○就労は自立した生活の基盤となり、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障がいのある人の能力や適正に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援を行います。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。

○障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。また、安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を推進します。

（６）安心して暮らす～安全・安心の整備

○公共施設等においてバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを市民、行政、事業者等が一体となって推進します。

○障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。また、緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備の他、災害時の避難を地域で支援できるよう、避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

4　計画の体系

［ 基本理念 ］　［基本目標］　［ 施策の方向 ］　［ 施策 ］

ともに生き、ともに創ろう　ずっと住みたい、生きがいのあるまち　いわくら

（1）ライフステージに対応した包括的な支援体制の構築をめざします

（2）誰もが役割を持った真の地域共生社会の実現をめざします

（3）障がいを理由とする差別の解消と権利擁護をめざします

（4）人材の確保・育成をめざします

［ 施策の方向 ］	［ 施策 ］
1　ともに生きる ～理解と交流の推進	（1）障がいに対する理解の促進
	（2）差別解消に向けた取組の推進
	（3）福祉教育の充実
	（4）交流の促進
2　地域で生活する ～生活支援の充実	（1）生活の場の確保
	（2）生活支援の充実
	（3）相談の充実
	（4）情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実
	（5）権利擁護の推進・虐待の防止
	（6）人材の確保と育成
3　健やかに生きる ～保健・医療の充実	（1）保健事業の充実
	（2）医療体制の充実と連携強化
4　可能性を伸ばす ～療育・保育・教育の充実	（1）療育の充実
	（2）保育・幼児教育の充実
	（3）インクルーシブ教育の推進
5　いきいきと活動する ～社会参加の促進	（1）雇用の促進
	（2）就労後の支援の充実
	（3）スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進
6　安心して暮らす ～安全・安心の整備	（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進
	（2）外出・移動支援の充実
	（3）災害時の地域支援体制の確立
	（4）福祉避難所の整備

第4章 施策の展開

1　ともに生きる～理解と交流の推進

（1）障がいに対する理解の促進

《現状と課題》

障害者基本法では、身体、知的、精神の３障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が障がい者で19.2%、障がい児で38.1%となっています。

今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障がい特性に対する住民への理解・啓発の推進	広報紙やホームページ、各種研修、イベント等を通して、障がい福祉に関する制度や、障がいのある人とその障がい特性に対する住民、職員等の理解・啓発を推進します。	福祉課
地域共生の理念の普及	障がいの有無にかかわらず、すべての市民が「自助」や「互助」の重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解するように、「地域共生」の理念を、さまざまな機会を利用して周知していきます。	福祉課
コミュニケーション手段の利用促進	コミュニケーションボードの普及・啓発、イベント等における手話通訳、要約筆記の設置により多様なコミュニケーション手段の利用促進に繋げるとともに、手話言語条例の制定について、聴覚障がい当事者団体との意見交換などを踏まえながら研究に努めます。	福祉課 行政課

（２）差別解消に向けた取組の推進

《現状と課題》

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある障がい者が、身体障がいで 7.8%、知的障がいで 15.9%、精神障がいで 24.6%、また、児童については、身体障がいで 35.3%、知的障がいで 30.8%、精神障がいで 37.5%、発達障がい児で 28.0%となっており、精神障がいで差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられます。また、どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、障がい者では「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が、障がい児では「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっています。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときの相談先について、障がい者で「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%となっています。障がい児では「相談していない」が 39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」が 21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」が 10.7%となっており、相談していない、または相談する場所がわからない人が多くみられます。

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法が目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援の充実が求められています。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
「障害者差別解消法」についての周知・啓発	広報紙やホームページ、各種研修、イベント等を通して、障害者差別解消法の理念や「障害を理由とする差別」、「合理的配慮」といった内容について周知・啓発を行うとともに、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉課 秘書企画課
障がいを理由とする差別の禁止	「障がいを理由とする差別」を一切しないよう、民間事業者に対して求めるとともに、障がいを理由とする差別の具体的な事例等の周知に努めます。	福祉課

事業名	内容	担当課等
手続や選挙における合理的配慮の提供	行政手続等において合理的配慮が提供されるよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の徹底に努めるとともに、市庁舎や投票所において意思疎通を支援するため、コミュニケーションボードの設置や代理投票支援カードの導入等、様々な場面で合理的配慮の提供が充実するよう努めます。	福祉課 行政課

（3）福祉教育の充実

《現状と課題》

障がいのある人とない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。

幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
福祉教育の充実	「総合的な学習の時間」の中で、引き続き障がいのある人への理解や人権などのテーマを取り上げるとともに、社会福祉協議会の指定する福祉協力校が行っている福祉実践教室など福祉教育の充実に努めます。	学校教育課 福祉課
福祉体験学習等の推進	小中学校での福祉教育を推進するため、精神障がいへの理解をはじめとした福祉体験学習などへの指導、支援を行います。	学校教育課 福祉課
交流及び共同学習の促進	学校生活のさまざまな場面で、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に活動する機会を積極的につくることによって、お互いを理解し支え合える心が育まれるような環境づくりを進めます。	学校教育課
教職員の指導力向上	教職員については、障がいと障がいのある子どもについての知識と理解を深め、児童生徒への指導力向上を図るための研修を充実します。	学校教育課
生涯学習における福祉教育の推進	生涯学習の一環として、障がいや人権などをテーマとした講演や映画上映を行い、市民の障がいと障がいのある人への理解を深めていきます。	生涯学習課 福祉課

（４）交流の促進

《現状と課題》

障がいに対する理解を促進するために、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。

アンケート調査によると、近隣とつきあいがある障がい者は 74.8%となっています。

また、困ったときに相談できる人がいない人が身体障がいで 49.7%、知的障がいで 62.5%、精神障がいで 69.0%となっており、精神障がいで相談できる人がいない割合が高くなっています。

地域の活動や行事に参加している人が障がい者で 15.2%、障がい児で 22.1%となっています。

そのため、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
岩倉市障害者連絡協議会の活動支援	障がいのある人が、個々の障がいの枠を超えて、お互いの障がいについての理解を深め、共通する問題を解決していくために、岩倉市障害者連絡協議会の活動を通じて障がいのある人及び当事者団体間の交流を支援します。	福祉課
当事者団体の「見える化」の促進	広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人の当事者団体等の活動を紹介するとともに、福祉課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体等の活動の「見える化」を支援し、各団体の活動の活性化を促進します。	福祉課
社会参加の場の確保	市民の地域活動の場として整備されている市民プラザやふれあいセンター、地域交流センター、多世代交流センターの活用を促進し、障がいのある人が気軽に社会参加できる場を確保します。	福祉課
当事者団体の活動支援	障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、精神障害者家族会をはじめ各当事者団体等が主催する交流の場や、ピアカウンセリングなどの活動を支援するとともに、団体間の交流や連携を支援します。	福祉課
障がいのある人を支援するボランティアの育成と活動支援	障がいのある人の日常生活や社会参加への支援が円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、障がいのある人を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障がいのある人とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。	福祉課

事業名	内容	担当課等
当事者団体への参加促進	障がいのある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げるとともに情報共有が図れるよう、障がいのある人に当事者団体への参加を促します。	福祉課

2　地域で生活する～生活支援の充実

（1）生活の場の確保

《現状と課題》

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

アンケート調査によると、今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が障がい者・障がい児ともに最も割合が高くなっています。また、「グループホーム等で共同生活をしたい」が知的障がい者で26.1%と高くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいが重度でも入所・入居できる施設の整備」が障がい者で11.2%、障がい児で9.7%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が障がい者で10.5%、障がい児で1.8%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が障がい者で10.0%、障がい児で11.5%となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
地域生活への移行支援の充実	グループホームで自立した地域生活を営むことができるよう、短期の入居生活を行い、自活能力を向上させる地域生活体験事業を実施し、地域生活への移行支援の充実を図ります。	福祉課
住宅改善の推進	障がいのある人の快適な住まいを確保するため、身体障害者住宅改善費助成事業を引き続き実施するとともに、相談や専門的なアドバイスにより、適切な住宅改修ができるようリフォームヘルパー派遣事業も引き続き実施します。住宅改修を必要とする人が、適切な改修を行えるよう両制度の周知を図ります。	福祉課 長寿介護課

（2）生活支援の充実

《現状と課題》

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が障がい者で 11.5%、障がい児で 14.2%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が障がい者で 15.6%、障がい児で 4.4%となっています。

障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、サービス等利用計画が作成され、適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要です。また、地域生活支援拠点の整備によって、身近な困りごとの相談や 365 日 24 時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められています。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
訪問系サービスの充実	障がいのある人の地域における自立した暮らしを支えるために、居宅介護、行動援護、同行援護等の訪問系サービスを実施します。利用者のニーズに対し的確に応えられるよう、必要に応じて事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の充実を図ります。	福祉課
日中活動系サービスの充実	障がいのある人の日中活動の場の確保と、多様な障がいの特性に応じた活動の場が選択できるよう、生活介護や就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センターについて利用者ニーズの把握と、事業所情報の把握に努め必要なサービスの確保を図ります。また、短期入所については、身近な地域での利用ができるよう事業者の参入を促進します。特に、重症心身障がい者に対する生活介護と短期入所が提供できる体制を、市内事業者と連携して整えていきます。	福祉課
地域生活支援の拠点づくり	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを進め、障がいのある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	福祉課
コミュニケーション支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人、また聴覚障がいのある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、制度の周知に努めます。	福祉課

（３）相談の充実

《現状と課題》

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。

アンケート調査によると、医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどについて、家族のほかに誰に相談しているかについて、「市役所」が 36.4%と最も高く、次いで「医療機関」が 20.9%となっている一方、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が 15.5%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が障がい者で 34.6%と最も高く、障がい児で 48.7%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供（点字図書、録音図書、字幕放送などを含む）」が障がい者で 4.5%、障がい児で 2.7%となっています。

引き続き個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
相談支援体制の強化	基幹相談支援センターを活用し、多様な相談ニーズに応じられるよう体制を整備するとともに、指定特定相談支援事業所等との事例検討会の定期的な開催等を通じ、地域の相談支援体制の更なる充実を図ります。	福祉課
障害福祉サービスの利用支援	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。	福祉課
包括的な相談支援体制の検討	障がいのある人と高齢の親が同居している世帯など、課題が複合化しており、障がい者施策だけでは適切な解決策を講じることが困難なケースが増えてきています。こうしたケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。	福祉課 長寿介護課
ピアカウンセリングの促進	当事者団体等において、障がいのある人自身がカウンセラーとなって、障がいのある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピアカウンセリングの実施を支援します。	福祉課
家族支援の充実	障がいのある人の家族等について、総合的に相談に応じ、障がいに関する情報提供を始め、必要な支援に繋ぐことができるよう体制を整備します。	福祉課

（４）情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実

《現状と課題》

すべての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するにあたり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要です。

アンケート調査によると、障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、障がい者で「市の広報紙」が 48.9%と最も高く、「市のホームページ」が 21.9%、「スマートフォン等で使用するアプリ」が 16.5%、障がい児で、「市の広報紙」が 50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター・ＬＩＮＥ」が 36.3%、「市のホームページ」が 35.4%となっており、広報紙での情報提供を希望する人が多くみられます。また、今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が障がい者で 4.5%、障がい児で 2.7%となっています。

今後も障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするために、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
福祉サービスに関する情報提供の充実	各事業所のサービス内容などをわかりやすくまとめた福祉サービスの手引きを作成します。また、相談支援事業を活用した情報提供の充実を図ります。	福祉課
障がいのある人への情報提供の充実	文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人が、日常生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に入手できるよう、「声の広報」などの情報提供を充実します。また、市内のボランティア団体の協力を得ながら、市の発行する印刷物の点訳化・音訳化に努めます。	福祉課
障害者手帳交付時の情報提供の充実	障害者手帳交付時に、福祉サービスの手引きなどや各種パンフレットなどを活用し、情報提供の充実を図るとともに、当事者団体等の活動を紹介します。	福祉課
情報提供にかかわるボランティア等の育成	社会福祉協議会などと連携をとりながら、点字・点訳、拡大写本、手話通訳・要約筆記、対面朗読などのボランティアの養成を図ります。	福祉課
ユニバーサルデザインの考え方に基づく情報提供	広報紙やホームページをはじめ市が情報提供を行う際には、誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの考え方に基づき行うよう努めます。	秘書企画課

（５）権利擁護の推進・虐待の防止

《現状と課題》

障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

アンケート調査によると、社会福祉協議会が実施する、日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、制度を知らない人が障がい者で 74.0%と高くなっています。また、今後、日常生活自立支援事業を利用したい人が 10.8%となっており、知的障がい、精神障がいで利用したい人の割合が高くなっています。

成年後見制度について、制度を知っている人が障がい者で 51.0%、そのうち利用している人は 2.3%となっており、今後、成年後見制度を利用したい人は 5.3%となっています。一方、障がい児で成年後見制度を知っている人は 58.4%と高く、成年後見制度を利用したい人は 14.2%となっています。

いままでに自分の体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が障がい者で 15.3%、障がい児で 15.9%となっています。特に精神障がい（児）で傷つけられたと感じている人の割合が高くなっています。また、虐待の内容について、障がい者で「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」が 79.3%と最も高く、誰から虐待を受けたかについて、「家族、親族、一緒に住んでいる人等」が 42.7%と最も高くなっています。

虐待を受けたとき、だれ（どこ）に相談したかについて、障がい者では「家族・親族」が 35.3%と最も高く、「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 16.7%、「知人・友人」が 12.7%となっています。障がい児では「家族・親族」が 50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」が 38.9%、「知人・友人」が 27.8%となっています。一方、「相談できる人がいない」が障がい者で 22.7%います。

地域では、虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発と併せて、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
成年後見制度利用支援の充実	中核機関である尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知・啓発や制度利用支援に努めます。また、後見候補者の確保、育成として、法人後見実施法人育成の取組や市民後見人養成事業を実施し、地域における権利擁護支援体制の充実を図ります。	福祉課 長寿介護課
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力に不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課
虐待の防止等に関する周知・啓発	障害者虐待防止法に基づく虐待の通報義務をはじめ、障がい者虐待の防止等に関する制度の周知・啓発を図ります。	福祉課

（６）人材の確保と育成

《現状と課題》

福祉・介護サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供するための人材が求められています。

アンケート調査によると、医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、障がい者で「ヘルパーの確保・育成」が 19.1%、「医療従事者の確保・育成」が 14.7%となっています。

福祉･介護人材の確保を進めるため、若年層を含む幅広い年代が福祉の仕事に興味・関心を持ち、就労先として選択することが求められます。そのためには、子どもや学生などが福祉施設において、直接障がい者と交流するような地域交流の場や体験型学習、職場体験などを行い、障がいのある人とのふれあいを通し、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」	広報紙やホームページをはじめ、市のかかわるイベントなどさまざまな機会を活用して、福祉・介護の仕事の意義と魅力をＰＲし、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の確保を図ります。	福祉課 長寿介護課
事業者との連携強化	市内のサービス提供事業者との連携を強化し、本市における福祉・介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、サービス提供事業者と意見交換をしながら、人材の確保の視点で取組を検討します。	福祉課 長寿介護課

3　健やかに生きる～保健・医療の充実

（1）保健事業の充実

《現状と課題》

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査によると、現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が障がい者で 81.0%、障がい児で 69.9%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が障がい者で 12.2%、障がい児で 7.1%となっています。

今後も、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
妊婦健康診査の充実	障がいなどの早期発見や安全な妊娠、分娩を目的とする妊婦健康診査の充実に努めます。	健康課
乳幼児健康診査の充実	障がいなどを早期に発見し適切な療育指導に結び付けるために、４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の充実に努めます。	健康課
乳幼児訪問指導の充実	継続的な保健指導が必要な乳幼児に対して、保健師などによる訪問指導の充実に努めます。	健康課
各種健康診査・事後指導の充実	がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査及び健診結果に基づく事後指導の充実に努めます。	健康課 市民窓口課
健康づくり事業の推進	生活習慣病の予防と積極的な健康増進を図るため、健康づくりの三大要素である「栄養」、「運動」、「休養」のそれぞれの視点から、各種健康づくり事業を進め、機会あるごとに啓発活動を行います。	健康課
精神保健に関わる相談援助体制の整備	専門職に相談できる機会として、臨床心理士によるこころの健康相談を引き続き実施します。	健康課 福祉課
職員の研修等の充実	発達の遅れのある子どもの保護者に対する指導向上のため、関係部署における職員の研修などを充実します。	健康課 子育て支援課 福祉課

事業名	内容	担当課等
継続した支援体制の整備・関係機関との連携	障がいや発達の遅れの発見後は、児童相談センター、医療機関、保健所などと連携し、的確な相談指導や医療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。また、保健所と連携し、在宅で療養する難病患者などに対する保健師の訪問指導や情報提供の充実に努めます。	健康課 子育て支援課 福祉課
感染症対策の充実	新型コロナウイルス感染症を含めた感染症について、関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障がいのある人の感染予防対策を講じるとともに、障がいのある人が感染した場合の支援体制を整備し、即応対策を講じます。また、感染拡大防止の取組のための障害福祉サービス事業支援を実施します。	健康課 福祉課

（２）医療体制の充実と連携強化

《現状と課題》

保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

アンケート調査によると、医療のことで困っていることについて、障がい者で「いくつもの病院に通わなければならない」が 16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が 12.1%、障がい児で「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が 29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が 27.4%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が障がい者で 12.2%、障がい児で 2.7%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	福祉課 長寿介護課 健康課
地域の医療提供体制の構築	障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。	福祉課 長寿介護課 健康課
医療的ケア児等の支援体制の構築	医療的ケアを要する子どもについては、学校生活、障害福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるとともに、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
医療費助成の周知	福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額が助成されています。受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。	福祉課 市民窓口課
かかりつけ医の奨励	二次障がいの予防・早期発見と対応のために、歯科医を含め、かかりつけ医を持つことを奨励します。	健康課
在宅歯科診療・訪問口腔衛生指導の周知	一般の歯科診療所への通院が困難な障がいのある人が、気軽に在宅で歯科医療サービス・口腔衛生指導を受けられるよう、本人、家族、事業者等へ訪問歯科診療の周知に努めます。また、必要に応じて介護保険サービス等につなげていきます。	健康課 長寿介護課 福祉課

4　可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実

（1）療育の充実

《現状と課題》

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、身体障がいなどがありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、障がい児で児童発達支援を利用したことがある人が 72.6%と多くの人が利用しています。

今後も、障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
「あゆみの家」の充実	就学前の乳幼児を対象に実施している「あゆみ教室」での児童発達支援事業において、言語療法、作業療法、音楽療法の療育プログラムの充実に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康課
相談支援体制の強化	障がいのある子どもの保護者が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保育園や学校などの関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
保護者に対する障がい受容支援	障がいの早期発見・早期療育のため、保護者に対する障がい受容支援と、障がいに対する知識の啓発活動を推進します。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
継続的な支援システムの構築	乳幼児期から学齢期、就労に至る段階まで、保健、医療、教育、福祉、労働などの関係機関との密接な連携を図りながら、教育相談やコーディネートなど、一人ひとりに合わせた継続的に支援できる仕組みを検討します。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
保護者等の交流の場づくり	障がいのある子どもの支援が円滑に行われるよう、障がいのある子どもの親同士などの交流の場づくりを推進します。また、「あゆみの家」を利用していたOB等のネットワーク化を支援し、新たなピアカウンセリングの場の創出を進めます。	福祉課 子育て支援課 健康課

（２）保育・幼児教育の充実

《現状と課題》

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%となっています。

育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの割合が高くなっています。また、育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が障がい児で 46.9%となっています。

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
インクルーシブ保育（統合保育）の推進	障がいのある子どもの発達を促すとともに、障がいのない子どもの思いやりの心を育むため、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに保育や教育を受けるインクルーシブ保育を推進します。すべての子どもがより適切な環境の中で保育が受けられるよう、一層の配慮を図るとともに、保育園、幼稚園や専門機関と保護者の連携を強化します。	子育て支援課
子育て相談の充実	地域や家庭での養育環境を整備するため、子育て支援センターに利用者支援員を配置し、子育て相談の充実を図ります。	子育て支援課
障がい児の受け入れ体制の充実	障がいのある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受け入れを進めるとともに、認定こども園等での受け入れを働きかけます。	子育て支援課
保育士、教員の資質向上	障がいの多様化に対応できるように保育士、教員等を対象に、障がい児・者理解のための実践的な研修を進めて資質と力量の向上を図っていきます。	子育て支援課 学校教育課

（3）インクルーシブ教育の推進

《現状と課題》

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある幼児・児童・生徒が自立と社会参加を目指すインクルーシブ教育は大変重要となっており、また、教育の場面においても、「障害者差別解消法」の施行後、合理的配慮の提供が求められています。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が障がい児で 54.9%と最も高くなっています。

今後も、一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
インクルーシブ教育を推進するための多様な学びの場の充実	個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。	学校教育課
障がいに応じた特別支援学級の設置	障がいに応じた特別支援学級の設置を推進します。	学校教育課
療育の一貫性の確保	障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため「岩倉市サポートブック」を活用するなどして幼児期から小学校、中学校まで療育の一貫性を確保できるよう、内容の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
進路指導の充実	障がいの程度や特性に応じ、適切な教育を受けることができるよう、進路相談や進路先への個別の教育支援計画の活用に努めます。	学校教育課
個別の教育支援計画・指導計画の活用	児童生徒が個々の障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けることができるよう、特別支援学校をはじめ関係機関と連携しながら、個別の教育支援計画・指導計画を活用した支援を進めます。	学校教育課
学校教育施設のバリアフリー化の推進	障がいのある児童生徒が学習や生活面で支障をきたさないよう、また災害時の避難場所としての活用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	学校教育課

5　いきいきと活動する～社会参加の促進

（1）雇用の促進

《現状と課題》

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

アンケート調査によると、日中の主な過ごし方について、仕事をしている人が 19.8%となっています。特に知的障がいで仕事をしている人の割合が高くなっています。また、職場への不安や不満について、「収入が少ない」が 31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が 15.4%、「人間関係がよくない」が 12.6%となっています。

障がいのある人の就労を促進するために必要なことについて「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」などが上位に挙がっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、障がい者で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が 23.0%、「配慮された働く場の整備」が 10.7%、障がい児で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が 46.0%、「配慮された働く場の整備」が 31.0%となっています。

就労することは、経済的自立や生きがいづくりのほか、一人ひとりがもつ能力を発揮することで、地域社会に寄与することにつながります。今後も、障がいのある人の雇用促進に向け、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障がい者雇用についての啓発	ハローワーク等関係機関と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。また、障がいのある人を雇用する企業を支援するための助成制度など、障がい者雇用促進施策についての周知を図り、障がいのある人の雇用を促進します。	福祉課 商工農政課
市の法定雇用率の達成	市職員の障がい者雇用率が法定雇用率を達成するよう職員の計画的な採用を行います。また、職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めます。	秘書企画課

事業名	内容	担当課等
精神障がいのある人の就労の促進	ハローワーク、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と連携し、精神障がいのある人の就労の促進を図ります。	福祉課
就労移行支援・就労継続支援・就労選択支援事業の参入促進	就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労選択支援事業への事業者の参入を促進します。	福祉課
一般就労が困難な人の就労の場への支援	市内にある生活介護事業所、就労継続支援事業所の運営などを側面的に支援します。	福祉課
障がい者雇用に関する「見える化」の促進	広報紙などで障がいのある人を雇用している企業や、企業で活躍している障がいのある人の紹介を行うなど、企業、市民への理解促進に努めます。また、先進的な取組について、具体的な工夫等の事例を収集し、市内企業等に紹介します。	福祉課
多様な就労体験・実習の場の確保	ハローワーク、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と連携し、企業等に対して、障がい者雇用についての理解・協力を求めていくとともに、就労体験・実習の受け入れの場の確保に努めます。	福祉課
優先調達の推進	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供について、優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。また、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。	行政課 福祉課

（２）就労後の支援の充実

《現状と課題》

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を利用したことがある人が障がい者で 2.4%、知っている人が 16.8%、障がい児で知っている人が 21.2%、今後利用したい人が 32.7%となっており、認知度を向上させる必要があります。

今後も、企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチなどによる就労定着支援の一層の推進が求められます。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障がい者の就労定着への支援	就労定着支援事業者の参入促進やジョブコーチの普及を促進します。また、市役所２階フロアを一部貸出し、就労支援の場を兼ねたレストランの運営を支援します。	福祉課 行政課
職場における合理的配慮の提供義務等の周知と啓発	障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	福祉課

（３）スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

《現状と課題》

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。

アンケート調査によると、この１年間にどのような活動をしたかについて、障がい者で「趣味の活動」が 20.4%、「旅行」が 19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が 18.3%となっています。今後、活動したいことについて、「旅行」が 35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が 24.7%、「趣味の活動」が 23.0%となっており、今後活動したい内容に「旅行」を希望する人が多いことから、移動する際の交通環境の整備などが求められます。

障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域団体などとの連携を図っていく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進	段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システムなど障がいのある人が安心して活動ができるよう、必要に応じスポーツ施設、文化施設等、人や環境に配慮したバリアフリー化を推進します。	生涯学習課 福祉課
スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援	市内で開催されるスポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントや、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、一緒に楽しめるイベント等を関係機関と連携し積極的に支援します。	生涯学習課 福祉課

事業名	内容	担当課等
スポーツ教室の充実	障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やイベント開催を積極的に支援するとともに、こうした開催の周知を図っていきます。	生涯学習課 福祉課
スポーツ大会等への参加支援	愛知県身体障害者スポーツ協会などが開催するスポーツ大会などへの参加を支援します。	生涯学習課 福祉課
スポーツ施設の利用促進	スポーツやレクリエーションは、障がいのある人にとって、感覚訓練、機能訓練としても有効です。こうした観点から、障がいのある人のスポーツ施設の利用を促進します。	生涯学習課
スポーツ活動関連情報の提供	障がいのある人のスポーツ活動へのニーズに対応できるよう、参加可能な種目やクラブ情報を調査し、情報の提供に努めます。	生涯学習課 福祉課
障がい者スポーツの普及	障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。	生涯学習課 福祉課
障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり	障がいのある人に対して、市などが主催する生涯学習講座やイベントなどを積極的に案内し、参加を呼びかけるとともに、手話通訳や要約筆記などの配慮に努め、障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 福祉課
障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充	文化行事(講演など)の開催の際には、車いす対応の席を確保するなど配慮に努めるとともに、必要に応じて手話通訳・要約筆記の配置や骨伝導式の赤外線補聴システムの活用などにより障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充に努めます。	生涯学習課 福祉課

6　安心して暮らす～安全・安心の整備

（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

《現状と課題》

アンケート調査によると、岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設でのバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が障がい者で 14.5%、障がい児で 11.5%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり（道路、交通機関や公共施設）の改善、工夫」が障がい者で 24.2%、障がい児で 12.4%となっています。

公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	まちづくりの基本的な考え方として、今後も、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づきまちづくりを進めていきます。	秘書企画課 都市整備課
公共施設等のバリアフリー化の推進	「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準にしたがい、順次公共施設の整備を行っていきます。	都市整備課
民間施設のバリアフリー化の推進	市内の民間施設において、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合していると認められた施設（県条例適合証交付施設）が増えるよう、市民や事業者に周知を図ります。	都市整備課 福祉課
こころのバリアフリー化の推進	障がいのある人にとってのバリア（障壁）は、障がいのない人の車いす使用者用駐車場への駐車、視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、ハード面だけではありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、市民のそれら施設・設備の意義についての理解を促進し、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。	福祉課
障がい者補助犬の受け入れ	盲導犬をはじめとする障がい者補助犬の受け入れについて、公共施設における対応はもちろん、民間施設についても協力を呼びかけていきます。	福祉課

（２）外出・移動支援の充実

《現状と課題》

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。

アンケート調査によると、どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が障がい者で 40.6%、障がい児で 55.8%と最も高くなっています。また、外出するうえで困ることについて、障がい者で「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が、障がい児で「介助者などがいないと外出が困難である」「人の目が気にかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっており、外出の際に介助を必要としている人が多くみられます。

今後も、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。また、単身での外出が困難な人が必要な時に目的地まで安全に移動できるように支援の充実が求められます。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障害福祉サービスによる外出支援	障がいのある人の外出を支援するため、行動援護、同行援護及び地域生活支援事業を円滑に実施し、障がいのある人の外出を支援します。	福祉課
タクシー料金の助成による外出支援	障がいのある人の日常生活における活動や外出支援をするため、心身障害者福祉タクシー料金助成事業を引き続き実施します。また、利用者のニーズを把握したうえで、より有効な制度となるよう内容を随時見直していきます。	福祉課
ふれ愛タクシーによる外出支援	障がいのある人や高齢者等の外出を支援するため、通院や買い物等の移動手段として、ふれ愛タクシーを引き続き運行します。	協働安全課
自動車運転免許取得費等の助成	障がいのある人の就労や社会参加を促進するため、障がい者自動車運転免許取得費助成事業及び身体障がい者用自動車改造費助成事業を引き続き実施します。	福祉課
交通事業者との連携強化	障がいのある人が、安心して公共交通機関を利用できるよう、交通事業者との連携を強化し、サービスの向上を促進します。	福祉課 秘書企画課

（３）災害時の地域支援体制の確立

《現状と課題》

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査によると、地震などの災害時に避難できるかについて、障がい者で「一人でできると思う」が 39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が 30.6%、「できないと思う」が 14.0%、障がい児で「支援者がいればできる」が 65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」が 13.3%、「一人でできると思う」が 10.6%となっており、避難の際に支援者を必要とする人の割合が高くなっています。また、地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、障がい者で「災害の状況がわからないこと」が 45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が 32.7%、「避難所がわからない」が 19.2%、障がい児で「家族などに連絡をとれない」が 61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」が 60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」が 56.6%となっています。

避難行動要支援者制度を知っている人が障がい者で 13.1%、そのうち利用している人は 1.7%、障がい児で知っている人が 17.7%、そのうち利用している人が 1.8%となっており、避難行動要支援者制度の認知度・利用率の低さがみられます。また、今後、充実すべきだと考えることについて、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が障がい者で 25.2%、障がい児で 10.6%となっています。

今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
避難行動要支援者に対する支援の推進	災害発生時における、要支援者の安否確認や情報伝達、援助等の体制づくりを進めます。また、積極的に避難行動要支援者支援制度に関する情報を発信し、名簿掲載者の個別避難計画の作成率を向上させます。	福祉課 協働安全課
地域防災体制の強化	地域住民による救助や避難などの防災体制を構築するため、自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心とした地域のネットワークの強化を図るとともに、マンパワーの養成を進めます。また、各自主防災組織において防災マップの作成を促進します。	福祉課 協働安全課

（４）福祉避難所の整備

《現状と課題》

アンケート調査によると、災害時に、避難所等で困ると思われることについて、障がい者で「トイレのこと」「プライバシー保護のこと」などが、障がい児で「コミュニケーションのこと」「トイレのこと」「避難所で過ごすこと自体が難しい」などが上位に挙がっています。

また、災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、障がい者で「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などが、障がい児で「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」などが上位に挙がっています。

今後、福祉避難所の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
避難路確認の周知	障がいの有無に関わりなく、災害発生時に誰もが安全に避難できるよう、事前に避難できる経路を確認するよう市民周知に努めます。また、避難所の位置等に関する周知を行うとともに、各自主防災組織において防災マップの作成を促進します。	協働安全課
福祉避難所の整備	誰もが安心して避難生活を送れるよう、個々の障がいに配慮した避難所の整備を、今後も各種事業所と協議しながら進めていきます。	協働安全課 福祉課
緊急通報システムの普及等	障がいのある人の日常生活の不安を軽減するため、病気や火災などの緊急事態に対処する緊急通報システムの普及等に努めます。	長寿介護課

計画の推進

1　計画の推進体制

（1）市民と行政の協働による推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。

そこで、計画の推進にあたっては、多く市民の協力が得られるよう働きかけ、当事者団体、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関連組織の連携を強化し、市民と行政の協働による施策の展開をめざします。

（2）庁内の推進体制

本計画は、福祉の分野に限らず、保健、教育、就労など幅広い分野にまたがった計画であるため、岩倉市健康福祉部福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進します。

（3）県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び尾張北部圏域（障害保健福祉圏域）内の市町と連携して推進します。

2　計画の進捗管理

本計画に掲げた《具体的な取組》等が、障がいのある人のニーズに応じて的確に実行されているかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の取組に反映していきます。計画の進捗管理については、岩倉市障害者計画推進委員会及び岩倉市地域自立支援協議会を通じて行います。

計画の進捗管理（ＰＤＣＡサイクル）

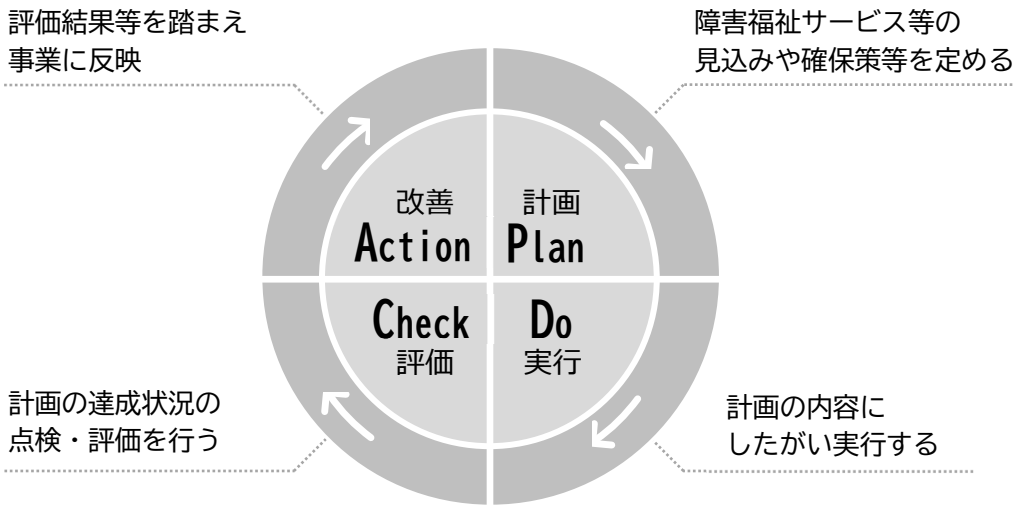

資料編

１　岩倉市障害者計画推進委員会

（１）岩倉市障害者計画推進委員会条例

平成 29 年６月 26 日条例第 14 号

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第４項の規定に基づく岩倉市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

（所掌事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　岩倉市障害者計画の策定及び推進に関すること。

（２）　その他障害者に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第４条　委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　障害者関係団体の代表者

（３）　社会福祉団体等の代表者

（４）　教育関係機関の代表者

（５）　医療機関の代表者

（６）　就労支援機関の代表者

（７）　市民の代表者

（８）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
２　委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。
（雑則）
第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、平成 32 年３月 31 日までとする。
（岩倉市地域自立支援協議会条例の一部改正）
３　岩倉市地域自主支援協議会条例（平成 26 年岩倉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
４　岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年岩倉市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

（2）委員名簿

（区分内順不同・敬称略）

区　分	所属等	氏　名
識見を有する者	中部学院大学　教授	◎大藪　元康
障害者関係団体の代表者	岩倉市障害者連絡協議会	石黒　常正
	岩倉市障害者連絡協議会	長崎　成吉
	岩倉市肢体不自由児・者父母の会	犬飼　直美
	岩倉市身体障害者福祉協会	関戸　八郎
社会福祉団体等の代表者	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会 会長	○伊藤　憲治
	社会福祉法人いわくら福祉会 施設長	久木　恵
	社会福祉法人尾北しらゆり福祉会 管理者	小倉　栄一郎
	岩倉市民生委員児童委員協議会 副会長	夏目　典子
教育機関の代表者	愛知県立一宮東特別支援学校	稲垣　貴子
	愛知県立小牧特別支援学校	浜田　幸治
医療機関の代表者	岩倉市医師会	井上　伸
	尾北歯科医師会岩倉地区会	犬飼　賢三朗
就労支援機関の代表者	尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ	坂野　誠
市民の代表者	市民公募	安江　弘雄
	市民委員登録者	山中　里美

◎＝委員長　○＝副委員長

2　計画の策定経緯

【2022 年度（令和４年度)】

月　日	内　容
2022 年（令和４年） 11 月 28 日	令和４年度第１回岩倉市障害者計画推進委員会 （１）　岩倉市障がい者計画（第６期)、岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）の策定について （２）岩倉市障がい者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査について
2022 年（令和４年） 12 月 25 日～ 2023 年（令和５年） １月 13 日	岩倉市障がい者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査の実施
2023 年（令和５年） ３月１日	令和４年度第２回岩倉市障害者計画推進委員会 （１）障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗について （２）次期障がい者計画及び障がい福祉計画等の策定に係るアンケートの結果報告について

【2023 年度（令和５年度)】

月　日	内　容
2023 年（令和５年） ８月 29 日	令和５年度第１回岩倉市障害者計画推進委員会 （１）障がい者計画の概要について （２）策定スケジュールについて （３）岩倉市障がい者計画の体系・骨子の検討について
2023 年（令和５年） 12 月 18 日	令和５年度第２回岩倉市障害者計画推進委員会 （１）岩倉市障がい者計画（第６期）（案）について （２）岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（案）について
2023 年（令和５年） 12 月 28 日～ 2024 年（令和６年） 1 月 29 日	パブリックコメントの実施
2024 年（令和６年） ２月 19 日	令和５年度第３回岩倉市障害者計画推進委員会 （１）パブリックコメントの結果報告について （２）岩倉市障がい者計画（第６期）について （３）岩倉市障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）について

3　用語解説

【あ行】

アウトリーチ（訪問支援）

本来は、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むことをいう。精神障がい者の支援においては、治療中断者やひきこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階からの支援を行う手法である。

アクセシビリティ

利用者が機器やサービスを円滑に利用できることをいう。

例として、ウェブにおいては、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰でも利用できるという考え方をいう。

あみ～ご

誰もが、気軽に訪れ、ゆったりとした時間を過ごしてもらう場。2007 年（平成 19 年）４月に精神障害者家族会がボランティアグループかざぐるまの協力を得て始めた。

あゆみの家

心身障がい児の早期療育の充実を図るために、1974 年度（昭和 49 年度）に岩倉市が東町地内に開設した公設公営形態の児童発達支援施設。心身に障がいや発達の遅れのある子が保護者と一緒に通い、集団療育や親子遊びを通し、基本的な生活習慣や社会性を身に付けることを目的としている。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。

一般就労

障がい者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業

障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の１つで、屋外での移動が困難な障がい者の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。

医療的ケア・医療的ケア児

医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が 2021 年（令和３年）９月 18 日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

インクルーシブ教育

多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセスをいう。国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが対象となる。現在の日本では、障がいのある子どもが籍を置く学びの場は３種類となっている。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設をいう。

居宅介護（ホームヘルプ）

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの１つで、障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために必要な事項を定めた法律。2012 年（平成 24 年）６月に公布、2013 年（平成 25 年）４月に施行された。

グループホーム（共同生活援助）

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの１つであるグループホームは、障がい者が共同生活を行う住宅をいう。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な障がい者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

行動援護

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの１つで、自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者又は統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

合理的配慮

障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。

コミュニケーション支援

障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の１つで、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣すること。

個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成し、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための計画をいう。計画に記載する内容は、災害対策基本法で定められており、避難行動要支援者の情報のほか、避難支援等を実施する者の情報、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項などである。

なお、2021 年度（令和３年度）の災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と規定されている。

【さ行】

就労移行支援

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの１つで、就労を希望する障がい者等に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、２年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は３年間又は５年間）とされている。

就労継続支援

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの１つで、Ａ型とＢ型の２種類がある。

①就労継続支援（Ａ型）：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

②就労継続支援（Ｂ型）：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業。

手話通訳

重度の聴覚障がい者・重度の言語障がい者と障がいのない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のことをいう。2018 年（平成 30 年）４月１日からは雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられた。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

2024 年（令和６年）４月１日からの障がい者雇用率については、民間企業では 2.3%から 2.7%に、国・地方公共団体等では 2.6%から 3.0%（教育委員会では 2.5%から 2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、2026 年（令和８年）６月 30 日までの間については、民間企業では 2.5%、国・地方公共団体等では 2.8%（教育委員会では 2.7%）とされている。

障害者基本計画

障害者基本法に従い、政府が障がい者の福祉及び障害の予防に関するさまざまな施策を総合的に推進するための基本計画。この計画に準じて、都道府県及び市区町村などの地方公共団体でも、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画を策定しなければならないとされている。

障害者基本法

1970 年（昭和 45 年）に制定された「心身障害者対策基本法」を 1993 年（平成５年）に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がい者の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

障害者虐待防止法

⇒　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者計画

障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がい者のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者をいう。計画の範囲は、障がい者についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がい者の年齢・障がいの種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにするとしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者権利条約

障がい者に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006 年（平成 18 年）12 月、国連総会において全会一致で採択された条約。わが国は、2007 年（平成 19 年）の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014 年（平成 26 年）１月に同条約を批准し、同年２月から効力を発することとなった。

障害者総合支援法

障がい者の福祉サービス等の給付等について定めた障害者自立支援法は、2013 年（平成 25 年）４月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がい者や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるために、2011 年（平成 23 年）６月に公布、2012 年（平成 24 年）10 月に施行された法律。この法律により、障がい者に対する虐待の禁止や障がい者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町村の立入調査権限などが定められた。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国及び地方公共団体の責務、障がい者の職業人としての自立を努力義務として規定し、その雇用を促進するため、職業リハビリテーションの推進、障がい者の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収を定め、こうした納付金関係業務を行う法人として日本障害者雇用促進協会の設立を定めている。

障害者優先調達推進法

⇒　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

障害福祉計画

障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、2006 年（平成 18 年）６月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることとされている。障害福祉計画は３年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

障害福祉サービス

障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）で、障がいの程度により１級から６級の等級が記載される。手帳交付の手続きは、医師（都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の指定する医師）の診断書を添付して交付申請書を都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に提出する。身体障害者手帳は 18 歳未満の身体障がい児に対しても交付され、本人が 15 歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

生活介護

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの１つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がい者が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、１級から３級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

成年後見制度

判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成年後見制度利用支援

自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

相談支援事業

障害者総合支援法に定める相談支援事業は、障がい者や障がい者の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービス。具体的な内容としては、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のための必要な援助、⑥専門機関の紹介、⑦地域自立支援協議会の運営等である。

相談支援専門員

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。

【た行】

短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がい者の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がい者が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。

地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターがある。必須事業以外の事業も実施することができるとされており、本市では、①訪問入浴サービス事業、②更生訓練費給付事業、③日中一時支援事業、④社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業、声の広報等発行事業）を実施している。

地域包括ケアシステム

高齢者や障がい者など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療･福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

同行援護

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚障がい者が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

統合保育

心身に障がいのある子どもと、障がいのない子どもを一緒に保育すること。インテグレーション、メインストリーミングともいう。

【な行】

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの１つ。心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいと比較し、周囲の認識の低さから、障がいが過小評価されることが問題とされている。

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

難病医療費助成制度の対象疾病は、2021 年（令和３年）11 月１日から 338 疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は 788 疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は 366 疾病（2024 年（令和６年）４月１から 369 疾病）である。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日中活動系サービス

従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

ノーマライゼーション

北欧から世界へ広まった障がい者施策の重要な概念であり、社会の主流となっている規範や形態にできるだけ近い日常生活の条件を、障がい者が得られるようにする考え方のことをいう。

障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す。

【は行】

発達障がい

いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準 DSM では、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がいが、自閉症スペクトラム障がいという診断名に分類される。

発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援等について定め、発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障がい者の福祉の増進に寄与することを目的に、2004 年（平成 16 年）12 月に公布された法律。この法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいとしている。

バリアフリー〔barrier free〕

住宅建築用語として、障がい者が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するということをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

福祉避難所

避難所を設置するような大規模災害が発生した場合に、一般の避難所では生活が困難で、避難生活に特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者等を対象に開設される避難所。一般の指定避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設される二次避難所。

訪問系サービス

障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

【ま行】

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う地域福祉推進の中心的な担い手。民生委員法及び児童福祉法により設置が定められ、民生委員と児童委員は兼務することになっている。また、民生委員・児童委員には、担当地区をもつ民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がある。

【や行】

ユニバーサルデザイン〔universal design〕

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がい者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がい者や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

要約筆記

聴覚に障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するもの。要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいのある人のために要約筆記を行う人。

【ら行】

療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ、社会性を発揮させる援助などを行う。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。愛知県においては、Ａ判定（重度）、Ｂ判定（中度）及びＣ判定（軽度）の３種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がい者は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

岩倉市
障がい者計画（第６期）
2024年（令和６年）３月

発　行：岩倉市
編　集：健康福祉部　福祉課
〒482-8686
岩倉市栄町一丁目66番地
TEL：0587-38-5809（直通）
FAX：0587-66-6100
E-mail　fukushi@city.iwakura.lg.jp